

漁場油濁被害救済制度と申請の手引き

平成 25 年 10 月

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

はじめに

当機構は、先に内閣府の公益法人認定を受け、平成 25 年 4 月 1 日から公益財団法人として新たに出発することとなりました。

当機構は、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止と漁場清掃の推進及び原因者が不明の漁業被害の救済を行うことにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図っています。油の流出による漁場油濁被害防止対策については、海洋汚染防止法による油排出基準の厳格化と船舶乗組員ら関係者の法令遵守に加え、関係当局の監視取締体制の強化等により、漁場油濁被害は漸減傾向にあるものの、依然として後を絶ちません。

このような中で、多様な生物の生息の場であると同時に、我々に豊かな水産資源を提供し、また様々なレクリエーションの場になるなど多くの恩恵を国民の暮らしにもたらしている「青く豊かな海・美しい浜辺」を次の世代に引き継いでいくことが我々一人ひとりに課せられた大きな使命と認識する次第です。

本書は、漁場油濁の拡大防止・汚染された漁場の清掃費用等の支弁と原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済金の支給を行う漁場油濁被害救済事業の制度と諸手続きについての平成 24 年度発行の実務手引書を改訂したものであり、有効に活用していただければ幸いです。

平成 25 年 10 月

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

理事長 岸 宏

目 次

漁場油濁被害対策事業の概要	1
1 事業内容	1
2 財源・費用の仕組み	2
原因者不明油濁事故編	3
I 事業の仕組み	5
II 漁場油濁事故発生時の対応・措置	6
1 緊急通報及び連絡体制の整備	6
2 油濁状況の現地確認調査	7
3 対応・措置の決定	8
III 救済の内容	11
1 用語の定義	11
2 漁業被害	12
3 防除・清掃事業	14
IV 救済金等の申請手続き	15
1 漁場油濁発生報告書	16
2 漁場油濁被害救済申請書	16
V 救済金等の認定	19
VI 救済金等の支給	20
VII 救済金等の配分と報告	20
VIII 救済金等の配分検査	21

IX 救済金等の返還その他	22
1 救済金等の返還	22
2 都道府県への報告	22
様式編（原因者不明の場合）	23
I 油濁事故発生報告書	25
II 漁場油濁被害救済申請書	26
1 漁業被害明細書	27
2 防除・清掃事業明細書	33
3 被害漁業者名簿	35
4 作業従事者名簿	35
5 出面簿	36
6 使用漁船名簿	36
III 漁場油濁被害救済金配分報告書	37
IV 漁場油濁被害防除費配分報告書	38
V 防除清掃作業労務費受領書	39
申請等記載例編（原因者不明の場合）	41
（漁業被害関係）	
I 漁場油濁発生報告書	43
II 漁場油濁被害救済申請書	44
1 漁業被害等明細書	45
2 漁業被害等明細書作成上の注意事項	55
3 のり養殖業の被害額算定上の留意事項	62
4 磯根（海藻）漁業の被害額算定上の留意事項	73
（防除・清掃関係）	
III 漁場油濁発生報告書	77
IV 漁場油濁被害救済申請書	78
1 防除・清掃事業明細書	79
2 防除・清掃事業明細書作成上の注意事項	84

3	防除・清掃事業実施上の留意事項	86
4	出面簿作成上の留意事項	90
5	港湾（漁港）内発生のお濁による防除・清掃費	92
	特定防除事業制度編	95
I	特定防除事業の概要	95
1	経緯と目的	95
2	特定防除事業の内容	95
3	特定防除事業の仕組み	97
II	原因者判明漁場油濁事故発生時の対応・措置	99
1	緊急通報及び連絡体制の整備	99
2	油濁状況の現地確認	100
3	対応・措置の決定	100
III	特定防除事業について	101
1	用語の定義	101
2	特定防除事業の防除措置及び清掃事業とは	103
3	特定防除費の申請手続き	104
4	特定防除費の認定及び支弁	107
5	信託協定の締結	109
6	特定防除費の配分と報告	110
7	特定防除費の返還	111
	申請書等記載例・様式例（特定防除の場合）	115
I	原因者が防除清掃作業を実施しない場合	117
1	原因者判明漁場油濁発生報告書記載例	117
2	特定防除費交付申請書記載例	118
3	特定防除事業明細書記載例	119

II	責任制限額を超える場合	
1	原因者判明漁場油濁発生報告書記載例	122
2	特定防除費交付申請書記載例	123
3	特定防除事業明細書記載例	124
III	共通様式例	
1	特定防除事業に要した経費様式例	128
2	作業従事者名簿様式例	130
3	出面簿様式例	130
4	使用漁船名簿様式例	131
5	防除清掃労務費受領書様式例	131
	関係規程編	
I	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構定款	135
II	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構漁場油濁被害対策事業業務方法書	150
III	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構漁場油濁認定基準	169
IV	公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構特定防除事業認定基準	174
V	漁場油濁被害等認定審査会規程	177

漁場油濁被害対策事業の概要

1 事業内容

機構は漁場油濁対策として次の事業を行っています。(定款第4条)

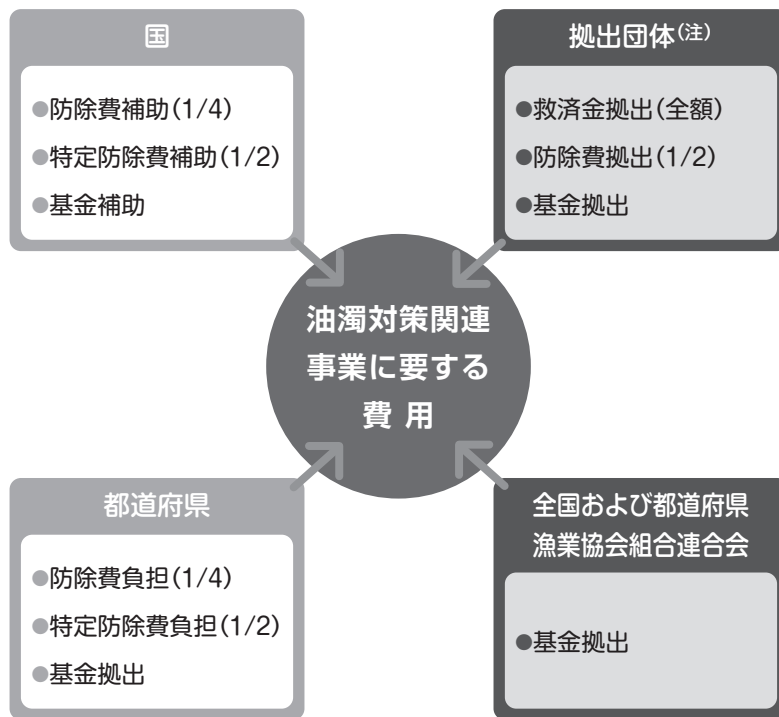
- (1) 原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金（以下「救済金」という。）の支給
- (2) 前号の漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用（以下「防除費」という）の支弁
- (3) 原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用の支弁
- (4) 漁場油濁の防止及び漁場油濁による被害の救済に関する調査、知識の啓発普及及び被害漁業者に対する指導
- (5) その他機構の目的を達成するために必要な事業

2 財源・費用の仕組み

救済事業に要する費用は、毎年度、次により公費及び拠出団体の負担とされています。

(漁場油濁被害対策事業業務方法書「以下、業務方法書という。」第4条)

- (1) 防除費の支弁に要する費用 原因者不明の場合 拠出団体負担1/2、公費1/2 (国1/4、都道府県1/4)
- 特定防除の場合 (原因者判明) 国1/2、都道府県1/2
- (2) 救済金の支給に要する費用 拠出団体負担



(注) 拠出団体

農 林 水 産 省 関 係	(一社) 大日本水産会		
経 済 産 業 省 関 係	石油連盟 (一社) 日本経済団体連合会 (一社) 日本貿易会 日本肥料アンモニア協会 (一社) 日本ガス協会	電気事業連合会 (一社) 日本電機工業会 (一社) 日本産業機械工業会 日本化学繊維協会	(一社) 日本鉄鋼連盟 (一社) 日本自動車工業会 石油化学工業協会 (一社) セメント協会
国 土 交 通 省 関 係	(一社) 日本船主協会 (公財) 日本財団	日本内航海運組合総連合会	(一社) 日本旅客船協会

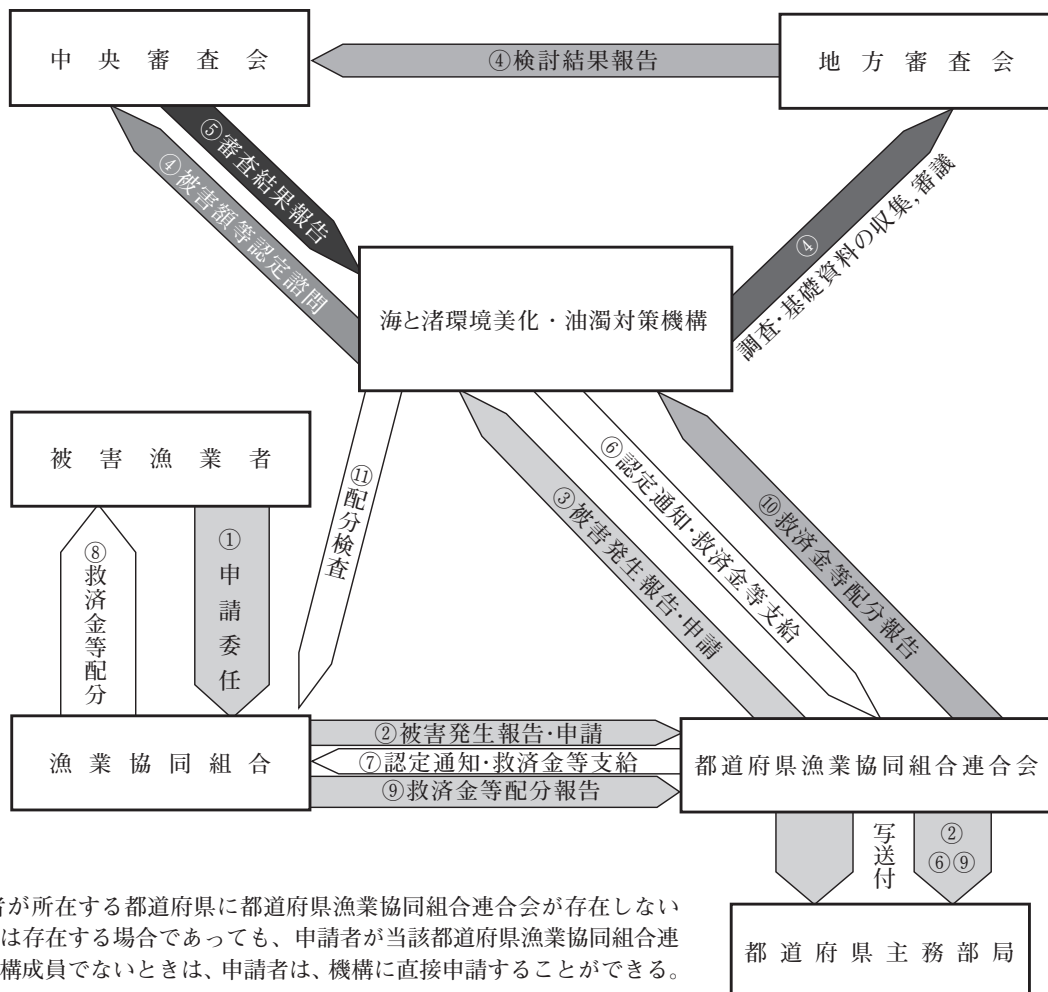
原因者不明油濁事故編

I 事業の仕組み

漁場油濁事故が発生した場合は、被害漁業者等は直ちに最寄りの海上保安部（署）、その他の関係行政機関に通報するとともに、各機関と協力して漁業被害の発生又は拡大の防止と原因者の究明に努めます。漁場油濁の原因者が判明しない場合は、原則として事故発生後 60 日以内に、漁場油濁被害救済金の支給又は防除措置及び清掃事業（以下「防除・清掃事業」という。）に要した費用の支弁について、漁業協同組合等（以下「漁協」という。）が申請者となり、原則として* 都道府県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）を通じて機構に申請します。

機構は、この申請額が適正なものであるかどうかを中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）に諮り審査します。被害の規模が大きい等の場合は、前もって都道府県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を開き検討します。

審査の結果に基づいて機構は、救済金又は防除費の額を認定し、これを原則として各県漁連を通じて申請者へ交付します。



*申請者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、申請者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、申請者は、機構に直接申請することができる。

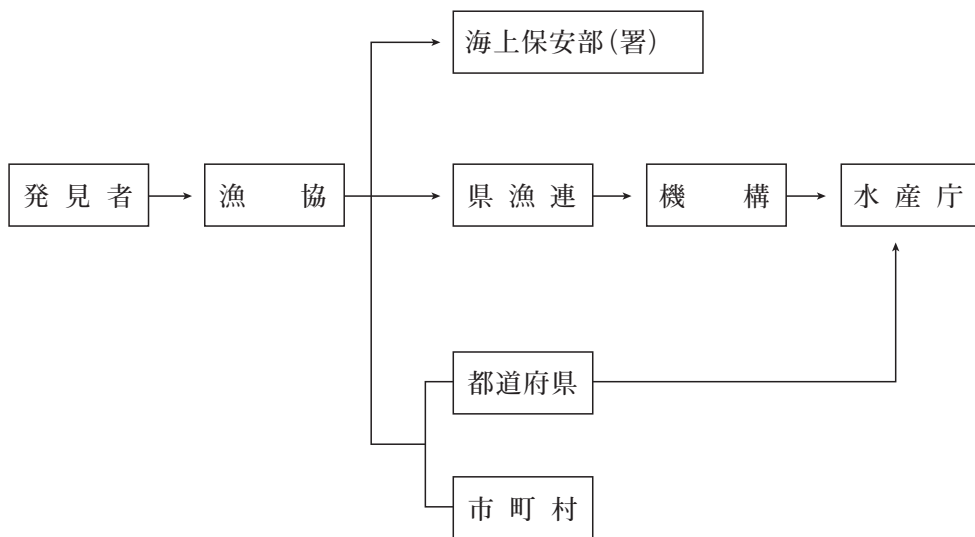
II 漁場油濁事故発生時の対応・措置

1 緊急通報及び連絡体制の整備

漂流油又は漂着油による油濁事故が発生した場合、漁業被害を最小限に食い止めるためには、一刻も早く効果的な対策を立て処理することが大切で、早期発見、早期連絡、早期防除が被害を少なくする最善の方法です。従って、以下の「緊急通達・連絡体制系統図」に倣って、発見者は、その規模の大小にかかわらず、速やかに油濁の状況を所属の漁協に通報します。通報を受けた漁協は、遅滞なく最寄りの海上保安部（署）、関係行政機関及び県漁連に通報するとともに、各機関と協力して、漁業被害の発生又は拡大の防止に努めるほか、原因者の究明に努めなければなりません。

そのために、漁協等関係機関は、日頃から下表に示すような通報すべき関係機関の連絡体制〔担当部署、担当者、電話番号（平日、休日、夜間）等〕を整えておく必要があります。

緊急通報・連絡体制系統図



関係機関名	担当部署	平日	休日・夜間	
		電話番号	担当者氏名	電話番号

2 油濁状況の現地確認調査

油濁事故が発生したら、漁協等は、その状況をできるだけ正確に関係機関に通報するために、直ちに、汚染現場の状況を調査し、把握しておく必要があります。これは油（漂流油又は漂着油）の適切かつ効果的防除措置を講じるために、また、原因者の究明にも役立ち、欠かせない重要なことです。

油濁状況の調査にあたっては、表1に示した事項、特に、油の量、性状、漂流・漂着の状況、被害の程度などの把握に努めて下さい。

表1 油濁状況の調査事項

項 目	内 容
(1)発見（発生） 日 時 場 所	
(2)油の性状・形状 ・液状油 ・オイルボール	油種、濃度、油膜の厚さ 変性の程度（粘度）等 形、大きさ、硬さ等
(3)油の漂流・漂着状況	幅、長さ、範囲、油量 油付着海藻、ゴミ等の多寡等
(4)現場海域（海岸）の 状況	海況、地形、漁場の状態等
(5)証拠写真の撮影	撮影の日時、場所、対象、注釈等
(6)サンプルの採取	分析用油サンプルの採取等

(注) サンプルの採取については、次ページから10ページにかけて「漂流油等の油種特定のための油の採取方法」を載せているので参考にして下さい。

表2 油面の目安としての濃度基準

濃 度 A.P.I基準	外 見 上 の 特 徴	海上保安庁 監視標準
1	海面上に銀白色の油層	E
2	銀白色の油層の中に七色の条痕	D
3	七色の明るい色調の油層	C
4	七色の暗い色調の油層	B
5	暗褐色の油層	A

(注) ① 海面の外見は天候及び監視角度等によって影響を受けやすいので注意が必要である。

② A.P.I : American Petroleum Institute

③資料 : A.P.I、海上保安庁

3 対応・措置の決定

油濁事故が発生したら、漁協は直ちに都道府県（以下「県」という。）・市町村、県漁連、機構等の指導・協力を得て対策会議を開催し、油濁現場の状況に応じた防除対策（油処理剤使用の可否も含めて）や、漁場復旧方針等を決定し、これらの作業に必要とする出動人員や漁船等の運搬手段の手配及び使用資機材の調達等について決定します。

油濁が広範囲であったり、被害が大きいようなときは、関係行政機関の指導を受けて、活動しやすい組織（対策本部）を設けることが必要となります。この組織は、汚染状況や漁業被害の状況等の調査や油の防除・清掃等に当たり、適切な対策を立て実施する上で重要です。

（参考）漂流油等の油種特定のための油の採取方法

油濁事犯が発生した場合、その原因者を究明するためには、浮流油等を採取し、その油種を特定するための分析を行わなければなりません。高精度の分析結果を得るには、その前提として浮流油等を適切に採取する必要があります。浮流油等の採取と言っても、浮流油等はその形状（液状か塊状か）、場所（海面上か海岸か）、量（多量か少量か）等によっていろいろな形態を示し、その採取方法は千差万別です。

ここでは、分析する立場から、いかに適切な方法で浮流油等を採取すればよいかについて、一問一答形式で以下に記すこととします。

（問1）油はどのような組成からなっていますか。

俗に油と言われるものには、動植物油、鉱物油がありますが、ここでは原油あるいは原油から精製された製品油等の鉱物油を対象とします。

原油あるいは製品油は、複雑な化学構造をもつ各種の炭化水素化合物、硫黄化合物、窒素化合物、酸素化合物及び数10種の金属等から構成されています。その組成割合は、原油の産地により、また製品油の種類によりかなり異なります。

（問2）そのような複雑な組成をもつ油をどのように分析するのですか。

油の分析は、いろいろな分析機器を使って組成を解明していきます。

例えば、炭化水素化合物、硫黄化合物、窒素化合物についてそれぞれどのような化合物がどのような割合で含まれているか？、どのような分子量分布を示すか？、バナジウム、ニッケル、硫黄分、窒素分をどの程度含んでいるか？、蛍光物質の分布状況は？、密度、動粘度、引火点等の性状値は？等々です。

これらの分析は、ガスクロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ、蛍光X線分析計、蛍光分光光度計等の分析機器を使って各種データを取り、得られたデータを総合的に解析することにより、一定の結論を出していきます。

(問3) 採取方法の良し悪しが分析結果にどのような影響を与えますか。

一番の問題は、分析の対象となる油は元の油の組成と異なっているということです。例えば原油が海洋環境中へ放出されると、ガソリン分、灯油分等沸点の低い成分が大気中へ揮散していきます。その他、化学的、生物学的にも変化していきますが、これを経時変性と言っています。経時変性を受けた油から元の油の種類を特定しなければなりません。ですから、浮流油等を発見した時は一刻も早く採取し、後に述べるような保存をし、可能な限り経時変性の進んでいない油を分析機関へ送付する必要があります。

次に問題となるのは、浮流油等を油処理剤、油ゲル化剤等で処理した後のものが持ちこまれることがあります。油処理剤等は、灯油のようなもので界面活性剤を溶かしたものですから、これが解析する際に妨害となる訳です。止むを得ず処理後の浮流油等しか採取できなかった場合は、散布したものと同一ロットの処理剤等を同時に分析機関へ送付して下さい。

(問4) どの程度の油量があれば満足した分析結果が得られますか。

油量が多ければ多い程、問2で述べたいろいろな機械分析ができます。その結果、より精度の高い分析結果が得られます。現在、開発されている分析を全て行おうとすれば最低100mlは必要となります。

しかし、現実には100mlの油を採取することが困難な場合もあります。油の種類を特定するための必要最小限の分析として、ガスクロマトグラフという機器で分析する方法があります。この方法では0.5ml程度の油があれば分析可能です。0.5mlの油と言うと、1,000mlの容器に油水を採取した場合、容器内壁に黒褐色の線が認められる程度です。最悪の場合、容器内の臭気を嗅いだ時、石油臭がすれば何とか分析結果が得られます。

とは言うものの、精度の高い分析結果を得るためには、現場の状況に応じて種々の工夫をして、より多くの油を採取する努力をしなければなりません。

(問5) 一般的な採取方法にはどのような方法がありますか。

特に採取用器材として製品化されたものもなく、採取方法も定められていません。浮流油等の形態に応じて適宜採取しているのが現状です。

例えば、海面上での厚い油膜状の油はひしゃくで直接容器に汲み取り、薄い油膜状の油は吸着材（油吸着マット等）でぬぐい取ります。また、海岸の岩礁地帯、砂浜、岸壁等に付着した高粘度の油は吸着材で拭き取り、固型化した塊状となった油は原姿のままスプーン、ピンセツ

ト等で採取します。ここで注意しなければならないことは、吸着材を使用した場合、同一の未使用の吸着材を併せて分析機関に送付することです。吸着材から油分を抽出する時、解析の際障害となる成分も一緒に抽出されるからです。吸着材がなく止むを得ずウェス、ティッシュペーパー等を使用した場合も同様です。また、ひしゃく、スプーン等はできるだけ金属性のものは使用しないことです。異物が混入し、分析で金属分を測定する際、妨害となるからです。

(問6) どんな容器に採取したらよいですか。

価格が安く、簡単に入手できることから、しばしばプラスチック製容器を使用することがあります。しかし、プラスチック製容器からは成型時に用いられる可塑剤が溶出するため望ましくありません。浮流油等が軽質油の場合は特に注意しなければなりません。

原則としてはガラス製容器を使用して下さい。ガラス製容器にもいろいろなものがありますが、最も望ましいものは硬質ガラス製の共栓試薬瓶です。試薬瓶には広口瓶と細口瓶があり、広口瓶は廃油ボール等の塊状の油に、細口瓶は液状の油を入れるのに適しています。しかし、プラスチック製容器と違い、輸送時に破損する恐れがあるので注意が必要です。

緊急時、上記のガラス製容器、プラスチック製容器がない場合、飲料水の空瓶、バケツ等どんな容器でもかまいません。この場合、充分洗浄し異物が残らないようにしなければなりません。

(問7) 採取した油はどこに保存しておくのがよいですか。

採取した油は、保存中に軽質分が揮散したり、海水まじりの場合、海洋微生物で分解されたりして変質することがあります。前述の様に一種の経時変性を受ける訳です。それを防止するためには、容器のキャップを充分にしめ軽質分の揮散を防ぐとともに、微生物の活性をおさえるために10℃以下の冷暗所に保存しておくことです。

いずれにしても、採取したら直ちに分析機関へ持込むのが賢明です。

(問8) その他採取に当たって注意することはありますか。

一般的な注意事項としては次のことが挙げられます。

- ① 油の漂流・漂着状況、採取状況等を写真撮影するとともに、採取の日時、場所、採取者名を記録しておくこと。
- ② 広範囲に汚染している場合は、数地点から採取すること。採取する場所によって異なった油が採取される場合がある。
- ③ 油が付着したのり網等は、油が付着した状態のまま分析機関へ送付すること。

{ 海上保安試験研究センター } (「油濁基金だより No.49 (1992. 3)」から抄録)
化学分析課長 石田米治

Ⅲ 救 済 の 内 容

機構の救済事業は、漁場油濁被害のうち原因者不明のものに限って、漁業被害に対する救済金の支給と、防除・清掃事業に対する費用の支弁を行うものです。

救済すべき被害の種類、原因者の究明及び現地調査等、認定に当たって必要な事項については、133 ページ以降に掲載している「関係規程編」のなかの「公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構業務方法書」（以下「業務方法書」という。）で規定しています。また、具体的な被害額の算出等認定の基準については、同じく「関係規程編」のなかの「漁場油濁被害認定基準」（以下「認定基準」という。）によることとなり、その実施に関し必要な事項については、中央審査会の意見を聴いて決定することになっています。

1 用語の定義

原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者等の救済を適正かつ円滑に行うため、機構では業務方法書を定めています。業務方法書で使用される重要な用語についての定義を、次のように定めています。

(1) 油とは：

原油、潤滑油、鯨油及び重油並びにこれらの油を含む油性混合物をいう。

(業務方法書第2条第1号)

ここで言う「油」とは「漁場油濁」が生じた時点での油の状態を述べたもので、油性混合物には、ビルジ、スラッジ、バラスト水等のほか、オイルボールとなったものも含まれていますが、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」で定められている油のうち、軽油、灯油、揮発油は、ここでは対象となりません。

(2) 漁場油濁とは：

船舶、工場等から流出し、又は排出された油により、突発的に漁場が汚染され、又は汚染されるおそれがあることをいう。

(業務方法書第2条第2号)

救済の対象となる漁場油濁とは、船舶又は工場等の事業活動等に伴って、流出し又は排出された油により漁場汚染が突発的に発生し、又は発生するおそれがある場合であって、臨海工場

地帯の地先水域等で恒常的に生じている油臭魚問題などは、対象にはなりません。

(3) 原因者とは：

漁場油濁に係る油の流出又は排出につき、漁業被害並びに防除措置及び清掃事業に要する費用に関する賠償責任を負うべき者をいう。

(業務方法書第2条第6号)

原因者とは、不法行為によって生じた損害を賠償する責任を負う者であり、一般的に船舶の場合であれば船舶所有者が、陸上の工場であれば工場の所有者となります。

原因者不明の油濁事故が発生した場合は、被害漁業者としては、海上保安部（署）その他の関係機関に通報するとともに、原因者の究明に努めなければなりません（同第8条第1項）。

なお、原因者不明の油濁事故において、原因者の如何について争いがある場合は、原則として救済の対象となりませんが、争いが決着して、原因者不明となった場合は、救済の対象となります。

以上の定義を前提とした「漁業被害」及び「防除・清掃事業」については、次のとおりです。

2 漁 業 被 害

漁場油濁（これにつき講じた防除措置及び清掃事業を含む。）に起因する次の損失等をいう。

- ア 養殖に係る水産動植物及び漁獲物の汚染、死亡及び生育の異状による損失
- イ 漁船、漁具及び養殖施設の損傷及び汚染による損害
- ウ 漁業の操業の不能による収入の減少
- エ 漁業種類及び漁場の変更による収入の減少

(業務方法書第2条第3号)

救済金の支給対象となる漁業被害について、上記のア～エの4つに分類していますが、概要は次のとおりです。

ア 「養殖に係る水産動植物及び漁獲物の汚染、死亡及び生育の異状による損失」：

養殖に係る水産動植物及び漁獲物が、油によって汚染され、又は死亡し、或いは油臭くなったため廃棄した場合、及び生育の異状等による品質の低下や緊急処分したことから価値の減少を来した場合等の損失をいいます。

のりなどの海藻類の場合は、生のり又は製品の廃棄があり、魚の場合には廃棄以外に養殖魚

が通常の商品になる前に、止むを得ず出荷するなど価値減少による被害があります。

ここで対象となる損失は、養殖生産物又は漁獲物等物の物的価値の低下による場合に限られ、物的価値に関係ない単なる風評による価格の低下は、対象となりません。

イ 「漁船、漁具及び養殖施設の損傷及び汚染による損害」：

漁船、漁具や養殖等の生産施設が油によって汚染された場合や、汚染の程度が著しく、漁具や網などを払拭、洗浄しても使用できない場合は、汚染直前の残存価格が補てんの対象となります。

なお、油で汚染された漁船、漁具及び養殖施設の払拭費用や焼却等処分費用は、防除・清掃費の支弁の対象となります。

ウ 「漁業の操業の不能による収入の減少」：

油の流入による漁場の汚染のため、一時的に漁場利用が不可能となったり、油によって汚染された漁具の廃棄、払拭、修理等のため、休漁せざるを得なかったことにより、収入の減少となった場合に補てんの対象となります。

エ 「漁業種類及び漁場の変更による収入の減少」：

油の流入による漁場の汚染を避けて、やむを得ず操業すべき漁業種類を変更し、又は回す等により漁場を変更して操業したために収入の減少となった場合に補てんの対象となります。

これらの漁業被害額は、通常の生産又は漁獲が基準となりますが、当該漁場油濁に関連して、保険金等を受領した場合など別途の収入があるときは、その金額を差し引くこととなります。

以上のように、漁業被害に対する救済金の対象範囲としては、一次的或いは直接的な漁業被害の一部に限定されており、二次的な被害や少額被害等、次に掲げる経費は対象となりません。

※ 救済対象にならない被害等

- (1) 漁業被害の額が、漁場油濁1件につき50万円を下回る少額被害（同第14条第4項）
- (2) 漁協が行う現地対策会議の費用、印刷費、通信費、写真代、漁協常勤役職員の出張旅費、自動車の燃料代等の事務経費
- (3) 漁業被害の発生による水揚量の減少等に伴う漁協の販売手数料等の減収
- (4) 流通の過程で、油臭等の原因により製品が返品された場合の損害
- (5) 油濁発生ということから、直接汚染に関係ない製品まで価格が低下する等風評による被害
- (6) 油濁発生に伴う長期にわたる後遺症被害

3 防除・清掃事業

防除措置は、漁場油濁に係る油のひろがりの防止及び当該油の除去その他漁業被害の発生又は拡大の防止のための応急措置をいう。

清掃事業は、漁場油濁に係る油の付着等により効用の低下した漁場における当該油の清掃及び当該漁場の復旧のための事業をいう。

(業務方法書第2条第4号及び第5号)

防除措置は、油の漂着（流）があり、そのまま放置すれば養殖場又は磯根資源が汚染され、或いは沿岸利用の漁業に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、漁業被害の発生防止や、漁場油濁の拡大防止を図るため、漂着（流）油の捕集、回収等除去の応急措置を行うものです。

一方、清掃事業は、漁場に油が流入し、滞留してすでに汚染され、更に汚染の状態が続き、漁業被害の発生のおそれがある場合や漁船の揚げ降ろし、漁具・漁獲物の天日乾燥等に支障がある場合に、その後の漁場油濁の拡大防止のため、汚染された漁場の清掃を行うものです。

防除・清掃事業は、漁業被害の発生防止を直接の目的としているため、被害漁業者等が実施する場合に限られ、被害漁業者以外の者、例えば、市町村等が主体となって実施する場合は対象となりません。また、海水浴場、観光海浜等レクリエーションのための海浜清掃等、環境美化運動等の一環として地元住民等が行う一斉清掃等も対象となりません。漁場油濁があった場合に、漁業被害を受け又は受けるおそれのある漁業者としては、遅滞なく海上保安部（署）その他の関係機関に通報して、原因者の究明に努めるとともに、漁業被害の発生又は拡大を防止するための効果的な防除措置を講ずることが必要です（同第8条第1項）。

被害漁業者等が原因者の究明に努力しなかった場合や、効果的な防除措置を講じなかったことから被害が拡大したなどの場合は、漁業被害等の認定に当たって、その事情を勘案して行うこととなります（同第12条第3項）。

このことから、適確な防除措置を実施するために、あらかじめオイルフェンス、吸着材、ひしゃく、手袋等を常備しておくとともに、追加資材等の入手に備えて入手ルートを確認しておく等、油濁発生の際には現場の状況に対応して、速やかに出動できる体制を整えておく必要があります。

※ 防除・清掃事業費の支弁の対象にならない経費

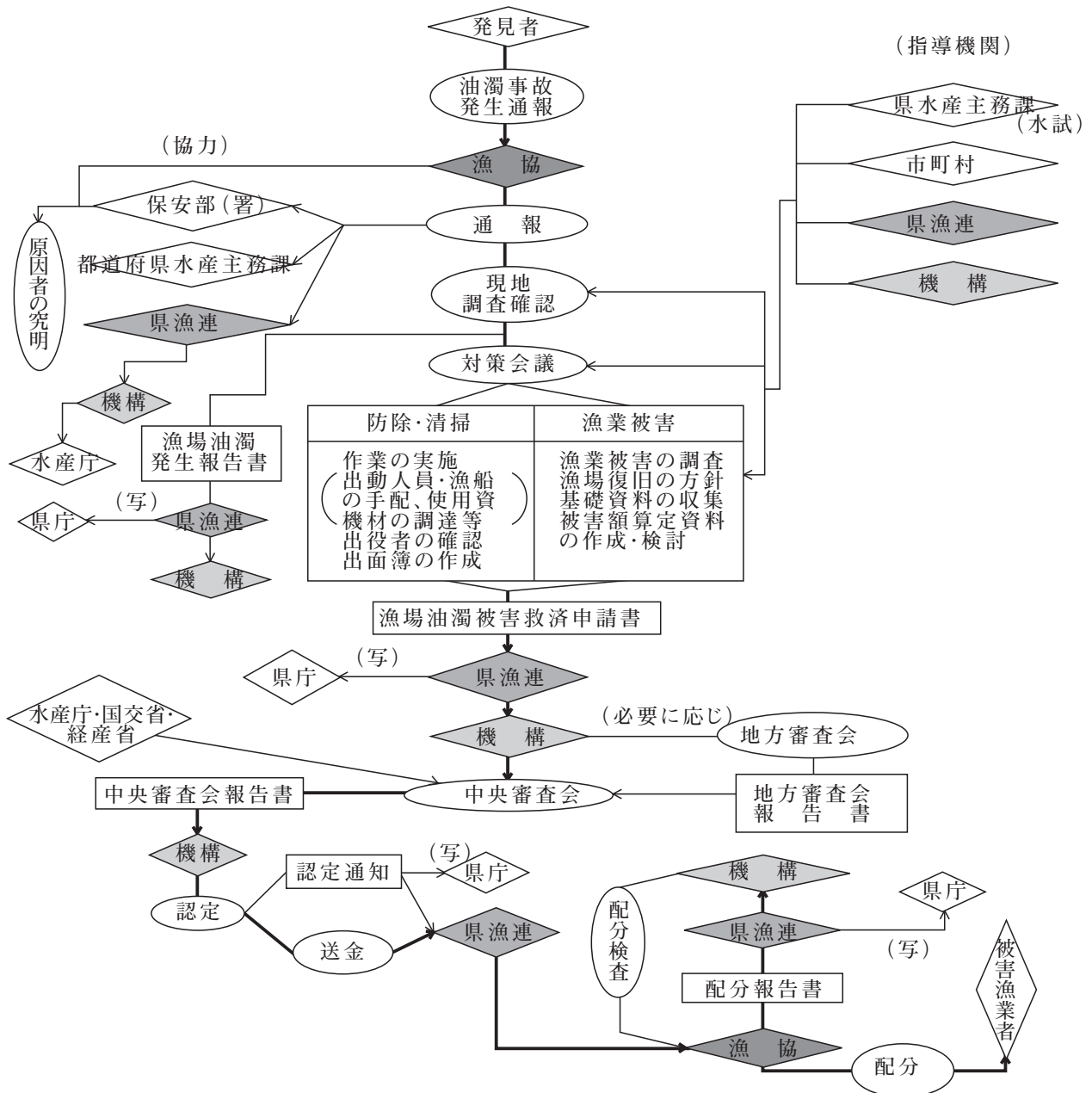
- (1) 漁協が行う現地対策会議の費用、印刷代、通信費、写真代、漁協の常勤役職員の出張費、自動車の燃料代等の事務経費
- (2) 労務費、漁船用船費で機構が定めた全国統一価格を上回る経費

- (3) 環境美化運動の一環として行う海岸等の一斉清掃の経費
- (4) 港湾（漁港）機能の維持管理上必要な防除・清掃の経費

IV 救済金等の申請手続き

漁場油濁の事故が発生し、その原因者が判明しない場合には、救済金及び防除費（以下「救済金等」という。）の支給について漁協等が申請者となって原則として「各県漁連」を通じて機構に対し申請手続きを行うことになります。

油濁被害救済事業実施の流れを図式にすれば、次のようになります。



1 漁場油濁発生報告書

(第1報は電話又はFAXで)

原因者が判明しない油による漁場油濁が発生したときは、別紙様式第1の報告書により、速やかにこの機構に報告しなければならない。

(業務方法書第8条第2項)

油濁事故が発生した場合には、漁協は油濁現場の状況をできるだけ正確に把握した上で、遅滞なく最寄りの海上保安部(署)、県漁連、県、市町村、その他の関係機関へ通報します。

当該油濁事故について、原因者の究明の努力にも拘らず、原因者が判明しない場合には、漁協は、救済申請に先立って油濁発生の概要を記入した「漁場油濁発生報告書」(同別紙様式第1、25ページ)を機構へ提出する必要があります。

報告書は、事故発生後速やかに原則として「県漁連」を経由して提出する必要がありますが、被害の状況によっては、機構の役職員又は専門家を現地へ派遣し、調査を実施したり、地方審議会を開催して現地調査や基礎資料の収集等を行う必要も生じるため(同第10条)、機構への第1報はできるだけ早く、電話又はFAX等により連絡して下さい。

なお、報告書には、油濁発生の場所が判る地図を添付する必要があります。

2 漁場油濁被害救済申請書

原因者が判明しない漁場油濁により漁業被害を受けた者並びに防除措置及び清掃事業を実施した者であって、次の各号に掲げるものは、漁場油濁被害救済金(以下「救済金」という。)の支給又は防除措置若しくは清掃事業に要した費用(以下「防除費」という。)の支弁を受けようとするときは、この機構に対し、別紙様式第2の申請書(26ページ)を提出して申請しなければならない。

- (1) 漁業を営む個人又は法人(水産業協同組合を除く。)であって、漁業協同組合の組合員資格を有するもの
- (2) 前号の者が構成する社団で法人格を持たないもの
- (3) 水産業協同組合

(業務方法書第11条第1項)

(1) 申請者

原因者不明の油濁事故が発生した場合、救済金等の支給を申請する資格を有するものは、漁業被害を受けた者並びに防除・清掃事業を実施した者であって、上記(1)から(3)のとおり規定されており、上記以外の者、例えば市町村等は申請者にはなれません。

通常の場合、申請者は、被害を受けた漁業者等が構成する漁協が被害漁業者等に代わって申請者となり、原則として「県漁連」を通じて機構へ申請することになります(同第11条第3項)。従って漁協はこれらの業務に当たるに際し、組合員等からあらかじめ次のような委任状をとっておく等の対応が必要です。

委 任 状 (例)				
漁業協同組合員	ほか	名は、組合長	を代理人と定め、平成	
	年	月	日に発生した原因者不明の油濁被害について、(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構の行う漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁に関する申請について一切の件を委任する。	
			平成	年 月 日
氏 名	印	氏 名	印	

(2) 申請書類

救済金等の申請を行うに当たって必要な書類は、次のとおりです。

① 申請書及び明細表

- ア 漁業被害の救済金の支給又は防除・清掃事業に要した経費の支弁を受けるための「漁場油濁被害救済申請書 (P 26)」
- イ 漁業被害の状況等申請書の裏付けとなる「漁業被害明細書 (P 27)」又は、防除・清掃事業実施の状況及び要した資材等を記入した「防除・清掃事業明細書 (P 33)」

② その他添付書類

- ア 被害漁業者の氏名及び被害金額等を記入した「被害漁業者名簿 (P 35)」の写し及び「作業従事者名簿 (P 35)」の写し
- イ 防除・清掃作業実施時に出勤人員確認のために作成した「出面簿 (P 36)」の写し
- ウ 防除・清掃作業に使用した「使用漁船名簿 (P 36)」の写し

- エ 資機材を購入し又は賃借した場合は「領収書」の写し（申請時に未払いの場合は「請求書」の写し）
- オ 油濁の状況が判るような清掃作業の着手前、作業中、完了後に分けた浜ごとの「現場写真」
- カ 縮尺5万分の1程度の出来るだけ精密な「油濁現場地図」
- キ その他参考資料

申請書及び明細表の写し等の関係証書類は、組合に保存しておくとともに、申請書類の作成に当たって基礎となった数字、資料、証票等は、確実に記録として残し整理・保存しておく必要があります。

(3) 申請書の提出

申請書の提出は、当該油濁事故の発生後60日以内（天災その他やむを得ない理由がある場合には90日）に行わなければならないことになっています（同第11条第5項）。

提出期限が経過した申請書は、救済金等の額の認定等がなされず、支給の対象とならないことがありますので、当該油濁事故が原因者不明の被害であることが一応確認された時点で、できる限り速やかに提出してください。

申請期限が経過しても、漁場油濁が継続する等の場合には、その旨を明記した上で期限内の申請を行い、被害状況が確定した時点で訂正するようにしてください。

V 救 済 金 等 の 認 定

この機構は、第 11 条第 1 項の申請を受けたときは、中央審査会の意見をきいて、当該漁場油濁に係る漁業被害の額及び防除費の額の認定を行う。

(業務方法書第 12 条第 1 項)

救済金等の支給にあたっては、漁業被害等の認定が必要となります。

認定は、被害漁業者等の救済金等支給の申請に基づき、第三者の審査機関として、拠出団体関係者、漁業関係者及び学識経験者の委員で構成された中央審査会（漁場油濁被害等認定審査会規程－P 177）の意見を聞いて、機構が行います。

中央審査会は、原因者不明の漁場油濁に係る漁業被害額及び漁業被害拡大の防止並びに汚染漁場の清掃に要した費用の額等について調査、審議をします。

また、特に大きな被害が発生した場合や、被害内容が複雑な場合には、機構は当該都道府県の地方審査会（同規程）を開催し、現地調査、基礎資料の収集及び被害額の認定定に関する意見の検討を行い、その結果を中央審査会へ報告します（同第 10 条第 2 項）。

なお、地方審査会を開催しない場合には、機構は前記報告書にかえて漁場油濁被害調査書を作成して、中央審査会へ提出します。

機構は、必要に応じ、この調査、報告等の事務を県漁連に委託して行うことができます。これらの提出すべき報告書又は調査書の記載内容等については、関係規程編を参照してください。

なお、当該漁場油濁等について、次のような場合には認定を行わず、又は認定後であれば認定の取り消しや変更を行うことがあります（同第 12 条第 3 項及び第 4 項）。

- (1) 当該漁場油濁に係る原因者につき、争いがある場合
- (2) 被害漁業者等が原因者の究明に努力しなかった場合
- (3) 被害漁業者等が効果的な防除措置を講じなかった場合
- (4) その他特別の事情がある場合

機構は、救済金等の認定又は認定の取り消し若しくは変更を行ったときは、その旨を原則として「県漁連」を通じ、速やかに申請者に通知することになっています（同第 12 条第 5 項）。

VI 救 済 金 等 の 支 給

この機構は、予算の範囲内において、第12条第1項の認定に係る額を限度として、救済金を支給し、又は防除費を支弁する。

(業務方法書第14条第1項)

救済金等は、漁業被害等の認定に基づいて、機構から申請のあった漁協を単位として支給されます。

救済金の支給が受けられる資格を有するものは、原因者不明の油濁により漁業被害を受けた者及び防除・清掃事業を実施した者で、第11条第1項で規定されています。これらの漁業関係者以外の、例えば市町村等は、救済金等の支給の対象にはなりません。

また、漁業被害の額が、漁場油濁1件につき50万円未満の少額被害の場合には、救済金支給の対象になりません(同第14条第4項)。

さらに、漁業被害及び防除・清掃事業に関し、被害漁業者等が機構以外の者から損害の補てんを受けたときも、救済金等の支給は行われなくなっています(同第16条)。例えば、保険に加入している漁船に損害が発生した場合には、保険金が支払われることがありますが、そのような場合も支払を受ける部分については、救済の対象にはならないことになります。

VII 救 済 金 等 の 配 分 と 報 告

救済金の支給又は防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、被害漁業者等に対する配分等の処理を行った後、遅滞なく、この機構に対し、別紙様式第3による報告書により、報告しなければならない。

(業務方法書第15条第1項)

救済金等の送金は、原則として「県漁連」を通じて漁協に行なわれます。支給を受けた漁協は、あらかじめ機構から通知のあった認定額に従って個々の漁業者へ、漁協が責任をもって速やかに配分しなければなりません。また、配分に当たっては、機構の定める作業費等の単価を明示してください。救済金等の配分処理を行った後、漁協は、遅滞なく機構へ「漁場油濁被害救済金配分報告書(同別紙様式3-1 P 37)」又は「漁場油濁被害防除費配分報告書(同別紙様式3-2 P 38)」を提出する必要があります。

配分報告書を提出する際には、救済金については、領収書の写しを、防除費については、領収

書にかえて「防除清掃作業労務費受領書」（様式編P 39、同一家族の場合も個々に押印する）の写し及び資材費用、用船料等の領収書の写しをそれぞれ添付します。

なお、救済金等の支給を受けた後に原因者が判明したときも、遅滞なく機構に報告してください（同第15条第2項）。

原因者が判明した場合には、原因者から補償されることとなるので救済金等は返還することになります（同第16条）ので、被害漁業者等から徴収した支給金の領収書は、必ず保管しておく必要があります。

銀行又は郵便局等からの振込配分をした場合にも、送金の控えは保管しておいてください。

VIII 救済金等の配分検査

この機構は、必要があると認めるときは、第12条第1項の認定若しくは第14条第1項又は第2項の救済金の支給又は防除費の支弁を受け、又は受けようとする者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は機構の職員、中央審査会若しくは地方審査会の委員若しくは機構が委嘱した者に、帳簿書類を閲覧させ若しくはその他の物件を検査させることができる。（特定防除費部分略）

（業務方法書第20条第1項）

漁場油濁による被害に対して支払われた救済金等が漁協から漁業者へ速やかに、かつ、正しく配分されているかどうかについて、備え付け帳簿等の検査が実施されます。

検査は、機構の役職員が行うこととしています。

検査の対象は、原則として前年度（4月～3月）に救済金等の支払を受けた漁協を対象として、検査事務の委託を受ける県漁連の事業及び業務の実態を考慮して（例えば、検査時期をのり生産漁協、漁連ではその生産、共販時期を外す等）、適宜実施します。

検査時には、組合長又は参事等の責任者と実務担当者の対応が求められます。

検査事項、準備すべき書類等については、別に定められています。

Ⅸ 救済金等の返還その他

1 救済金等の返還

機構は、第12条の認定に係る漁業被害、防除措置及び清掃事業に関し、原因者が判明したとき又は被害漁業者等が損害の補填を受けたときは、当該認定を取り消し、若しくは変更し、又は救済金の支給若しくは防除費の支弁を行わず、又は既に支給した救済金若しくは既に支弁した防除費の額に相当する金額を返還させることができる。

(業務方法書第16条第1項)

救済金等の支給については、原因者不明の被害を前提としているため、支給後に原因者が判明したときや、当該被害に関連して保険金、その他の方法によって被害の補てんが行われたときは、受領した救済金等を返還する必要があることがあります。

さらに、偽り、その他不正の手段によって救済金等の支給を受けた者に対しては、その額に相当する金額の全部又は一部を徴収することとなります(同第17条)。

この場合、被害漁業者等のために申請した漁協は、救済金等の返還又は不正利得の徴収金について、被害漁業者等と連帯して納付する責任を負うこととなります(同第16条第4項)。

2 都道府県への報告

第8条第2項の報告、第11条第1項若しくは第2項の申請又は第15条第1項若しくは第2項の報告を行った水産業協同組合は、当該報告書又は申請書の写しを都道府県主務部局に送付しなければならない。(特定防除部分略)

(業務方法書第19条)

申請書等の各種手続き書類は、漁協が被害漁業者等に代わって作成し、原則として「県漁連」を経由して送付又は受領を行いますが、次の報告書又は申請書については、その写しを都道府県水産主務部局へ送付する必要があります。

漁場油濁発生報告書(同第8条第2項)

漁場油濁被害救済申請書(同第11条第1項)

漁場油濁被害救済金又は防除費配分報告書(同第15条第1項)

救済金等受領後原因者が判明したときの報告書(同第15条第2項)

様式編 (原因者不明の場合)

I	油濁事故発生報告書	25
II	漁場油濁被害救済申請書	26
1	漁業被害明細書	27
2	防除・清掃事業明細書	33
3	被害漁業者名簿	35
4	作業従事者名簿	35
5	出面簿	36
6	使用漁船名簿	36
III	漁場油濁被害救済金配分報告書	37
IV	漁場油濁被害防除費配分報告書	38
V	防除清掃作業労務費受領書	39

I 油濁事故発生報告書

様式第1

漁場油濁発生報告書

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

平成 年 月 日

理事長 殿

住所

組合名

漁業協同組合

代表理事組合長

印

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	年 月 日 AM PM	時 分	発生場所		
漁場の 油濁 状況					
関への 係の通 関報	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時		海上保安部 (署) 県 課		
対応の 内容 措置					
推定原因 〔該○印を付にす〕	1 船舶からの流出 2 陸上施設からの流出 3 不 明				
漁業被害の有無	有	漁業種類	被害内容	被害漁業者数	予想被害金額
	無				
防除清掃の有無	有	実施予定年月日	従事予定人数	使用予算資材名	予想所要金額
	無				

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所

県漁業協同組合連合会

代表理事会長

印

II 漁場油濁被害救済申請書

様式第2

漁場油濁被害救済申請書

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 平成 年 月 日

理事長 殿

住 所

(申請人) 組合名 漁業協同組合

代表理事組合長 印

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁について、次の通り申請します。

救 済 金 _____ 円

防 除 費 _____ 円

漁場油濁被害状況と対応措置	油濁発生日時	年 月 日 AM 時 分	発生場所												
	原因者の究明	関係機関への通報及びその結果													
		海上保安部（署）の捜索状況													
		推定原因（次の該当事項に○印を付す） 1 船舶からの流出 2 陸上施設からの流出 3 不 明			推定理由										
	被害状況														
対策措置															
漁業被害等の内訳	漁業被害	漁業種類	被害内容（休漁、汚染、死亡、損傷等）				被害漁業者数	単 価	数量又は日数	金 額					
	防除清掃	計													
		労 務 費		資 材 費				漁 船 ・ 運 搬 車 費				そ の 他			
		員数	単価	日数又は延時間	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額	品目	単価
計															

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所

県漁業協同組合連合会

代表理事会長

印

(注) 理事長の定める別添資料（「漁業被害明細書-P27」「防除・清掃事業明細書-P33」）を添付して提出すること。

1 漁業被害明細書

(別添)

漁業被害明細書

〇〇県××漁業協同組合

(1) 漁業被害の状況

① 油濁の状況

ア 発見時

イ 経過

② 被害漁業の漁場図

③ 復旧までにとった措置

④ 原因者究明の状況

(2) 生産物の被害

① 浅海養殖業（のり養殖業を除く）の被害

ア 生産物の廃棄

漁業種類	従事 組合員数	被害 組合員数	被害数量 A	通常単価 B	単位当たり見込 生産必要経費 C	被害額 D $A \times (B - C)$	備考
	人	人		円	円	円	
計							

イ 品質の低下

漁業種類	従事 組合員数	被害 組合員数	被害数量 A'	通常単価 B'	被害物単価 C'	被害額 D' $A' \times (B' - C')$	備考
	人	人		円	円	円	
計							

ウ 緊急処分による減収

漁業種類	従事 組合員数	被害 組合員数	被害数量 A"	通常単価 B"	被害物単価 C"	単位当たり見込 生産必要経費 D"	被害額 E" A"×(B"-C"-E")	備考
	人	人		円	円	円	円	
計								

	(1) + (2) + (3)
被害額合計	

- 注 1) 被害数量が不明の場合は、〔当該年に規模修正された最近年3年間の生産実績による年間平均生産数量－当該年の既採集生産数量〕により算出すること。
- 2) 通常単価とは、養殖時に通常販売される単価をいう（当該漁場又は近傍類似漁場で汚染されなかったものの販売価格を基準とすること）。
- 3) 被害発生時において通常単価が不明の場合は、最近年3年間の平均価格で計算し、養殖終了後、通常単価が判明したとき修正すること。
- 4) 被害を受けた養殖物に替え、同種養殖物を補てんしたときの被害額は、当該養殖物の購入価格とすること。
- 5) 数量の単位は、わかめ、こんぶ等は 真珠貝、ほたて貝は貝の個数、かきは付着器の数とすること。
- 6) 緊急処分とは油濁被害の恐れがある場合で、早期に出荷することをいう。
- 7) この表の作成に使用した算出基礎等資料を添付すること。

② のり養殖業の被害

ア 生産物の廃棄

(ア) のり網撤去による被害

従事 組合 員数	被害 組合 員数	養殖 組合 員数	被害 養殖 組合 員数	被害 期間 年月日 ～ 年月日	無被害漁場の被害期間 1 棚当たり生産枚数		当該漁場の被害期間 1 棚当たり見込生産枚数		被害期 間の見 込生産 枚数 F A×E	乾のり 1 枚当たり		被害額 I F×(G-H)	備考
					最近年 3 年間平均 B	当該年 C	最近年 3 年間平均 D	当該年 E C -×D B		通常単価 G	見込生産 必要経費 H		
人	人	棚	棚		枚	枚	枚	枚	枚	円	円	円	

(イ) 生のり廃棄による被害

従事 組合 員数	被害 組合 員数	養殖 柵数	被害 養殖 柵数	生のり廃棄数量	乾のり換算枚数 A	乾のり1枚当たり		被害額 D A×(B-C)	備考
						通常単価 B	見込生産 必要経費 C		
人	人	柵	柵	kg	枚	円	円	円	

(ウ) 乾のり廃棄による被害

従事 組合員数	被害 組合員数	乾のり廃棄 数量 A	乾のり1枚当たり		被害額 D A×(B-C)	備考
			通常単価 B	見込生産 必要経費 C		
人	人	枚	円	円	円	

イ 品質の低下

被害 組合員数	養殖柵数	被害養殖 柵数	被害乾のり枚数 A'	乾のり1枚当たり 通常単価 B'	被害のり1枚 当たり単価 C'	被害額 D' A'×(B'-C')	備考
人	柵	柵	枚	円	円	円	

ウ 緊急処分による減収

被害 組合 員数	養殖 柵数 A"	被害 養殖 柵数 A"	被害 期間 年月日 ~ 年月日 B"	無被害漁場の被害期間 1柵当たり生産枚数		当該漁場の被害期間1 柵当たり見込生産枚数		被害期 間の生 産枚数 F"	乾のり1枚当たり		被害額 I" A"×(E"-F") ×(G"-H")	備考
				最近年3 年間平均 C"	当該年 D"	最近年3 年間平均 D"	当該年E" C" -×D" B"		通常単価 G"	見込生産 必要経費 H"		
人	柵	柵		枚	枚	枚	枚	枚	円	円	円	

	(1) =①+②+③	(2)	(3)
被害額合計			

- 注 1) 最近3年間とは、最近年5年間のうち最高最低の年を除いた3年間とすること。
 2) 被害期間の生産枚数は、共販日ごとの出荷枚数の合計とすること。
 3) 被害期間は、被害発生日からのりの成育が被害発生時の状況に復するまでの期間又は養殖終了までの期間とすること。
 4) 乾のり1枚当たりの通常単価は、当該漁場又は近傍類似漁場で被害発生時に汚染されなかったもの（「無被害漁場」という。）の平均共販価格を基準とすること。
 5) 生のり廃棄数量は、摘採廃棄した重量（kg）を計上すること。（計量は十分水切りした後、その重量を測定すること。）
 6) 乾のり換算枚数は、摘採廃棄した生のり4kg当たり乾のり100枚が製品化できるものとして算出すること。
 7) 乾のり換算枚数は、製品化した乾のりに油の混入（油臭）が確認された枚数を計上すること。
 8) 乾のり廃棄による被害の場合、乾のり1枚当たりの見込生産必要経費は、販売しなかったことにより必要でなくなった販売手数料を算出すること。
 9) 緊急処分とは、油濁被害の恐れがある場合で、早期に生産出荷をすることをいう。
 10) この表の作成に使用した算出基礎等資料を添付すること。

③ 漁船漁業、採貝・採藻等漁業の被害

漁業種類	従事 組合員数	被害 組合員数	生産物の廃棄			品質の低下又は緊急処分による減収				合計 C+G	備考
			被害数量	被害発生日前1 週間の平均単価	被害額 C	被害数量	被害発生日前1 週間の平均単価	被害物 単価	被害額 G		
			A	B	A×B	D	E	F	D×(E-F)		
	人	人	kg	円	円	kg	円	円	円	円	
計											

- 注 1) 漁業種類の欄は刺網漁業、採貝漁業等の別に記入し、備考欄に漁獲対象の魚種名を記入すること。
 2) 被害発生日前1週間の平均単価は、実作業日の1日平均単価（全魚種平均）又は、近傍類似漁場で汚染されなかったものの販売価格を基準とすること。
 3) いけすにおいて、漁業者が蓄養中のものの被害も含む。
 4) この表の作成に使用した算出基礎等資料を添付すること。

(3) 漁船、漁具、養殖施設の被害

漁船、漁具 養殖施設の 名 称	従 事 組員数	被 害 組員数	汚 染 直 前 の 価 格			汚 染 被 害 額			修理に要した 金 額	合 計	備 考
			取得価格	減価償却	残存価格	全 損	分 損	計			
	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円	
計											

- 注 1) 漁船、漁具、養殖施設の名称は、具体的に記入すること。
 2) 汚染被害額の算出に当たっては、残存価格を基準とすること。
 3) 修理に要した経費の額は、汚染直前の価格の範囲内とすること。
 4) この表の作成に使用した算出基礎等資料を添付すること。

(4) 漁船漁業、採貝・採藻等漁業の休漁被害

漁業種類	従 事 組員数	被 害 組員数	被 害 期 間	被 害 数 量				被 害 額 E (A×B-C)×D	備 考
				1日当たりの 被害数量 A	被害発生日前1週 間の平均単価 B	1日当たりの見込 生産必要経費 C	休漁日数 D		
	人	人		kg	円	円	日	円	
計									

- 注 1) 休漁日数は時化等によって、通常の操業ができなかった日数は除くこと。
 2) 漁業種類の欄は刺網漁業・採貝漁業等の別に記入し、備考欄に漁獲対象の魚種名を記入すること。
 3) 1日当たりの被害数量は〔被害発生日前1週間の実操業日の1日平均漁獲量、又は最近3年間の実績による同期間1日平均漁獲量〕を基準とすること。
 4) 被害発生日前1週間の平均単価は、実操業日の1日平均単価（全魚種平均）又は、近傍類似漁場で汚染されなかったものの販売価格を基準とすること。
 5) この表の作成に使用した算出基礎資料を添付すること。

(5) 漁業種類又は漁場の変更による被害

漁業種類	従事 組合員数	被害 組合員数	被害 期間	被害期間の見込生産		変更後の生産		被害額 E (A-B) - (C-D)	変更後の内容	備考
				金額	必要経費	金額	必要経費			
				A	B	C	D			
	人	人		円	円	円	円	円		
計										

- 注 1) 被害期間は漁場被害発生により、変更して操業をはじめた日から変更前の漁業の操業が可能になった日までとすること。
 2) 被害期間の見込生産金額は、最近3年間の実績による当該期間の平均生産金額とすること。
 3) 漁業種類の欄は刺網漁業、採貝漁業等の別に記入し、変更後の内容は変更した漁業種類及び漁場の位置等を記入すること。
 4) この表の作成に使用した算出基礎資料を添付すること。

2 防除・清掃事業明細書様式

防除・清掃事業明細書

〇〇県××漁業協同組合

(1) 防除・清掃事業の実施状況

- ① 作業着手前の状況
 - ア 発見時の油の状況
 - イ 作業着手までの油の動き
 - ウ 作業着手までにとった措置
- ② 作業経過
 - ア 漁船、人員の作業分担、作業時間（図示）
 - イ 油の排除分量
 - ウ 排除油の措置
 - エ 油の排除地域（図示）
- ③ 作業完了時の状況
 - ア 使用資材の処置
 - イ 油の排除後の状況
- ④ 原因者究明の状況

(2) 防除・清掃事業に要した経費

① 作業費

月 日	作業区分	漁 船			労 務				合 計 額 (A+B)	備 考
		隻 数	単 価	金 額 A	人 員	単 価	作業時間	金 額 B		
		隻	円	円	男 人 女 人	円	H	円	円	

- 注 1) 作業区分は、オイルフェンス展張、油処理剤散布、吸着マットの投入・回収、油の汲み取り、汚染のり網の撤去又は払拭等の別に記入すること。
- 2) 漁船の使用を伴わない作業の場合は、労務の欄にのみ記入すること。
- 3) 漁船は、単価区分（1 t 未満船、1 t 以上～3 t 未満船、3 t 以上～5 t 未満船、5 t 以上船）に分類して記入すること。
- 4) 漁船用船費は、作業時間が4時間以内の場合は半額とする。
- 5) 漁業協同組合所有船を使用した場合は、油代のみとする。
- 6) 他の漁業協同組合所属船及び当該組合員（当該組合員資格を有する者）の漁船を使用した場合は表を別にして記入すること。

② 資材費

月 日	品 名	数 量 A	単 価 B	購入金額又は賃借料 A×B	C	残 存 価 格 D	金 額 E C-D	備 考
	購入		円		円	円	円	
	賃借							
計								

- 注 1) 品名はオイルフェンス、油処理剤、吸着マット、手袋等の別に記入すること。
 2) 購入したもので、残存価格のあるものは、その評価額を差し引いた金額をE欄に記入すること。
 3) 資材を購入又は賃借した場合は、その領収書の写しを添付すること。

③ 保管料

月 日	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
計				

注 営業倉庫以外の保管料は、営業倉庫の料金を基準として計上すること。

④ 回収油及び汚染物の処理費

月 日	運 搬 車 費			回 収 油 の 焼 却 費			汚 染 物 の 焼 却 費			合 計 額 (A+B+C)	備 考
	台 数	単 価	金額A	数 量	単 価	金額B	数 量	単 価	金額C		
	台	円	円		円	円		円	円		
計											

- 注 1) 回収油及び汚染物の焼却は、専門焼却施設を利用した場合に限る。
 2) 運搬車費は、漁協所有のものを使用した場合、燃油代等の金額とし、やむをえず、漁協所有車以外のトラックをチャーターした場合は、その実費とする。なお、運搬車が漁協所有か漁協所有車以外かの別を備考欄に記入すること。
 3) 専門焼却施設利用の場合及び営業トラック使用の場合は領収書の写しを添付すること。

5 出 面 簿

出 面 簿

No.	氏 名	作 業 日 ・ 作 業 時 間					
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		時 間	時 間	時 間	時 間	時 間	時 間
合 計							

出 面 責 任 者 職 名 氏 名 印
 ○○漁業協同組合理事 氏 名 印

6 使 用 漁 船 名 簿

使 用 漁 船 名 簿

年月日	漁協名	船主名	トン数	用 船 時 間	1日単価	金 額	乗船調査員名	備 考
				(半日、1日) (時～ 時)				
合 計				—	—			

○○漁業協同組合理事 氏 名 印

Ⅲ 漁場油濁被害救済金配分報告書

様式第3-1

漁場油濁被害救済金配分報告書

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

平成 年 月 日

理事長 殿

住 所

組合名

漁業協同組合

代表理事組合長

⑩

貴機構から平成 年 月 日に支給された救済金
配分処理が終了しましたので、次の通り報告します。

円を平成 年 月 日に

番号	氏名	漁業種類	被害内容	金額	番号	氏名	漁業種類	被害内容	金額

計									

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所

県漁業協同組合連合会

代表理事会長

⑩

IV 漁場油濁被害防除費配分報告書

様式第3-2

漁場油濁被害防除費配分報告書

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

平成 年 月 日

理事長 殿

住 所

組合名

漁業協同組合

代表理事組合長

印

貴機構から平成 年 月 日に支弁を受けた防除費配分処理が終了しましたので、次の通り報告します。

円について、平成 年 月 日に

区分 番号	氏名	労 務 費			資 材 費				漁 船 ・ 運 搬 車 費				そ の 他			
		単価	日数 又は 延時間	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所

県漁業協同組合連合会

代表理事会長

印

V 防除清掃作業労務費受領書

様式第3-3

防除清掃作業労務費受領書

No.	氏名	漁業被害の有無	作業実施日別作業時間数			作業時間合計	合計金額	受領年月日	受領印
			○月×日	○月×日	○月×日				
合計			時間	時間	時間	時間	円		
			人	人	人				

申請等記載例編

(原因者不明の場合)

(漁業被害関係)

I	漁場油濁発生報告書	43
II	漁場油濁被害救済申請書	44
1	漁業被害等明細書	45
2	漁業被害等明細書作成上の注意事項	55
3	のり養殖業の被害算定上の注意事項	62
4	磯根（海藻）漁業の被害額算定上の注意事項	73

(防除・清掃事業関係)

III	漁場油濁発生報告書	77
IV	漁場油濁被害救済申請書	78
1	防除・清掃事業明細書	79
2	防除・清掃事業明細書作成上の注意事項	84
3	防除・清掃事業実施上の注意事項	86
4	出面簿作成上の注意事項	90
5	港湾（漁港）内発生油濁による防除・清掃費	92

(漁業被害関係)

I 漁場油濁発生報告書

様式第1

漁場油濁発生報告書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○
組合名 ○ ○ 漁業協同組合
代表理事組合長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ㊟

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	○年 ○月 ○日	AM ○時 ○分	発生場所	○ ○ 漁協地先	
漁場油濁の状況	○月○日早朝組合員がのり養殖漁場に行ったところ、廃油と思われる油が流入し、一部のり網及びのり原藻に油が付着しているのを発見した。油の付着したのり網及びのり原藻は廃棄処分せざるを得ない状態であった。 また、○○海岸には幅○m長○○mにわたってタール状となった油がゴミと共に漂着し再流出して近傍の○○漁業に被害を及ぼすおそれがあった。				
関係機関への通報	○年 ○月 ○日 ○時 ○分 海上保安部(署) ○年 ○月 ○日 ○時 ○分 県水産課 ○年 ○月 ○日 ○時 ○分 県漁業協同組合連合会○○課				
対応措置の内容	関係機関へ通報し、県水産課、県漁連職員の立ち会いのもと現地調査した。 漁協で役員会等を開催して、対策を協議した結果、○月○日より組合員を動員し、被油したのり網の撤去及びのり原藻の摘採廃棄処分をすることとした。 また、海岸に漂着した油の回収清掃作業を実施することとした。				
推定原因(該○印を原項付にす)	①. 船舶からの流出 2. 陸上施設からの流出 3. 不明(船舶か陸上施設か特定できない場合)				
漁業被害の有無	有	漁業種類	被害内容	被害漁業者数	予想被害金額
	有	のり養殖業	のり網撤去 のり原藻廃棄 施設被害	約 140 名	約 18,000,000 円
防除清掃の有無	有	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所要金額
	有	○月 ○日) ○月 ○日	約 150 人	手袋、ゴミ袋、灯油、 トラック、燃料、 ダンボール等	約 800,000 円

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○
○ ○ 県漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ㊟

Ⅱ 漁場油濁被害救済申請書

様式第2

漁場油濁被害救済申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

(申請人) 住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○
 組合名 ○ ○ 県 漁 業 協 同 組 合
 代表理事組合長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ㊟

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁について、次の通り申請します。

救 済 金 17,761,588 円

防 除 費 1,019,956 円

漁場	油濁発生日時	○年 ○月 ○日	AM ○時 ○分	発生場所	○ ○ 市(町村) ○ ○ 地先											
	PM															
油濁被害の状況と対応	原因	○月○日○時○分海上保安部(署)、県水産課、県漁連に通報した。同日○時海上保安部(署)、県及び県漁連職員現地調査、海上保安部(署)は油のサンプル○kg採取した。														
	被害者の	海上保安部(署)の捜索状況 油の性状分析結果○○と判明、捜査中で現在のところ原因者不明。														
	究明	推定原因(次の該当事項に○印を付す) ① 船舶からの流出 ② 陸上施設からの流出 ③ 不明	推定理由 漁場の沖が○○港に出入港する航路にあたるため、油の流入状況から航路付近で航行船舶により排出されたものと推定される。													
被害状況	のり漁場(区画漁業権第○○号及び○○号)に廃油と思われる油が流入し、支柱柵の一部ののり網及びのり原藻に油が付着し、被油したのり網及びのり原藻を廃棄処分せざるを得なかった。また、○○海岸に漂着した油が再流出して○○漁業に被害をもたらす恐れがあった。															
措置	関係機関へ通報し、県及び県漁連立ち合いのもと現地調査した後、漁協で役員会等を開催し対策を協議した結果、○月○日より○日間組合員を動員して海岸清掃と油汚染のり網撤去及び生のり摘採除去作業を実施し廃棄処分した。また、安全と思われた柵より摘採製品化された乾のりの中から油汚染乾のりが発見され市場価値がないので焼却処分した。															
漁業被害	漁業種類	被害内容(休漁、汚染、死亡、損傷等)	被害漁業者数	単価	数量又は日数	金額										
	のり養殖業	1. のり生産物 のり網撤去による生産減 汚染生のりの廃棄 汚染乾のりの廃棄 2. 養殖施設	21名 1 44 21		546,985枚 12,000 1,069,500 382柵	4,617,448円 123,720 12,971,220 229,200										
計						17,761,588										
防除の内訳	労務費		資材費		漁船、運搬車費		その他									
	員数	単価	日数	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	価格	数量	金額	品目	単価	数量	金額
	人	円	時間	円	手袋	円	双	円	漁船(油代)	円	隻	円	処理費		式	円
	145	1,200	3	522,000	ゴミ袋	70	200枚	14,000		768	1	768			1	370,600
				灯油	34	150ℓ	5,100									
				ダンボール(消費税)	62	30個	1,860									
					332	300	99,600									
計				522,000			126,588				768					370,600

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○
 ○ ○ 県 漁 業 協 同 組 合 連 合 会
 代表理事会長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ㊟

(注) 理事長の定める別添「漁業被害明細表」、「防除清掃事業明細表」を添付して提出すること。

1 漁業被害等明細書

漁業被害等明細書 (漁業被害に加え防除・清掃事業を実施した場合)

〇〇県〇〇〇漁業協同組合

(1) 漁業被害の状況

① 油濁の状況

ア 発見時 (日時、分布図、潮流、風向等)

(ア) 発見日時 平成〇〇年〇月〇日午前〇時

(イ) 発見場所 〇 〇 市 (町村) 〇 〇 地先

(ウ) 海況、気象状況 風向 北西

風力 微風

潮流 干潮流東 (〇時)

イ 経過 (日別の油の動きと被害の発生状況)

(ア) 油の動き

〇月〇日午前〇時頃、組合員〇〇〇がのり養殖場 (区画漁業権第〇〇号支柱柵) に行ったところ、廃油と思われる油が、のり網、のり原藻に付着しているのを発見した。

同日午前〇時頃〇〇組合長が職員とともに現場の確認を行ったところ、区画漁業権第〇〇号及び〇〇号支柱柵の一部ののり網及びのり原藻に油が付着しているのを確認した。

また、〇〇海岸には巾〇m長さ〇〇mにわたってタール状の油がゴミと共に漂着しているのが確認された。

(イ) 被害の発生

油の付着したのり生産物及びのり網は、廃棄処分すべく撤去及び摘採除去した。

また、安全と思われた柵より摘採製品化された乾のりの中から組合集荷検査及び自主検査において油汚染乾のりが発見され、商品価値がないことが認定されたため焼却処分した。

のり網を撤去した柵は、終漁期を迎え、替え網がないので遊休漁場となっている。

(ウ) 防除・清掃作業等

(この例では、防除・清掃作業等を伴っているなので、その作業状況を以下の要領で記述すること。)

a 漁場 (又は海岸) の清掃作業

〇〇地先海岸に巾〇m長さ〇〇mの範囲にわたりタール状となってゴミと共に漂着した油を組合員男〇〇名によって〇月〇日午前8時から10時まで回収作業を実施し、回収した油はゴミとともに〇〇町営焼却場に運搬して焼却した。

b のり生産物の撤収作業

○月○日から○日にかけて油汚染のり網の撤去及び生のりの摘採除去作業を組合員男延べ○○名、漁船延べ○隻で実施した。

撤去した油汚染のり網及び摘採除去した油汚染生のりは、海岸に集積し、○月○日産業廃棄物処理業者○○○○に依頼し、廃棄処分した。

また、油汚染乾のりは、○月○日組合に集荷保管した後、○月○日○○専門焼却場で焼却処分した。

c 養殖施設の払拭作業

（ 該当する場合は、次のように記述する。
○月○日午前○時から午後○時まで、組合員男○人、女○人がそれぞれ自己所有船を使用し、個別にウェスで支柱、ロープ、浮子等を払拭した。 ）

d 油の排除分量

海岸清掃により回収した油の量は、油の付着したゴミを含めて約○トンであった。

e 排除油等汚染物の処理

撤去した汚染のり網及び摘採除去した汚染生のりと海岸清掃により回収した油は○日○○専門焼却場において焼却処分した。また、ゴミ類は海岸で焼却し、燃えガラは、再流失しないようにして埋めた。

f 被害発生漁場及び油の排除地域

別図参照

g 作業完了時の状況

(a) 使用資材の処置

油が付着したため汚染物と共に○○専門焼却場で焼却処分した。

(b) 油の排除後の状況

(i) 油の回収等の清掃作業によって漁業被害を最小限にとどめた。

(ii) 養殖施設は操業継続に支障のない程度に復旧した。

(c) 作業の立合

県水産課、県漁連及び機構の担当者が作業に立合った。

② 被害漁業の漁場図

(区画漁業権漁業の場合には、個人別行使図を添付し被害区画、規模を記入する)

ア 漁業者数	136 名
イ のり養殖柵数	20,744 柵
支柱柵	10,808 柵

	浮流し柵	9,936 柵
ウ	被害柵数	382 柵
	のり網撤去柵数	382 柵
	支柱柵	379 柵
	浮流し柵	3 柵
	生のり摘採除去柵数	14 柵
	浮流し柵	14 柵

(漁場図に油の動き、範囲、潮流、風向等も記入して被害の状況を図面で明らかにすること。)

③ 復旧までに取った措置

(海上保安部(署)等への通報、対策打合会議、対策事項、組合員への指示等)

ア 通 報

○月○日午後○時○分頃漁協より、○○県○○事務所水産課、○○町○○課、県漁連に油濁事故発生を通報した。

同日午後○時頃漁協より、○○海上保安部に事故発生と原因者の究明を要請した。

イ 対策打合せ会議

○月○日から○日に組合は、○○海上保安部、○○県事務所水産課、○○町○○課、財漁場油濁被害救済基金及び県漁連の職員の立ち合いのもと現地調査を行い、その後役員会を開催した。

ウ 対策事項

(ア) 油汚染のり網の撤去及び油汚染生のりの廃棄等生産物の処置

(イ) 今後の生産対策

エ 組合員への指示

(ア) 油汚染のり網の撤去

(イ) 油汚染生のりの廃棄

(ウ) 油汚染乾のりの廃棄

上記の計量、廃棄に当たっては、○○県事務所職員又は○○町職員及び○○漁協職員の立会いの上、行うよう指示した。

④ 原因者の究明

○○海上保安部で油のサンプルを分析した結果、油種は○○と判明したが、原因者については現在のところ不明である。

(2) 漁業被害

① 生産物の廃棄

ア のり網撤去による被害

従事 組合 員数	被害 組合 員数	養殖 柵数	被害 養殖 柵数 (A)	被害 期間 年月日 年月日	無被害漁場の被害期間		当該漁場の被害期間1		被害生産 枚数 (F) (A)×(E)	乾のり1枚当たり		被害額 (I) (F)×((G)-(H))	備考
					1柵当たり生産枚数		柵当たり見込生産枚数			通常単価 (G)	見込生産 必要経費 (H)		
					最近年3 年間平均 (B)	当該年 (C)	最近年3 年間平均 (D)	当該年(E) (C) —×(D) (B)					
人 136	人 21	柵 20,744	柵 382	63.3.3 }	枚 —	枚 —	枚 —	枚 (3/3-3/8) 283.7	枚 108,373	円 12.39	円 2.08	円 1,117,325	
				63.3.26 漁期終了				(3/9-3/26) 1,148.2	438,612	9.97	1.99	3,500,123	
計	136	21	20,744	382	—	—	—	—	546,985			4,617,448	

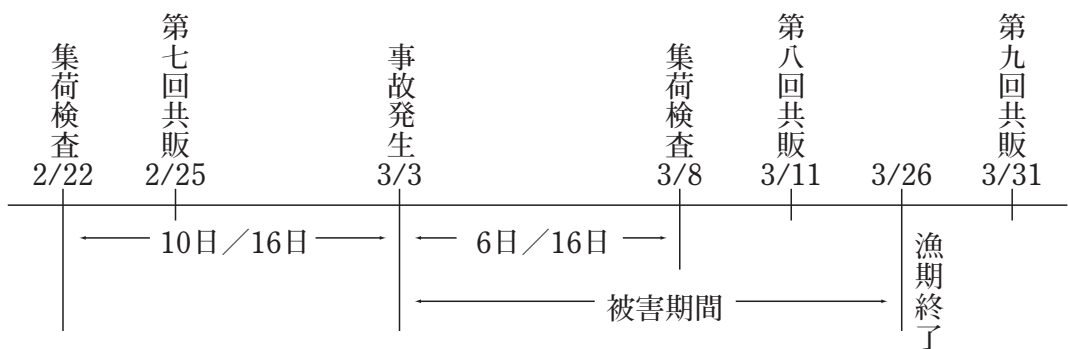
- (注) 1) 被害柵数は、3月8日から10日に油汚染のり網を撤去した柵とした。
 2) 被害期間は、被害発生が漁期終了間近で、替え網がないため、漁期終了までが妥当であると判断した。従って、被害期間としては、被害発生3月3日から3月26日（漁期終了時）までとした。
 3) 無被害漁場の選定については、油濁を被った漁場の被害が部分的で、被害を受けなかった当該漁場では通常通り生産が行われているので、当該漁場を無被害漁場とした。
 4) 当該漁場の被害期間1柵当たりの見込生産枚数は、無被害漁場の当該年の生産実績（3月11日及び3月31日の共販実績）より算出した。なお、被害期間の基準日は、組合集荷日を基準とした。

計算式

$$\begin{aligned}
 & \text{共販数量} \quad \text{除去生のり} \quad \text{油乾のり} \\
 & 3/3 \sim 3/8 \quad (14,508,300 \text{ 枚} + 12,000 \text{ 枚} + 1,069,500 \text{ 枚}) \div \\
 & \left\{ \begin{array}{l} \text{総柵数} \quad \text{総柵数} \quad \text{撤去柵} \\ (20,744 \text{ 柵} \times 10 \text{ 日}) + (20,744 \text{ 柵} - 382 \text{ 柵}) \times 6 \text{ 日} \end{array} \right\} \\
 & = 47.29 \text{ 枚/柵} \cdot \text{日} \quad 47.29 \text{ 枚/柵} \cdot \text{日} \times 6 \text{ 日} = 283.7 \text{ 枚/柵}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{共販数量} \quad \text{総柵数} \quad \text{撤去柵} \\
 & 3/9 \sim 3/26 \quad 23,379,800 \text{ 枚} \div (20,744 \text{ 柵} - 382 \text{ 柵}) = 1,148.2 \text{ 枚/柵}
 \end{aligned}$$

被害期間算出図



- 5) 乾のり1枚当たりの通常単価は、被害期間中に当該漁場で生産された無被害のり製

- 品の県漁連共販実績（3月11日と3月31日のそれぞれの平均単価）に基づき算出した。
- 6) 乾のり1枚当たりの見込生産必要経費（未必経費）は、被害を受けた後、生産に従事しなかったことにより必要でなくなった経費を算出した。

イ 生のり廃棄による被害

従事組 合員数	被害組 合員数	養殖柵数	被害養殖 柵数	生のり廃棄 数量	被害枚数 (A)	乾のり1枚当たりの		被害額 (D) (A)×[(B)-(C)]	備考
						通常単価 (B)	見込生産必要経費 (C)		
人	人	柵	個	kg	枚	円	円	円	
136	1	20,744	14	480	12,000	12.39	2.08	123,720	

- (注) 1) 廃棄数量は、3月8日に摘採除去し、焼却処分した油汚染生のり480kgとした。
- 2) 被害枚数は、摘採除去した生のり(480kg)を乾のり換算し、4kg当たり100枚を使用して算出した。
算式 $480\text{kg} \times 100\text{枚} / 4\text{kg} = 12,000\text{枚}$
- 3) 乾のり1枚当たりの通常単価は、被害がなかった場合当然製品化され、3月11日(第8回)の共販に出荷されるものであることから、当該漁場で生産された無被害のり製品の県漁連共販実績(3月11日第8回の平均単価)に基づき算出した。
- 4) 乾のり1枚当たりの見込生産必要経費(未必経費)は、被害を受けた後、生産に従事しなかったことにより必要でなくなった経費を算出した。

ウ 乾のり廃棄による被害

従事組 合員数	被害組 合員数	乾のり廃棄数量 (A)	乾のり1枚当たり		被害額 (D) (A)×[(B)-(C)]	備考
			通常単価 (B)	見込生産必要経費 (C)		
人	人	枚	円	円	円	
136	44	1,069,500	12.39	0.43	12,791,220	

- (注) 1) 廃棄数量は、3月5日の調査で安全と思われた柵より摘採製品化した乾のりの中から発見された油汚染乾のり1,069,500枚で、4月18日焼却処分した数量とした。
- 2) 乾のり1枚当たりの通常単価は、被害がなかった場合当然3月11日第8回共販に出荷されるものであることから当該漁場で生産された無被害のり製品の県漁連共販実績(3月11日第8回の平均単価)に基づき算出した。
- 3) 乾のり1枚当たりの見込生産必要経費(未必経費)は、販売しなかったことにより必要でなくなった販売手数料を計上した。

② 品質の低下

被害組 合員数	養殖柵数	被害養殖 柵数	被害乾のり枚数 A'	乾のり1枚当たり 通常単価 B'	被害のり1枚 当たり単価C'	被害額 D' A'×(B'-C')	備考
人	柵	柵	枚	円	円	円	

③ 緊急処分による減収

被害組合員数	養殖柵数	被害養殖柵数 A"	被害期間 年月日 ～ 年月日	無被害漁場の被害期間 1柵当たり生産枚数		当該漁場の被害期間 1柵当たり見込生産枚数		被害期間の生産枚数 F"	乾のり1枚当たり		被害額 I" A"×(E"-F") ×(G"-H")	備考
				最近年3 年間平均 B"	当該年 C"	最近年3 年間平均 D"	当該年E" C" —×D" B"		通常単価 G"	見込生産 必要経費 H"		
人	柵	柵		枚	枚	枚	枚	枚	円	円	円	

④ 施設被害

のり網の廃棄

従事組合員数	被害組合員数	被害数量 (A)	被害価格 (B)	被害額 (C) (A) × (B)	備考
人 136	人 21	(1年網) 191枚	1,200円	229,200円	
		(2年網) 191枚	0円	0円	
計	136	21	382枚	—	229,200円

(注) 1) 被害数量は、3月8日から10日に撤去し、3月12日産業廃棄物処理業者に依頼して廃棄処分した油汚染のり網382枚とした。

また、撤去した網の構成区分は、毎年2分の1の新網を補充していることから、撤去網の構成は2分の1が1年網で2分の1が2年網として区分した。

2) 被害価格は、撤去したのり網の残存価格とし、次により算出した。

$$\text{取得価格} \times \frac{(\text{耐用月数} - \text{使用月数})}{\text{耐用月数}}$$

ア 取得価格は、組合取扱価格とした。

1年網1枚当たり 2,400円

2年網1枚当たり 2,300円

イ 耐用月数は、のり網の耐用年数を2年として1年を10月から3月までの6カ月とし、12カ月とした。

ウ 被害時点 3月

以上により、網の被害価格は、次式により算出した。

$$\text{1年網} \quad 2,400 \text{円} \times \frac{(12 \text{カ月} - 6 \text{カ月})}{12 \text{カ月}} = 1,200 \text{円}$$

$$\text{2年網} \quad 2,300 \text{円} \times \frac{(12 \text{カ月} - 12 \text{カ月})}{12 \text{カ月}} = 0 \text{円}$$

(3) 防除・清掃事業に要した経費

① 作業費

月 日	作業区分	漁 船			労 務				合 計 額 (A+B)	備 考
		隻数	単 価	金額 A	人 員	単 価	作業時間	金額 B		
○月○日	海岸清掃			円	人	円	h	円	326,400	326,400
		—	—	—	136		2			
		—	—	—	—	1,200 (注)	—	326,400		
○月○日	原藻摘採			—	1		3	3,600	4,368	
		—	—	—	—	1,200 (注)	—			
		1	768	768 (この例は燃料費のみ)	—		—			
○月○日	のり網撤去	漁船62隻、作業従事者126名は 漁期末のため対象外とした。								
○月○日	乾のり焼却			—	8		4	38,400	38,400	
		—	—	—	—	1,200 (注)	—			
		—	—	—	—		—			
	計			—	136		2	368,400	369,168	円
		—	—	—	1	1,200 (注)	3			
		1	768	768	8		4			

(注) 労務費の単価は、1時間当たり1,200円(H25年度の場合)とした。

労務費及び用船費の単価は毎年度決定しているので、経費を記入する前に当該年度の単価を機構に確認すること。

② 資材費

月 日	品 名	数 量		単 価	購入金額又は賃借料 C A×B	残存価格 D	金 額 E C-D	備 考
		A	B	B				
○月○日	購入	手 袋	200双	70円	14,000 円		14,000円	海岸清掃用
〃	〃	ゴミ袋	150枚	34	5,100		5,100	〃
〃	〃	灯 油	30ℓ	62	1,860		1,860	〃
		(消費税 1,860×0.05)			93		93	
○月○日	〃	ダンボール	300個	332	99,600		99,600	油汚染乾のり保管用
		(消費税99,600×0.05)			4,980		4,980	
計					125,633		125,633	

(注) 資材の購入又は賃借した領収書の写しを添付する。

③ 保管料

月 日	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
計				

(注) 営業倉庫以外の保管料は、営業倉庫の料金を基準として計上する。

④ 回収油及び汚染物の処理費

月 日	運 搬 車 費			回収油の焼却費			汚染物の焼却費			合 計 額 (A+B+C)	備 考
	台数	単 価	金額A	数量	単価	金額B	数量	単 価	金 額C		
○月○日	1	円 15,000	円 15,000	—	—	—	トン 8.89	円 40,000	円 355,600	円 370,600	汚染のり網及び生のり処理
											営業車使用
計	1	15,000	15,000	—	—	—	トン 8.89	40,000	355,600	370,600	

(添付資料)

⑤ 被害漁業者名簿

番号	氏名	生産物			被害			施設(のり網)		清掃			汚染物処理費 円	合計額 円	
		のり網撤去数量 枚	生産数量 枚	のり網の廃棄金額 円	乾のり網の廃棄数量 枚	被害数量 枚	被害金額 円	被害数量 枚	被害金額 円	漁船燃料費 円	労務費 円	資機材費 円			
1	〇〇××				15,200		181,792				6,000		187,792		
2	××〇〇	2,000		24,778				20	12,000		6,000		42,778		
3	〇〇〇〇	50,000	12,000	619,497	9,900	123,720	118,404	20	12,000		7,200		880,821		
4	××××				55,300		661,388				7,200	230	668,818		
5	△△△△										6,000		6,000		
6	□□〇〇										7,200		7,200		
~~~~~															
158	×〇△△										768		6,000	230	6,230
159	△△〇×				80,400		961,584				6,000		967,584		
計		546,985	4,617,448	12,000	1,009,500	123,720	12,791,220	382	229,200	768	838,800	125,633	370,600	19,096,621	

(添付資料)

⑥ 作業従事者名簿

(防除・清掃の場合の例)

氏名	漁業被害の有無	作業実施日別作業時間				作業時間 合計	合計金額	備考
		〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日			
1	〇	〇	〇	〇	h	6	7,200	
2	〇	〇	×	×	h	9	10,800	
3	△	△	〇	〇	h	6	7,200	
~~~~~								
144	×	×	×	×	h	2	2,400	
145	△	△	△	△	h	6	7,200	
計		268 h	3 h	36 h	8人	307 h	368,400	
		136人	1人	8人	人	145人		

⑦ その他添付資料

ア 油濁事故現場地図

イ 出面簿写し

ウ 使用漁船名簿

エ 領収書等の写し

オ 写真（作業前、作業中、作業後のもの）

カ その他参考となる資料

2 漁業被害等明細書作成上の注意事項

(1) 漁業被害の状況

漁業被害の状況について、以下の事項に触れ油濁被害の全貌が明らかになるように具体的に記述し、また図面を添付する。

① 油濁の状況

油濁発見時の状況（日時、分布図、潮流、風向等）、経過（日別の油の動きと被害の発生状況）等を詳しく記述する。

② 被害漁業の漁場図

被害を受けた漁業の通常の漁場図に被害箇所を明示する。

区画漁業権漁業の場合には、このほか個人別行使図も添付し、被害区域、規模を図中に記入する。

③ 復旧までにとった措置

通報した海上保安部（署）等の名称、年月日時等、対策打合せ会議の様式、対策事項、組合員への指示内容等を詳しく記述する。

④ 原因者究明の状況

海上保安部（署）における原因者究明の捜査結果等についての状況を記述する。

(2) 生産物の被害

① 浅海養殖業（のり養殖業を除く）の被害

ア 生産物の廃棄による被害

（被害額算式） 被害数量×（通常単価－単位当たり見込生産必要経費）

(ア) 生産物の廃棄とは、養殖中に汚染されて死滅又は油臭物となったため廃棄処分した場合のことをいう。

(イ) 被害数量は、原則として確認された数量とする。この場合、魚、貝類等は個数の把握ができるが、わかめ、こんぶ等は出荷直前であれば刈り取り廃棄処分した数量とする。しかし、まだ成育段階で数量の把握ができない時は、得べかりし利益の被害が対象となるので、最終的な生産見込を最近年3年間の生産実績を基準にして算定し、被害数量とすることとなる。ただし、汚染前にすでに病気等により死滅、くされ等が発生している場合はこれらを除外し、明らかに油濁被害である数量に限定する。

なお、貝類の養殖の場合で汚染前に生存した数量の確認ができないときは、推定被害数

量から通常歩減りを差し引く必要がある。

(ウ) 通常単価は、当該漁場での生産物で汚染されず養殖終了時に通常の販売がされたものの平均単価であるが、当該漁場全体が被害をうけ販売価格が不明なときは、近傍類似漁場での生産物の販売価格を基準として判断する（以下、通常単価の意味は、のり養殖業の場合を除き同様とする。）。この場合、被害発生が生産物の成育段階にある時は、通常単価がまだわからないので、最近年3年間の実績をみてその平均価格を基準に算出して一応の申請を行い、漁期終了後、通常単価が判明した時点で価格の修正を行う。

(エ) 被害数量に通常単価を乗ずると被害額となるが、それは漁期終了時点での得べかりし利益となるので、被害をうけた後養殖に従事しなかったことにより必要でなくなった経費(変動経費)として、見込生産必要経費（以下、見込生産必要経費の意味は、この場合に準ずるものとする。）を差し引く必要がある。

従って、被害額は、被害数量に通常単価から単位当たりの見込生産必要経費を差し引いた価格を乗じて得た額となる。

(オ) 被害漁業者等が、防除・清掃事業に従事した場合は、防除清掃にかかる労賃と漁業被害額に見込まれる労賃相当額を対比し、重複している部分の一定割合（1/2）を差し引いたものが救済額となる（以下、同様とする）。

(カ) 被害を受けた養殖はまち等を廃棄処分して、同等の稚魚を補てんした場合には、その部分については稚魚の購入価格を被害額とする。

ただし、通常の計算方法による被害額と同額又はそれよりも低い金額になる場合に限る。

イ 品質の低下による減収

(被害額算式) 被害数量×(通常単価－被害物単価)

品質の低下とは、廃棄までには至らず一応生産されたものの、緊急避難したことにより成育が悪化し、又は漁場油濁の防除清掃に時間を要して収穫時期が遅れたために品質の低下を生じ、通常の生産の場合より価格が安く減収となったような場合であり、被害数量に通常単価から品質の低下したものの販売単価を差し引いた価格を乗じて算出する。この場合単なる風評による価格の低下、出荷調整のための廃棄又は数量的な減少等は含まない。

ウ 緊急処分による減収

(被害額算式) 被害数量×(通常単価－被害物単価－単位当たり見込生産必要経費)

緊急処分とは、汚染の恐れがある場合に被害を避けて早期に処分することをいう。被害額は、被害数量に通常単価から被害物の単価と単位当たりの見込生産必要経費を差し引いた価

格を乗じて算出する。

この場合、早期処分のため被害数量（重量）が減少することが考えられるが、この場合は最近年3年間又は近傍類似漁場での生産実績を基準にして被害数量を修正することができる。

② のり養殖業の被害

ア 生産物の廃棄による被害

(ア) のり網撤去による被害

(被害額算式) 被害期間の見込生産枚数

× (通常単価－被害期間の単位当たり見込生産必要経費)

a 生産物の廃棄による被害額は、のり養殖中に漁場が汚染され、生産できなかった期間の得べかりし利益により算出する。

b 被害期間は、油の流入によって漁業被害が発生した日から漁場が復旧し、のりの成育が被害発生時の状況に復する日までとする。

ただし、油濁発生日が通常の養殖開始日以前の場合は養殖開始日からとし、漁場復旧が通常の養殖終了日後となった場合は当該終了日までとする。通常の養殖開始日及び養殖終了日は、近傍類似漁場の状況を見て決定する。

c 被害期間の見込生産枚数は、被害柵数に当該年の被害期間の1柵当たり生産見込枚数を乗じて計算する。1柵当たり見込生産枚数は、原則として当該漁場の最近年5年間のうち最高最低の年を除いた3年間の実績を基準にした枚数とするのが、のり養殖は気象上の条件等により影響されやすく変動が激しいので、被害期間の漁模様を勘案して次式によって算出する。

$$\frac{\text{当該漁場の被害期間に相当する最近年3年間平均生産枚数}}{\text{無被害漁場の被害期間中の当該年生産枚数}} \times \frac{\text{無被害漁場の被害期間中の最近年3年間平均生産枚数}}{\text{無被害漁場の被害期間中の最近年3年間平均生産枚数}}$$

(無被害漁場とは、当該漁場又は近傍類似漁場で被害発生時に汚染されなかった漁場をいう。以下、のり養殖業の被害期間の見込生産枚数の意味は、この場合と同様とする。)

d 通常単価は、被害期間中に無被害漁場で生産された乾のり1枚当たりの共販価格の平均を基準とする(以下、のり養殖業の通常単価の意味は、この場合と同様とする。)

e 本張り前の種網が被害を受けた場合は、上記算式による被害額の代わりに新たに種網を補てんするときの購入価格又は種網作成原価等を用いるものとする。

f 被害漁業者等が防除・清掃事業に従事した場合は、防除清掃にかかる労賃と漁業被害

額に見込まれる労賃相当額を対比し、重複している部分の一定割合（1／2）を差し引いたものが救済額となる。

(イ) 生のりの廃棄による被害

(被害額算式) 乾のり換算枚数×(通常単価－見込生産必要経費)

a 生のり廃棄による被害額は、養殖中に漁場が汚染され摘採・廃棄した生のり(kg)を乾のりに換算(生のり4kg 魔すり乾のり100枚製品化したものとして算出)して算出する。

b 摘採した生のりは、十分水切りした後、その重量(kg)を測定する。

(ウ) 乾のりの廃棄による被害

(被害額算式) 乾のり廃棄数量×(通常単価－見込生産必要経費)

a 乾のり廃棄による被害額は、製品化した乾のりに油の混入(油臭)が確認されたため廃棄した実枚数により算出する。

b 見込生産必要経費は、既に製品化されているため販売手数料のみとする。

イ 品質の低下による減収

(被害額算式) 被害枚数×(通常単価－被害物単価)

漁場油濁によって、のりの品質が低下し価格が低落したものを補てんする。この場合、風評による価格低落、通常生ずる品質低下等は対象としない。また、次の要件を満たすものとする。

(ア) 油濁被害の事実関係が明瞭であること。

(イ) 油濁被害の影響を受けたのり原藻により製品化された乾のりであって、かつ、その数量が把握できること。

(ウ) 価格が著しく低落していること。

ウ 緊急処分による減収

(被害額算式) (被害期間の見込生産枚数－被害期間の生産枚数)

×(通常単価－被害期間の単位当たり見込生産必要経費)

(ア) 緊急処分によって生産枚数が減少し、収入減となった分を補てんする。

(イ) 被害数量は、被害期間の見込生産枚数から同期間中に実際に生産された枚数を差し引いて算出し、その枚数に通常単価から被害期間の単位当たりの見込生産必要経費を差し引いた額を乗じて被害額を算出する。「被害期間の単位当たり見込生産必要経費」とは、被害期間中に通常支出される経費のうち緊急処分によって以後支出されなかった額を、緊急処

分によって減少した枚数で除したものである。

③ 漁船漁業、採貝・採藻等漁業の被害

ア 生産物の廃棄による被害

(被害額算式) 被害数量×被害発生日前1週間の平均単価

(ア) 生産物の廃棄とは、漁獲したものが汚染されたため廃棄処分することをいう。採貝・採藻（水産動物の採捕を含む）のように収穫前に死滅した場合及び油臭のため収穫しないような場合は、(協)の休漁被害として扱われる。従って被害数量は、漁獲したものが油濁による被害を受けたため廃棄するものの数量である。

(イ) 被害額は、被害発生日前1週間の漁獲物の全魚種の平均単価に被害数量を乗じて算出する。被害発生日前1週間の平均単価が不明の場合は、近傍類似の漁場で汚染されなかったものの平均単価を用いるものとする。なお、平均単価を全魚種の平均としたのは、漁獲される魚種の数量割合が一定でなくその都度価格に変動があるので、平均化することにしたものである（以下、被害発生日前1週間の平均単価の意味は、この場合と同様とする）。

イ 品質の低下又は緊急処分による減収

(被害額算式) 被害数量×(被害発生日前1週間の平均単価－被害物単価)

(ア) 畜養中の活魚の汚染、採貝・採藻業の対象物の汚染等によって価格が低落した場合又は汚染を防ぐためにこれらを緊急処分した場合の収入減を対象とする。

(イ) 被害額は、被害発生日前1週間の平均単価から被害物単価を差し引いた価格に被害数量を乗じて算出する。

(3) 漁船、漁具、養殖施設の被害

① 取得価格から減価償却を差し引いた残存価格、すなわち汚染直前の価格を算出し、その価格をもとに全損、分損など被害状況に応じた割合により被害額を算出する。修理、洗浄（洗浄に要した経費は、防除・清掃事業費に計上する。）等により再使用が可能になる場合は、残存価格の被害額に代えて、修理等に要した費用を被害額とする（ただし、修理等に要する経費が残存価格を下回る場合に限る）。なお、漁船保険等によって保険金等が支払われるような場合は、その分については被害額から差し引くものとする。

② 定置網漁具の残存価格は、次の基準により算出し、その価格をもとに全損、分損など被害状況に応じた割合により被害額を算出する。

(残存価格の算式) 残存価格＝取得価格×残存割合

(使用期間ごとの残存割合)

使用期間	残存割合	使用期間	残存割合
未使用	100/100	21カ月以上 30カ月未満	50/100
3カ月未満	90/100	30カ月以上 42カ月未満	40/100
3カ月以上 6カ月未満	80/100	42カ月以上 54カ月未満	25/100
6カ月以上 12カ月未満	70/100	54カ月以上	10/100
12カ月以上 21カ月未満	60/100		

(注) 使用期間は実際に使用した月数で整理する。

- 1) 残存割合とは、油濁被害発生時に法定耐用年数に代えて、対象となる漁具の現在までの使用期間中の減価部分を控除するために使用する率である。
- 2) 本表の残存割合は、網のみでなく浮子、沈子、ロープ等消耗品以外の附属漁具（償却資産に該当するものに限る。）を含めて適用する。
- 3) 「取得価格」は、再調達価格ではなく当初の取得価格とする。ただし、償却途中における大規模修繕分であって、その修繕により、使用能力を高める効果が長期にわたるものであると認められるときは、同修繕費を取得価格に上乗せすることができでる。

(4) 漁船漁業、採貝・採藻等漁業の休漁被害

(被害額算式) (1日当たりの被害額－1日当たりの見込生産必要経費) × 休漁日数

- ① 休漁とは、漁場の油濁、資源の汚染又は死滅等により、操業ができなくなった場合をいい、荒天のため出漁できず休漁したような場合は含まない。
- ② 被害額は、1日当たりの平均生産金額から漁場油濁で出漁しなかったことにより不必要となった経費を差し引いた額に休漁した日数を乗じて算出する。この場合、1日当たりの被害額は被害発生日前1週間中において出漁した日の1日当たり平均漁獲量に被害発生日前1週間の平均単価を乗じて算出する。被害発生日前1週間に漁獲の実績がない等漁獲量及び平均単価が不明の時は、最近年3年間の同時期における実績を基準とする。

(5) 漁業種類又は漁場の変更による被害

$$\text{(被害額算式)} \quad \left(\begin{array}{l} \text{被害期間} \\ \text{の見込} \\ \text{生産金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{同期間の} \\ \text{見込生産} \\ \text{必要経費} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{被害期間に} \\ \text{相当する変更} \\ \text{後の生産金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{同期間の} \\ \text{生産必要} \\ \text{経費} \end{array} \right)$$

- ① 漁場が汚染されたり漁具等が被害を受けたため、当該漁業を継続することができず、やむを得ず漁業種類や漁場を変更した場合は、被害期間中に当該漁業を操業した場合の見込所得と、変更後の所得の差額を被害額とする。
- ② 被害期間は漁業種類や漁場を変更して操業を開始した日から、漁場油濁が解消して操業が可能となった日までの期間とする。
- ③ 見込生産金額は、被害期間に相当する最近年3年間の平均生産金額を基準とする。
- ④ 漁業種類や漁場の変更による被害は、社会通念的にその正当性が明らかな割合に限り補てんの対象とする。

以上、漁業被害について、各項目ごとに解説したが、表の作成に当たっては各表の欄外にある注書き及び留意事項編に注意し、また、使用した算出基礎等の資料を併せて添付する必要がある。

3 のり養殖業の被害額算定上の留意事項

(1) 被害漁場の実態把握

のり養殖業の被害の実態が適確に判定できるよう、特に次の点については十分調査する必要がある

① 被害漁場におけるのり養殖の実態

ア 養殖方法（支柱、べた流し等）

イ 養殖パターン（ア秋芽網（イ）秋芽網＋冷蔵網（ウ）秋芽網＋冷蔵網＋冷蔵網）

ウ 被害時におけるのり養殖の態様（ア）成育状態（イ）秋芽網・冷蔵網の使用状況及び替網の時期（冷蔵網の出庫）等）

② 流入油の実態

ア 性状（推定油種（廃油、C重油等）及び濃度基準（後述(2)の①の濃度表示）の度合）

イ 流入時間（潮高、滞留時間）

ウ 流入範囲（油の付着状況から、その流入経路と範囲を図示）

エ 流入量（推定できる場合）

③ 被害状況を示す被害分布図の作成

上記①、②の調査から明らかとなる被害状況を後述の(2)－②の被害度の区分 ア のり網撤去被害 イ 一時生産減被害 ウ 油臭被害の別に図示する。この図は次の④の被害柵数の集計に結びつくこととなる。

④ 漁場区画別被害柵数集計表の作成

漁場区画（区割り）別及び被害度の区分別に次のような表を作成することも必要である。

区分 区画記号	張 冊	込 数	のり網撤去 被害冊数	一時生産減 被害冊数	油 害冊数	臭 数	網具の 被害冊数

⑤ 本年度ののり養殖の一般概況

気象、海況、豊凶、病害等の経過・現況を平年ベースと対比しつつ詳述する。

(2) 被害漁場の被害程度の判定の仕方

① 濃度基準

油の濃淡を表わす油面の目安基準として次の5段階を設ける。

	外見上の特徴
濃度 1	海面上に銀白色の油層
2	銀白色の油層の中に7色の条痕
3	7色の明るい色調の油層
4	7色の暗い色調の油層
5	暗褐色の油層

② 被害度の区分

油は上記①の中のいくつかが組み合わせられて漂流している事例が多く、これらの油が漁場に流入し、のり網に付着して被害をもたらす。

油の性状とのり網への付き方によって次のように被害度を分類する。

ア のり網撤去被害

のり網の成葉から幼葉・幼芽まで粘性のある油に包まれ、べっとりした状態にある。海面上に7色の暗い色調の油層（濃度4）と暗褐色の油層（濃度5）の性状の油が付着した場合に起こり易い。

網糸まで油が付着して漁具被害が生じるケースが多く、このような場合は付着した油がとけて、さらに二次被害を生じることから、被害網を早急に撤去し、浮子、伸子棒等一部漁具

の払拭（再使用できる場合に限る。）を行い、網交換による再生産対策を講じていく必要がある。

イ 一時生産減被害

のり網の伸びた成葉に主として付着し、水面上に浮きキラキラ光るような状態である。油の付いたのりを取り除いてみると幼葉・幼芽への付着が少ない場合。海面上に7色の明るい色調の油層（濃度3）と7色の暗い色調の油層（濃度4）の性状の油が付着した場合に起こり易い。

付着の程度に応じて、或る一定期間摘採を中止した後、再生産する。

このほか、のり網の撤去は行わず、のり原藻の汚染部分のみを摘採・廃棄し、浮子、伸子棒、ロープ、網ひび等漁具はそのまま払拭を行い回復に備える場合もある。

ウ 油臭被害

漁場の海面上に銀白色の油層の中に7色の条痕の油層（濃度2）が入って、製品に油が付着又は油臭を生じた場合や、のりへの付着は認められなかったが、小塊状の油が入って製造工程中（ミンチ）に油の混入が認められた場合。

製品からの判定あるいは製造工程中からの判定になるが、特に小塊状の油が流入した場合は、漁場内に分散され易いことから、飛火的に被害が発生する場合がある。共販検査の段階や、漁業者の申告により製品を確認し、廃棄するといった対応が必要になる。

(3) 被害数量の算出方法

① のり網撤去被害

被害数量の算出は、当該漁場又は近傍類似漁場で、被害時汚染されなかった無被害漁場の共販実績などから被害期間中の乾のり見込生産枚数を求めるが、いずれの漁場から求めるかは、次の要件により判断する。

・当該漁場

油濁を蒙った当該漁場の被害が部分的であった場合であって、被害を受けなかった部分が当該漁場の生産性を代表する場合

・近傍類似漁場

漁場環境条件及び生産体制のあり方が類似し、農林水産省の統計による月別生産資料或いは共販資料から生産型が類似している場合

被害期間中の見込生産枚数をとらえるとき、被害期間と共販集荷日の間の期間がずれている場

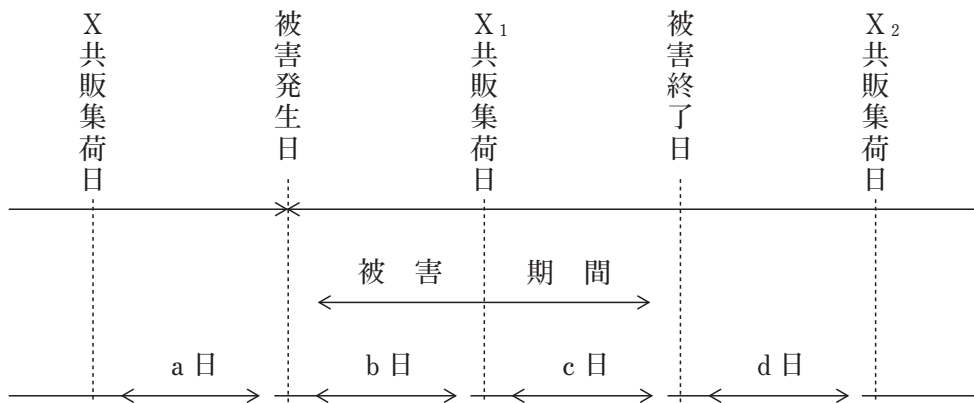
合は、次のように日割計算して算出する。

当該漁場から求める場合は、養殖柵数が被害期間及びその前後で変動するので、次のアのようにこれを考慮する必要がある。一方近傍類似漁場から求める場合で養殖柵数が変動しないようなときはイのようにその必要はないが、漁況指数（作柄係数）は考慮する必要がある。

ア 当該漁場の無被害漁場から求める場合

被害期間中における当該漁場の無被害漁場から生産された乾のり枚数と張込柵数より算出した『1柵1日当たりの乾のり生産枚数』から被害期間中の被害柵数相当分の見込生産枚数を求めることとする。

まず、被害発生前、事故発生、復旧との関係を図式化し、各時点の所要事項を記号化すれば次の通りである。



(注)

X、X₁、X₂：共販集荷日

a、b：被害発生日と共販集荷日との間の日数

c、d：被害終了日と共販集荷日との間の日数

A：養殖柵数

B：被害養殖柵数

C：無被害養殖柵数 (A - B)

無被害漁場の1柵1日当たり見込生産枚数を下記のように定義すれば

x₁：共販出荷日 X から X₁ までの無被害漁場の1柵1日当たりの見込生産枚数

x₂：共販出荷日 X₁ から X₂ までの無被害漁場の1柵1日当たりの見込生産枚数

x₁ と x₂ の出し方

$$\begin{aligned} X_1 \text{の共販枚数} &= (A \times x_1 \times a) + (C \times x_1 \times b) \\ &= x_1 \{ (A \times a) + (C \times b) \} \end{aligned}$$

$$x_1 = \frac{X_1 \text{の共販枚数}}{(A \times a) + (C \times b)}$$

$$X_2 \text{の共販枚数} = (C \times x_2 \times c) + (A \times x_2 \times d) \\ = x_2 \{(C \times c) + (A \times d)\}$$

$$x_2 = \frac{X_2 \text{の共販枚数}}{(C \times c) + (A \times d)}$$

一方、被害見込生産枚数を、上記記号で数式化すれば以下のとおりである。

$$\textcircled{C} \text{被害見込生産枚数} = (B \times x_1 \times b) + (B \times x_2 \times c) \\ = B \times \{(x_1 \times b) + (x_2 \times c)\}$$

この式に、先に明らかになった各数値を代入すればよい。

イ 近傍類似漁場の無被害漁場から求める場合

当該漁場の最近年3年間（5年間のうち最高、最低を除く）の被害期間中の1柵当たり乾のり平均生産枚数（加重平均）に近傍類似漁場の無被害漁場から求めた当該年の漁況指数（作柄係数）を考慮して、被害期間中の被害柵数相当分の見込生産枚数を求める。

$$\textcircled{C} \text{被害見込生産枚数} = \left\{ (X_1 \text{の共販枚数} \times \frac{b}{a+b} + X_2 \text{の共販枚数} \times \frac{c}{c+d}) \div A \right\}$$

の3年間平均（加重平均）×漁況指数×B

・漁況指数（作柄係数）の求め方

近傍類似漁場の無被害漁場の被害期間中の当該年1柵当たり生産枚数

近傍類似漁場の無被害漁場の被害期間中の最近3年間平均1柵当たり生産枚数

・生産物被害算出表

被害区分	従事組合員数	被害組合員数	養殖柵数	被害養殖柵数	被害期間年月日～年月日	無被害漁場の被害期間1柵当たり生産枚数		当該漁場の被害期間1柵当たり見込生産枚数		被害生産枚数 A×E	乾のり1枚当たり		被害額 F×(G-H)	備考
						最近年3年間平均 B	当該年 C	最近年3年間平均 D	当該年E C -×D B		通常単価 G	見込生産必要経費 H		
	人	人	柵	柵										
計														

- (注) 1) 最近3年間とは、最近5年間のうち最高最低の年を除いた3年間とすること。
 2) 被害期間の生産枚数は、共販日ごとの出荷枚数の合計とすること。
 3) 被害期間は、被害発生日からのりの成育が被害発生時の状況に復するまでの期間又は養殖終了までの期間とすること。
 4) 乾のり1枚当たりの通常単価は、当該漁場又は近傍類似漁場で被害発生時に汚染されなかったもの（「無被害漁場」という。）の平均共販価格を基準とすること。

② 汚染原藻の摘採廃棄処分被害

生のりからの乾のり枚数換算率（100枚／4kg）により算出する。（ただし、摘採した生のりは十分水切りした後、その重量を測定する。）

$$\text{◎被害数量（枚数）} = \text{摘採生のり数量（kg）} \times \frac{100 \text{（枚）}}{4 \text{ kg}}$$

(4) 被害金額算定上の対応

のり網撤去被害の場合、被害額の算定は、通常、次の作業手順に従い対象経費が決められる。

① のり網撤去・網替え再生産の場合

のり網撤去—漁具払拭—のり網再張り込み（種網）—育苗—本張り（成育）

《対象経費》ア のり網撤去作業費（事故時が通常の替え網時期であれば対象外）

イ 漁具払拭作業費、必要資材費、運搬・処理費等

ウ 生産物廃棄被害（損害額）

エ 漁具廃棄被害（残存価格）

オ 替え網補てん費（種網購入費或いは作製費、事故時が通常の替え網時期であれば対象外）

カ のり網再張り込み作業費（事故時が通常の替え網時期であれば対象外）

《被害期間》事故時～のり網再張り込み作業中間日～育苗期間（5日間）～成育時期 $\frac{(15 \text{ 日間})}{1 \text{ 汐}}$

② のり網撤去・終漁の場合

のり網撤去——終漁（一部漁具払拭等はある）

《対象経費》ア 生産物廃棄被害（損害額）

イ 漁具廃棄被害（残存価格）

ウ 漁具払拭作業費（一部）、必要資材費、運搬・処理費等

※ のり網撤去作業費は、通常の終漁の場合でも必要であるため対象外

《被害期間》事故時～漁期末日

(5) 通常単価のとらえ方

通常単価は、被害期間中に無被害漁場で生産された乾のり1枚当たりの共販価格の平均を基準とするとされている。

被害期間中に生産されたであろう生産物が2回以上の共販日に出荷されることが推定される場合は、各共販日毎の加重平均単価を採用する。前記(3)の図中によればX₁とX₂の共販平均価格

となる。

(6) 見込生産必要経費の算出方法

生産を見込んだ場合の必要経費が被害を受けた後、養殖に従事しなかったことにより必要でなくなった経費（以下「未必経費」という。）として、次のようなものが考えられるので、当域地域、又は漁業者の通常のコストを基礎に次の計算例を参考に現地事情（数量、単価等）に即応して算出する。

(計算例)

乾のり 1 枚当たり

品 目		単 価	金 額	算 出 基 礎
乾燥機用油代（A重油）		47円/ℓ	0.6266円	200ℓ/15,000枚
漁船用油代（混合油）		134円/ℓ	0.1030	10ℓ/13,000枚
摘採機用油代（ガソリン）		125円/ℓ	0.0250	3ℓ/15,000枚
作業用自動車油代（ガソリン）		125円/ℓ	0.0333	4ℓ/15,000枚
水道料		150円/ℓ	0.0461	4t/13,000枚
電気料		20円/KW	0.0615	40KW/13,000枚
ダンボール代		500円/箱	0.1388	3,600枚入
販売手数料			0.3540	漁協3% 漁連1% 通常単価8.85円/枚として
労 務 費	家族 2名	10,160円/日 10,160円/日	0.8128	40% 1日10,000枚処理
	臨時雇 男1名	10,160円/日	1.0160	100% 1日10,000枚処理
	常雇 男1名	—	—	
計			3.2171 =3.21	

(注) 労務費の未必経費算出基礎は下記による。

単価は被害時点でのものとする。

労 務 費	家 族 名	60%は必要経費とし、40%分を未必経費とする。
	雇 用 名	臨時雇は 100% 未必経費とする。 常雇は 100% 必要経費とし、未必経費にしない。

(7) 網資材の耐用年数と残存価格の出し方

- ① 被害時張込まれている網の構成を区別（1年網、2年網、3年網）し、構成別の枚数を求める。
- ② 網の耐用年数を月数に直し、耐用月数とする。
- ③ 残存価格は、取得価格を耐用月数で除し、残存耐用月数を乗じた金額とする。残存耐用月数は、(耐用月数－使用月数)で算出する。

$$\text{残存価格} = \text{取得価格} \times \frac{\text{残存耐用月数}}{\text{耐用月数}}$$

- ④ 網の構成区分ごとの枚数に残存価格を乗じて得た金額の合計額を被害額とする。

(計算例)

漁期	10月から3月まで	6ヶ月
被害時点	12月	
総張込枚数	200枚	
取得価格	1年網	3,400円/枚
	2年網	3,315円/枚
	3年網	3,250円/枚

$$1\text{年網 } 80\text{枚} \times 3,400\text{円} \times \frac{(18\text{ヶ月} - 3\text{ヶ月})}{18\text{ヶ月}} = 226,666\text{円}$$

$$2\text{年網 } 70\text{枚} \times 3,315\text{円} \times \frac{(18\text{ヶ月} - 9\text{ヶ月})}{18\text{ヶ月}} = 116,025\text{円}$$

$$3\text{年網 } 50\text{枚} \times 3,250\text{円} \times \frac{(18\text{ヶ月} - 15\text{ヶ月})}{18\text{ヶ月}} = 27,083\text{円}$$

計 200枚 369,774円

(8) 冷蔵種網の補てんと原価計算の方法

冷蔵種網（以下「替網」という。）の張込後、被害を受け再生産維持のため、予見しない新たな替網を補てんしたときは、購入替網については、その購入価格とし、自家製替網については、現地の実態に応じ下表種網の作製原価（例）のように算出した当該替網の原価計算価格を被害額とする。

・種網の作製原価（例）

冷蔵種網（400枚）の作製に要する経費のモデル計算例（概ね次の項目等となると考えられるが、この計算例を参考に現地の実態に即して算出する。）

種網採苗・育苗の資材費と労賃		
① 採苗支柱柵の規格（6柵×50枚＝300枚）		
ア 支柱竹（1年もの）	31本×3列×900円＝	83,700円
イ レール式	(27本×2)×600円×1/2＝	16,200円
	(6本×6)×900円×1/2＝	16,200円
ウ 吊糸（スパンナイロン8m 1.4mカット）	120本×40円＝	4,800円
エ ゴムひも	120本×50円＝	6,000円
	ア～エ計	126,900円

② 採苗筏 (2 柵× 50 枚= 100 枚)

ア 採苗筏	2 台× (43,000 円× 1/3) =	28,666 円
イ シートネット (10 間)	2 組× (33,000 円× 1/2) =	33,000 円
ウ 吊糸 (スパンナイロン 8 m 1.4 m カット)	48 本× 2 組× 40 円=	3,840 円
	ア~ウ計	65,506 円

③ 網 地 (3.8 尺× 10 間)

ア 1 年網 (使用後 1 年未満のもの)	200 枚× 3,400 円×	680,000 円
イ 2 年網	160 枚× 3,315 円× 2/3 =	353,600 円
ウ 3 年網	40 枚× 3,250 円× 1/3 =	43,333 円
	ア~ウ計	1,076,933 円

④ 労 賃

ア 竹杭製作人夫	2 人× 1 日= 2 人	イ 採苗陸上準備	2 人× 3 日= 6 人
ウ 建込み	4 人× 2 日= 8 人	エ 支柱柵張込み	2 人× 2 日= 4 人
オ 採苗・育苗管理	2 人× 30 日= 60 人	カ 採苗筏の設置・撤去・張り込み	
			2 人× 4 日= 8 人
	延べ 88 人× 8,800 円/ 8 H	ア~カ計	774,400 円

⑤ その他

ア 糸状体貝殻		
(ア) 支柱柵	4,800 枚× 26 円=	124,800 円
(イ) 採苗筏	1,600 枚× 26 円=	41,600 円
イ 樹脂液	3 缶× 5,000 円=	15,000 円
ウ 漁場行使料		
(ア) 支柱柵	1 柵 527 円× 6 柵=	3,432 円
(イ) 採苗筏	1 柵 1,000 円× 2 柵=	2,000 円
	ア~ウ計	186,832 円

⑥ 育苗支柱柵の規格 54 柵

ア 支柱竹本数 (ダブル柵)	123 本× 9 柵=	1,107 本
(ア) 1 年もの	737 本× 900 円=	663,300 円
(イ) 2 年もの	370 本× (900 円) × 1/2) =	166,500 円

イ	のりテープ (300 m) ナイロンひも	1 丸 × 4,000 円 =	4,000 円
ウ	吊糸 (スパンナイロン 8 m 1.4 m)	135 本 × 9 柵 × 40 円 =	48,600 円
エ	リング 片 耳	90 ケ × 9 柵 × 200 円 =	162,000 円
	両 耳	45 ケ × 9 柵 × 250 円 =	101,250 円
オ	伸子棒	12 本 × 54 柵 × 235 円 =	152,280 円
カ	エンジン付きポンプ	180,000 円 × 1/4 =	45,000 円
キ	グリーンカット (20 l)	3 缶 × 8,700 円 =	26,100 円
ク	漁場行使料	572 円 × 54 柵 =	30,888 円
ケ	労 賃		
	(ア) 竹杭製作人夫 3 人 × 2 日 = 6 人	(イ) 建込み 3 人 × 3 日 =	9 人
	(ウ) 抜 取 3 人 × 3 日 = 9 人	延 24 人 × 8,800 円 / 8 H =	211,200 円
	ア～ケ 合計 1,611,118 円		
	育苗期間 (1.5 ケ月)	1,611,118 円 × 1.5 / 7 ケ月 =	345,240 円
コ	支柱柵張込み人夫	2 人 × 5 日 × 8,800 円 / 8 H =	88,000 円
		ア～コ 計	494,953 円
⑦	育苗筏		
ア	育苗筏 (10 間)	2 台 × (43,000 円 × 1/3) =	28,666 円
イ	育苗筏の設置・張込み・撤去	2 人 × 2 日 × 8,800 円 =	35,200 円
		ア～イ 計	63,866 円
⑧	冷蔵入庫経費		
ア	冷蔵袋	100 枚 × 120 円 =	12,000 円
イ	入庫料	150,000 円 (@ 37,500 円)	
ウ	入庫作業人夫	2 人 × 7 日 × 8,800 円 =	123,200 円
エ	消耗品 (ア) トラック (周年)	1.5/36 ケ月 × 700,000 円 =	29,166 円
	(イ) 遠心分離機 (7 ケ月)	1.5/36 ケ月 × 580,000 円 =	24,857 円
	(ウ) 船外機 (周年)	1.5/36 ケ月 × 435,000 円 =	10,875 円
	(エ) 船	1.5/36 ケ月 × 600,000 円 =	15,000 円
		ア～エ 計	365,098 円
⑨	燃料代	20 日 × 1.5 ケ月 × 134 円 × 1 h × 13 l =	52,260 円
	総合計	3,206,748 円 ÷ 400 枚 = 種網 1 枚当たり	8,016 円

(9) 被害額計算に係る端数整理

金額や数量のとり方を統一しておく必要から次のようにする。

① 金 額

ア 被害額（単位円）は整数で計上し、小数点以下は切捨てとする。

イ 乾のり1枚当たりの価格及び見込生産必要経費（未必経費）は、小数点以下2位までを計上し、以下切捨てとする。ただし同未必経費の計算は、経費毎に小数点以下4位までを計上積算し、小数点以下2位までを求める。

② 数 量

ア 被害生産枚数は整数で計上し、小数点以下は切捨てとする。

イ 1柵当たり生産枚数は、小数点以下1位までとし、2位以下は切捨てとする。

4 磯根（海藻）漁業の被害額算定上の留意事項

(1) 調査班の編成

油濁被害が発生したときは、その実態を適確に把握するためいち早く次のメンバーによる調査班を編成する。

- ① 県水産担当課 ② 県水試
- ③ 市町村役場担当課 ④ 県漁連
- ⑤ 機構 ⑥ 被害漁協

(2) 被害漁場の実態把握

調査は、被害漁協を対象に次の事項につき行い、調査結果を地方審査会報告書又は漁場油濁被害調査書の内容に反映させる。

- ① 被害漁場における磯根漁業の一般形態
 - ア 漁業権漁場図
 - イ 漁期、漁場、漁具、漁法（適宜図作成）
 - ウ 従事者数、使用漁船隻数（年次別表の作成）
 - エ 収穫数量、金額（年次別表の作成）
- ② 当該年度の被害磯根漁業の生産概況
 - ア 気象海況の経過現況（平常年と対比した当該年の特徴）
 - イ 作柄（豊凶）の経過現況（平常年と対比した当該年の特徴）
 - ウ 従事者の就業状況（年次別表の作成）
 - エ 収穫数量、金額（年次別表の作成）
- ③ 流入油の実態
 - ア 性状（推定油種、推定原因）
 - イ 流入範囲（油の付着状況からその流入経路と範囲を図示）
 - ウ 流入図（推定できる場合）
- ④ 漁場調査の実施

被害漁場毎に、視認、箱めがね、潜水調査、見本採取（坪刈り）及び感応（油臭等）検査（被害磯根資源の油濁の程度に応じ適宜間隔をおいて繰返し実施する。）等を実施し、次の事項を把握する。

ア 漁場面積

イ 漁場豊度（周辺海域の各漁場の平常年での収穫量（A、B、C）、品質（上、中、下）のランク付けを行う。）

ウ 刈取率（水深、距離、難易度等から判断した平常年でのランク付け（全部、2／3、半分、1／3））

エ 被害漁場面積（収穫不能と判断された面積）

オ 被害率（ $\frac{\text{被害漁場面積エ}}{\text{漁場面積ア}}$ ）

カ 坪刈数量（被害漁場のなかから濃、中、薄の代表的部分を選びそれぞれ2ヶ所以上の坪刈りによる平均値）

⑤ 漁場別被害等分布図の作成

漁場調査の結果判明した前項の事項を記した漁場見取図を作成する。

(3) 被害数量の出し方

被害漁場毎に、被害の態様に応じて、次のいずれかの方法により被害数量を算出する。

① 刈取数量

この方法を優先、かつ積極的に行う。

② 被害漁場面積×坪刈数量／坪刈面積（当該漁場）

③ 被害漁場面積×近傍無被害漁場の当該年単位面積当たり生産数量^{*}

* ア 近傍無被害漁場の収穫期における坪刈数量（上記(2)－④－カに準ずる）による。

イ 近傍無被害漁場には被害漁場との漁場豊度の酷似しているものを選定する。

④ 過去年生産数量^{**}×被害率×作柄係数^{***}

** 最近年5年間のうち最高、最低の年を除いた3年間の平均生産数量とシア共販実績イ農林水産省統計ウその他（全数ききとり等）信憑性の高い資料による。

*** 近傍無被害漁場での $\frac{\text{当該年生産数量}}{\text{過去年生産数量}}$ で求める。

(4) 漁場別、被害数量集計表の作成

漁場別に次の表を作成する。

漁場名称	()	被害数量

(注) () 内には算出根拠である(被害面積×坪刈数量)、(被害漁場面積×近傍無被害漁場の当該年単位面積当たり生産数量)、又は(過去年数量×被害率×作柄係数)の数字を記入する。

(5) 販売価格の設定方法

次の順位により販売価格を設定する。

- ① 共販価格
- ② 近傍類似漁場の販売実績
- ③ 庭先売価格(被害者の販売記録、又は売却先の買取価格)
- ④ 前年価格

(6) 見込生産必要経費(未必経費)の出し方

- ① 変動経費(収穫関係経費、製造関係経費、販売手数料等)
- ② 固定経費(諸設備の減価償却等)

(7) 漂流油によるひじき等の被害額の算出

(収穫時汚染の場合)

- ① 被害発生が収穫時の場合は、次のように処理する。
 - ア 原則として、刈取りして被害数量を確定し、価格は当該年の無被害品の共販平均価格を採用して算出する。
 - イ 止むを得ない事情により、前項アによる被害数量を確定することが出来ない場合は、過去年実績及び被害率等により被害数量を求め、価格は前項アと同様の方法により算出する。

(成育時汚染の場合)

- ② 被害発生が成育時の場合は、次のように処理する。
 - ア 即刻刈取りが必要のとき
油濁の程度が重く汚染ひじき等を直ちに刈取り、漁場清掃の要があるときの被害額は、過去年実績及び被害率等により被害数量を求め、価格は①のアと同様の方法により算出する。

イ 放置可のとき

油濁の程度が軽い場合は、収穫時の状況を待って判断する。即ち、収穫時になお油汚染が認められる場合は、その刈取りにより被害数量を確定し、価格は①のアと同様の方法により算出する。

(防除・清掃事業関係)

Ⅲ 漁場油濁発生報告書

様式第1

漁場油濁発生報告書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○
組合名 ○ ○ 漁業協同組合
代表理事組合長 ○ ○ ○ ○ 印

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	○年 ○月 ○日 AM 6時 00分 PM	発生場所	○ ○ 地 先 海 岸		
漁場油濁の状況	オイルボールが藻やゴミと共に海岸の砂浜に漂着し、漁船の揚げ降ろしや、海藻の天日干しに支障をきたした。 また、再流出して近傍の○○漁業に被害を及ぼすおそれがあった。				
関係機関への通報	○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ ○ 海上保安部 (署) ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ ○ 県 水 産 課 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時 ○ ○ 県漁業協同組合連合会○○課				
対応措置の内容	関係機関へ通報し、県水産課、県漁連職員の立ち会いのもと、現場確認した。 漁協で役員会等を開催して、対策を協議した結果、○月○日より組合員を動員して、油の回収等清掃作業を行なうこととした。				
推定原因	<input checked="" type="checkbox"/> 船舶からの流出 <input type="checkbox"/> 陸上施設からの流出 <input type="checkbox"/> 不明				
漁業被害の有無	有	漁業種類	被害内容	被害漁業者数	予想被害金額
	無				
防除清掃の有無	有	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所用金額
	無	○月 ○日 ○月 ○日	約 70 人	手袋、ポリ袋 灯油	約 450,000

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○
○ ○ 県漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○ ○ ○ ○ 印

IV 漁場油濁被害救済申請書

様式第2

漁場油濁被害救済申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○
(申請人) 組合名 ○ ○ ○ 漁業協同組合
代表理事組合長 ○ ○ ○ ○ ○ ㊟

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁について、次の通り申請します。

救 済 金 _____ 円

防 除 費 _____ 534,600 円

漁場	油濁発生日時	○年 ○月 ○日	AM 6時 00分	発生場所	○ ○ 町 ○ ○ 地 先 海 岸											
	PM															
油濁被害者の状況と対応	原因	関係機関への通報及びその結果		○月○日○時○分海上保安部(署) 県水産課、県漁連に通報した。同日○時海上保安部(署)、県及び県漁連職員現地調査、海上保安部(署)は油のサンプル○kgを採取した。												
	被害者の状況	海上保安部(署)の捜索状況		油の性状分析結果○○と判明、調査中で現在のところ原因者不明。												
	原因の究明	推定原因(次の該当事項に○印を付す) ① 船舶からの流出 ② 陸上施設からの流出 ③ 不明		推定理由 ○月○日○時～○時頃の低気圧によりS Eの風波が高く、このため海上より打ち上げられたものであり、船舶から流出したものと推定される。												
	被害状況	ホイルボールが藻やゴミと共に海岸の砂浜に漂着し、漁船の揚げ降ろしや海藻の天日干しに支障をきたした。また再流出して近傍の○○漁業に被害を及ぼすおそれがあった。														
措置	対策措置 関係機関へ通報し、県水産課、県漁連職員の立ち合いのもと現場確認した後、漁協で役員会等を開催し、対策を協議した。これに基づき○月○日より2日間組合員を動員して油の回収等の清掃作業を行った。															
漁業被害等	漁業被害	漁業種類	被害内容(休漁、汚染、死亡、損傷等)		被害漁業者数	単 価	数量又は日数	金 額								
	被害計															
防除の内訳	労 務 費		資 材 費			漁 船、運 搬 車 費		そ の 他								
	員数	単価	時間	金 額	資材名	単価	数量	金 額	品 目	単価	数量	金 額				
	人	円	時間	円	手 袋	円	ケ	円	品 目	円	ト	円				
	65	1,200	2	156,000	灯 油	30	700	21,000	運搬車	15,000	1	15,000	処理費	40,000	8.89	335,600
計	65			156,000			150	28,000				15,000				335,600

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

住 所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○
○ ○ ○ 県漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○ ○ ○ ○ ○ ㊟

(注) 理事長の定める別添「漁業被害明細書」、「防除清掃事業明細書」を添付して提出すること。
労務費単価は平成25年度のものを使用した。

1 防除・清掃事業明細書

防除・清掃事業明細書 (漁業被害が発生しなかった場合)

〇〇県〇〇漁業協同組合

(1) 防除・清掃事業の実施状況

① 作業着手前の状況

ア 発見時の油の状況

- (ア) 発見日時 平成〇年〇月〇日午前6時
- (イ) 発見場所 〇〇郡〇〇村地先海岸
- (ウ) 油濁状況

〇月〇日午前6時頃、当組合員が海岸に出たところ、直径約〇cm大のやわらかい黒色のオイルボールが油の付着した藻等と共に、〇〇海岸の砂浜に巾〇m、長さ〇mの带状となって漂着しており、漁船の揚げ降ろし、アラメの天日干しの作業に支障をもたらした。また、再流出して〇〇漁業に被害をもたらすおそれがあった。

(エ) 当日の気象状況

台風〇号により〇日間時化が続いたが、当日午前6時頃は風力2の西風が吹き、海上は穏やかであった。

(オ) 漁協による油濁の通報と確認

当日午前9時、組合より〇〇海上保安部(署)に事故発生を通報、同時に県庁水産課、県漁連に被害の発生を報告、組合長が理事3人と共に被害の確認に当たったところ別紙図のように巾〇m長さ〇〇mの带状となって前記オイルボール等が海岸に漂着していた。

(カ) 公共機関による確認

〇月〇日〇時、〇〇海上保安部(署)、県庁水産課、町役場、県漁連の担当者が現場を確認した。

イ 作業着手までの油の動き

打ち上ったオイルボール等は、当面移動しない状態であったが、高波がくれば再び流出のおそれがあり、又、熱に溶け回収が困難となる恐れがあった。

ウ 作業着手までにとった措置

○月○日油濁確認のあと、役員会を開催し、清掃作業の日時、場所割り、従事者割り当て等を決定し、資材の購入、出役の動員指令を発した。

② 作業経過

ア 漁船、人手の作業分担

○月○日午前○時から午後○時まで作業従事者、男○人、女○人により○○から○○まで距離○ km、巾○mの海岸を清掃した。

○月○日前日に引き続き午前○時から午後○時まで作業従事者男○人女○人により○○から○○まで距離○ km 巾○mの海岸を清掃した（以上別図参照）。

イ 作業の立合者

県水産課、県漁連及び機構の担当者が作業に立合った。

ウ 油の排除分量

回収したオイルボールの量は約 30 トン（ドラム缶○本）であった。

（注）油がゴミ等に付着して回収したオイルボールの量が測定しがたい場合にはゴミ等の総量も記載する。

エ 排除油の措置

オイルボールは回収したゴミと共に○○町営焼却場に運搬し焼却した。

オ 油の排除地域

別図参照

（注）図面は付近の地形等の判別のつく、なるべく詳しいものを使用のこと。

③ 作業完了時の状況

ア 使用資材の処置

油が付着し再使用不能のためゴミと共に○○町焼却場で焼却した。

イ 油の排除後の状況

清掃後海岸は原状に復旧した。

④ 原因者の究明の状況

○○海上保安部で油のサンプルを分析した結果、油種は○○と判明したが、原因者については現在のところ不明で調査中である。

(2) 防除・清掃に要した経費

① 作業費

月 日	作 業 区 分	漁 船			勞 務				合 計 額 (A+B)	備 考
		隻数	単価	金額 A	人 員	単 価	作業時間	金額 B		
○月○日	油の回収焼却				10	円 1,200 (注)	8 h	円 218,400	218,400	
					15		6			
					3		4			
○月○日	油の回収焼却				18	円 1,200 (注)	8	円 278,400	278,400	
					6		6			
					13		4			
計		-	-	-	28		8	円 496,800	496,800	
		-	-	-	21		6			
		-	-	-	16		4			

② 資材費

月 日	区 分	品 名	数 量	単 価	購入金額又は賃借料 C (A×B)	残存価格 D	金 額 E (C-D)	備 考
			A	B				
○月○日	購入	手 袋	130 双	40 円	5,200 円		5,200 円	
	賃借							
○月○日	購入	灯 油	700 ℓ	30	21,000		21,000 円	
	〃	ポリ袋	150 ケ	12	1,800		1,800 円	
計					28,000		28,000 円	

(注) 資材の購入または賃借した領収書の写しを添付する。

労務費の単価は1時間当り1,200円(H25年度)とした。労務費単価は毎年変わるので必ず機構に確認のこと。

③ 保管料

月 日	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	
計				

(注) 営業倉庫以外の保管料は、営業倉庫の料金を基準として計上すること。

④ 回収油及び汚染物の処理費

月 日	運 搬 車 費			回 収 油 の 焼 却 費			汚 染 物 の 焼 却 費			合 計 額 (A + B + C)	備 考
	台数	単 価	金額A	数量	単価	金額B	数量	単 価	金 額C		
○月○日	1	円 15,000	円 15,000	—	—	—	ト ン 8.89	円 40,000	円 355,600	円 370,600	汚染のり網及 び生のり処理
											営業車使用
計	1	円 15,000	円 15,000	—	—	—	ト ン 8.89	円 40,000	円 355,600	円 370,600	

(添付資料)

作業従事者名簿

	氏名	作業実施日別作業時間						作業時間 合計	合計金額	備考
		○月 ○日	×月 ×日	月 日		月 日	月 日			
1	○○ ○○	h 8	h 4	h		h	h	円 14,400		
2	×× ××	8	8					19,200		
3	△△ △△	4	8					14,400		
	合計	h 210	h 269				h 479	円 574,800		

その他の添付資料

- 1) 油濁現場図 (1 / 50,000 程度)
- 2) 出面簿の写し
- 3) 使用漁船名簿
- 4) 領収書等の写し
- 5) 写真 (作業前、作業中、作業後のものを浜毎に) (日付けの入ったもの)
- 6) その他参考となる資料

2 防除・清掃事業明細書作成上の注意事項

(1) 防除・清掃事業の実施状況

防除・清掃事業の実施状況は、実施主体となる漁協において、以下の事項に留意して漁場油濁事故発見時から作業完了までの経過を具体的に記録するものとする。

① 作業着手前の状況

作業着手前の状況としては、ア 発見時の油の状況（日時、分布図、潮流、風向、漁場位置等） イ 作業着手までの油の動き（日時、分布図、潮流、風向、漁場位置等） ウ 作業着手までにとった措置（海上保安部・署等への通報、打合会議、動員指令等）等を記述する。

② 作業経過

作業経過を日を追って記述する。その内容としては、ア 漁船、人員の作業分担と作業時間 イ 油の排除量 ウ 油の排除地域（図示） エ 排除油の処置等を記述する。

③ 作業完了時の状況

作業完了時の状況として、ア 使用した資材の処置 イ 清掃事業の必要性 ウ 再流出の可能性等を記述する。

④ 原因者究明の状況

海上保安部（署）における原因者究明の調査結果等についての状況を記述する。

以上、油濁の概況と対応措置の全貌が一読してわかるように順序よく詳細に記述するものとする。

(2) 防除・清掃事業に要した経費

① 作業費

作業費としては、労務費（人夫賃）と漁船の用船費があげられる。支弁の対象となるものは、漁協の指揮又は要請によって行われたものに限り、その算出基礎は農林水産省の統計の数値をもとに、労務費（1人1時間当たり）及び漁船用船費用（1隻1日当たり）について、それぞれ年度当初に定めているので、当該年度の当該額で算出する。

（平成25年度は、労務費1人1時間当たり1,200円、漁船用船費1隻1日当たり総トン数1トン未満船23,200円、1トン以上3トン未満船29,000円、3トン以上5トン未満船46,800円、5トン以上船82,300円となっている。）

従って、例えば1トン船1隻の船に2人乗船して1日（実働6時間）作業したような場合は、 $(29,000円 + (1,200円 \times 6時間) \times 2人)$ で計算される額を限度として、各地の

実情に合わせて算出することになる。油濁事故の形状から漁船を使用せず、陸上作業のみを行った場合には、労務費だけを計上する。

② 資材費

防除・清掃事業に要した経費として支弁の対象となるものとしては、まず ア 油の漁場への流入の防止 イ 漁場に油が流入、滞留しているものの除去 ウ 岩礁への付着油や砂浜への漂着油の除去、漁船、漁具、養殖施設の払拭、海底沈下油の除去、岩礁の破碎及び汚染物の除去（汚染のり原藻の摘採、汚染のり網撤去を含む。）等に使用した諸資材がある。諸資材としては、オイルフェンス、油処理剤、吸着マット、ひしゃく、回収油入容器（ビニール袋、ドラム缶等）、手袋、ウエス、火薬等が該当する。これらのうち、購入したものについては購入価格の、賃借のものについては賃借料のそれぞれの実費（消費税が必要な場合には、その額を加算する。以下同じ。）を計上する。

③ 回収油の処理費

回収した油は、通常漁協所有の運搬車に積み込み、油の焼却場まで運搬して焼却する。この場合、使用した運搬車の燃料費は支弁の対象となる。荷作業は一般の労務費と同様に扱うものとする。なお、やむを得ない理由により漁協所有以外の運搬車を使用した時は、その実費を計上することができる。また、焼却費は、専門の焼却場に依頼した時に限り支弁の対象とし、その実費を計上する。

④ 避難のための漁具、養殖施設の移動、引き揚げ、沈設

漁具、養殖施設の油汚染を防止するために安全な場所に移動したり、陸上に引き揚げたり、あるいは海面下に沈下させたりした場合の経費を支弁の対象とする。この場合に要する労務費と漁船費については、前述の作業費と同様の方法で算出する。作業費のほか、のり養殖業については陸上に引き揚げたのり網の保管料も支弁の対象とし、営業用倉庫の料金を基準として計上するものとする。

⑤ 支弁の限度

防除・清掃事業は、漁業被害の発生のおそれがある場合において、これを防止するために必要な限度で行われたものについて支弁の対象とし、不要、過剰な措置は対象とならない。

以上、防除・清掃事業について各項目ごとに解説したが、各表の欄外にある注書き及び留意事項等に留意して作成し、また、表の作成に当たり使用した算出基礎等の資料を併せて添付する必要がある。

3 防除・清掃事業実施上の留意事項

(1) 未然防止のための防除・清掃事業着手の要件

油が漂着（流）し放置すれば、次のような支障を生ずる恐れがある場合

- ① 磯根資源の汚染による被害の発生
- ② 沿岸利用（のり養殖、磯刺網等）漁業の汚染による被害の発生
- ③ 生産物等の海岸における天日干しへの支障
- ④ 漁船の陸上への揚げ降ろしへの支障

(2) 出動人員数の決め方

油が漂着（流）した時、その防除・清掃に当たり出動する人員数は、次の事項を総合的に勘案しつつ、過大もしくは過少とならないよう関係者協議の上決めるものとする。

オイルボール漂着の常襲地区では、あらかじめ複数の班編成を行っておき、漂着の態様により何班を出動させるか等協議することが効果的な対応を可能とする。

① 油の性状、形状、濃度

ア 液状油（ムース状を含む）

濃度、油膜の厚さはどの程度か。

イ オイルボール（タール状を含む）

大きさはどうか（直径等）。軟らかいか（手で掴めない、飛沫状、牛糞状等）。硬いか（手が汚れるが掴める、手につかない）

② 漂着（流）状況

ア 長さ、幅

イ 漂着（流）量

点在か。散在か。連続的か。

ウ 油付着のゴミ等の有無

大量にあるか。ところどころにあるか。殆どないか。

③ 漂着（流）場所の主たる形状及び漁場の態様

ア 所の形状

砂浜か、砂利浜か、砂礫浜か、転石浜か、岩礁地帯か

イ 漁場の態様

磯根漁場、養殖漁場

ウ 場所の利用状況

生産物等の天日干し、漁船の揚げ降ろし

(3) 使用資機材の数量等の決め方

使用資機材の種類、数量の確定、機材の採用に当たっては、次の事項を充分考慮して決めるものとする。

① 資材の種類、数量

油の状況（前記）、出勤人数

なお、油が軟らかく資材への付着が著しいなど形状によっては、数量は余分に準備する必要がある。

② 機材（ユンボ、ブル等）

穴掘り、埋設、汚染物の移動（回収物の処理）

③ 運搬車、船の手配

回収油等の運搬、作業員の移動、資材の運搬

(4) 作業の実施

漂着（流）油の態様については、種々の条件が異なるため上記の地形、範囲等の諸条件を考慮した上で、捕集、回収等作業の難易度等についての実態を十分把握し、県、市町村等の指導助言を得ながら作業の出勤人員及び使用資機材の調達数量等を決定する。

① 作業費

作業費には、労務費、漁船用船費、回収油の処理費及び汚染物の処理費等があり、漁協の指揮又は要請によって防除・清掃作業に従事した場合（昼食休けい時間を除く。）に支弁の対象となる。ただし、漁協の常勤役員及び職員の場合は、作業に従事しても支弁の対象とはならない。

費用の支弁について労務費及び漁船用船費の支弁額の上限を、以下のように定めている。

（労務費及び漁船用船費の支弁額は、必要により見直しを行い、額を変更することがある。）

ア 労務費

毎年の「漁業経営調査報告」（農林水産省）、「賃金改定率」（厚生労働省）などを参考に算出した金額を基準として定めているが、著しい危険を伴う作業又は高度の技能若しくは肉体的労働を必要とする作業であると認められる場合には、最高1時間当たり110円までの金額を付加し得ることとしている。

労務費（1時間あたり）（平成25年度）

労務費（1時間あたり）	1,200円
-------------	--------

イ 運搬車費

作業員や資材及び回収物の運搬のための運搬車等の賃借料は実費を対象とし、この車が漁協所有の場合は、燃料費のみが支弁の対象となる。

ウ 漁船用船費

作業員を岸から徒歩で行かれない海岸へ運ぶ場合や、回収物の運搬のために使用する場合、賃借料を対象として、労務費同様に全国统一単価としている。ただし、この船が漁協所有船の場合は、燃料費のみが支弁の対象となる。

漁船用船費（1日あたり）（平成25年度）

1 t 未満船	23,200 円
1 t ～ 3 t	29,000 円
3 t ～ 5 t	46,800 円
5 t 以上船	82,300 円

注) 作業時間が4時間以内の場合は半額とする。

② 資材費

油の漁場への流入防止又は浮遊油、漂着油の除去、回収、処理等のために使用した資材が支弁の対象となる。

ア オイルフェンス、油処理剤、吸着材、手袋、ウエス、ひしゃく等の防除・清掃用資材があり、その購入費又は賃借料が支弁の対象となる。

イ 購入したもので残存価格のあるものは、その残存価格控除後の金額が支弁の対象となる。

なお、物理的に再使用に耐えない状態のものは、購入価格が支弁の対象となる。

ウ 防除・清掃用の諸資材は、他の業者や漁協から購入する機会が多いので、領収書、請求書などは必ず保管しておくことが必要であり、救済金等の申請書にはこの写しを添付することになっている。（漁協の内部取引の場合は特に注意すること。）

③ 回収油等の処理費

回収油及び汚染物処理のための焼却費及び汚染物埋設用機材の借料等を支弁の対象とする。また、この場合の運搬車費及び漁船用船費については前記①のイ及びウによる。

なお、処理方法については、地元市町村及び基金と十分協議の上、実施することが必要である。

4 出 面 簿 作 成 上 の 留 意 事 項

防除・清掃作業時に行う出動人員及び時間の確認については、次の要領により出面簿を作成し正確に把握する。

(1) 出 面 簿 の 作 成

- ① 出面簿は、下記の記入例を参考にこの様式により作成し、漁協に保存しておくこと。
- ② 出面簿は、浜ごとに出面の確認を行う人（以下「出面責任者」という。）が作成に当たること。
- ③ 出面簿の作成が完了した場合は、欄外に出面責任者の職氏名を記入し捺印すること。
- ④ 写しを作成し、県漁連を経由して機構あて申請時に他の書類と共に送付すること。

(2) 出 面 簿 記 入 上 の 注 意

- ① 様式中の「氏名」の欄には、原則として防除・清掃作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）本人が署名すること。
- ② 様式中の「作業日」の欄には、作業従事者本人が署名を記すか、印判を押印すること。
- ③ 様式中の「作業時間」は、当日の作業時間（昼食休けい時間を除く。）を○時間と出面責任者が記入すること。
- ④ 短時間で作業を切り上げた人やいは遅れて参加した人がいる場合は、その人の欄に作業時間（昼食休けい時間を除く。）を○時間と出面責任者が記入すること。

記入例

出 面 簿

	氏 名	作 業 日 ・ 作 業 時 間						
		12/ 1	12/ 2	12/ 3	12/ 4	12/ 5	12/ 6	12/ 7
		8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間	8 時間
1	甲 野 一 郎	甲 野	甲 野		甲 野	甲 野		甲 野
2	乙 野 二 郎		乙 野	乙 野		乙 野 4 時間	乙 野	
3	日 本 太 郎	日 本		日 本 4 時間	日 本		日 本	
4	大 和 次 郎		印	印	印			印

11	清 川 幸 枝		清 川	清 川		清 川	清 川	清 川
12	浜 田 のり子	印	印		印 4 時間	印		印
13	森 和 代	森		森 4 時間	森		森	
14	田 中 さ く		印		印		印	印
15	高 峰 美 子	高 峰		高 峰	高 峰	高 峰		高 峰

出 面 責 任 者 職 名
 ○○漁協理事

氏 名 印
 浜 野 太 郎 印

5 港湾（漁港）内発生のお濁による防除・清掃費

油濁が港湾（漁港）内で発生した場合は、次のように対処することとしている。

- (1) 港湾（漁港）管理者は、港湾（漁港）の機能の維持管理上必要に応じ防除・清掃事業を実施する義務があり、これに必要な経費は救済対象としない。
- (2) 港湾（漁港）管理者が防除・清掃の対象としないものであっても、漁業被害発生防止のため漁業者が必要と判断した場合には、その防除・清掃作業に必要な経費については、被害救済の対象とする。

特定防除事業制度編

I 特定防除事業の概要

1 経緯と目的

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構（以下「機構」という。）は、平成 15 年 9 月から原因者が判明していても原因者が防除措置及び清掃作業を行わない場合、当機構が原因者に代わり防除費用を代位弁済する特定防除事業を実施してきました。平成 17 年 3 月からは日本に寄港しようとする 100 トン以上の船舶は P I 保険等に加入し防除清掃の担保がなければ寄港できなくなりましたが、その後も 100 トン未満の船で P I 保険に加入していない船が座礁した事例や荒天で緊急避難した船で P I 保険に未加入のものが座礁するといった事例がでています。

また、平成 20 年 3 月には明石海峡の船舶衝突事故で船主責任限度額を超える大規模な事故が発生し、漁業者が被った被害を十分に賠償されないといった事態が起きました。これに対し、漁業者が行った防除清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えた場合、超えた分を支弁するための費用が国の平成 21 年度予算として計上されるとともに、この事業を実施するために、それまでの特定防除事業を拡大することとしました。

このような経緯により、当機構は「原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和 50 年法律第 94 号）第 7 条に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用を支弁する事業（以下「特定防除事業」という。）を行うこととしています。（同第 4 条第 5 号）。

2 特定防除事業の内容

(1) 特定防除事業の対象

以下の二つの事業を実施します（定款第 4 条第 5 号）。

- ① 原因者が判明しているにもかかわらず、ア 船主責任保険（P & I 保険）に未加入や低額加入、故意、不穏当な航海あるいは保険料の未納等による保険免責、イ 船主等への連絡不能、ウ 船主等に資力がない（破産）等の理由により、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないとき、漁場油濁の拡大を防止するために、被害漁業者が防除作業を実施した場合、それに要した費用を支弁（代位弁済）すること。
- ② 原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大防止のため漁業者

が行った防除措置及び清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えた場合、超えた部分の費用を支弁すること。

なお、油タンカーの事故の場合、船主責任限度額を超えた場合でも国際油濁補償基金から上限約7億5千万SDR（約900億円）までは補償がされることとなり、この補償額を更に超える場合でも、追加基金による補償が行われるために特定防除事業の対象になることは考えられません。

(2) 特定防除事業費の資金

現在機構が行っている原因者不明事故の場合の防除・清掃費は国の補助金、都道府県の負担金が各々1/4、拠出団体が残りの1/2を拠出しています。特定防除事業の場合、国からの補助金1/2と都道府県の負担金1/2を併せた資金から支払われることとなります（業務方法書第4条第1項）。都道府県の負担金については、原因者不明事故の際の防除費用で事業年度末に剰余が生じた場合、その剰余を積み立てた繰越防除清掃費助成資金造成費を取り崩して負担することとしています。

平成21年度の国からの補助金と都道府県の負担金を併せた1億5000万円を特定防除事業にあてる資金とします。

(3) 支弁金額の上限

資金は前記(2)にあるように総額で1億5000万円となっていること、またこれまでの事故において漁業者が行った防除清掃費用を勘案し、支弁する際に以下の上限を設定しています。

① 原因者による防除措置及び清掃作業が行われないうち

1事故につき1都道府県あたりの支弁金額の上限を1,500万円としています（業務方法書第13条第1項1号）。

② 防除措置及び清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えたとき

1事故につき1都道府県あたりの支弁金額の上限を5,000万円としています（業務方法書第13条第1項2号）。

(4) 被害漁業者の義務

原因者が判明している事故で被った損害は、原因者に賠償請求し、損害を補償させることが原則です。特定防除事業のうち上記(1)①の場合、原因者が義務（損害賠償に応じる義務）を果たさないため、機構が原因者に代わって費用を被害漁業者に立て替える（代位弁済）わけですから、被害漁業者は原因者に対し、防除・清掃の要求をすることはもちろん、損害賠償請求をしなければなりません。

一方で、特定防除事業のうち上記(1)②の場合、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」で船主はある一定の額以上の損害賠償は免責されることになっています。したがって、漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えた場合、超えた額については損害賠償請求は行わなくてもかまいません。

(5) 信託協定

特定防除費のうち上記(1)①の支弁を受ける際には、原因者に対し機構に代わり賠償請求をすることを約束した信託協定書を結ぶことになっています。

3 特定防除事業の仕組み

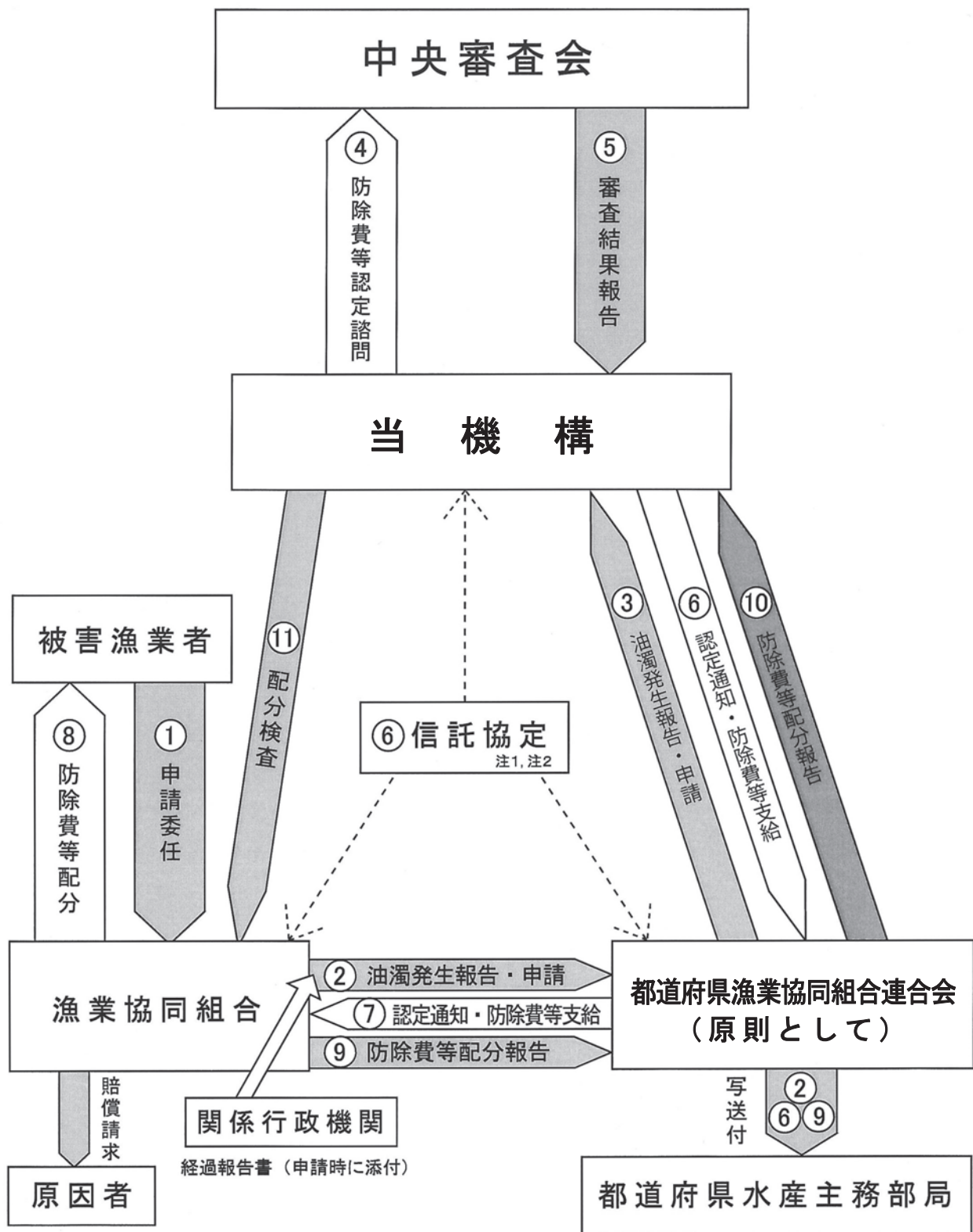
原因者が判明している漁場油濁事故が発生した場合は、被害漁業者は直ちに最寄りの海上保安部（署）その他の関係行政機関に通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業等を行うことを求めます（業務方法書第9条第1項）。

原因者が保険に未加入等で防除措置及び清掃作業を行わなかったため、やむを得ず防除措置及び清掃作業を行った場合並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えた場合、被害漁業者等は原則として事故発生後180日以内に、防除措置及び清掃事業に要した費用又は船主責任制限額を超える部分の費用の支弁について、漁業協同組合等（以下「漁協」という。）が申請者となり、原則として*都道府県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）を通じて機構に申請します（業務方法書第11条）。

機構は、この申請が適正なものであるかどうかを中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）に諮り審査します（業務方法書第6条第2項）。

審査の結果に基づいて機構は、特定防除費の額を認定し、原則として、各県漁連を通じて申請者に支弁します（業務方法書第13条、第14条第2項）。

※「原則として」とは、当該都道府県に県漁連が存在しない場合、あるいは存在する場合でも申請者たる漁協が当該県漁連の構成員でないときは、申請者たる漁協は、機構に直接申請できることを意味しています。



注1：原因者による防除がなされない場合
(信託協定を結んで賠償請求)

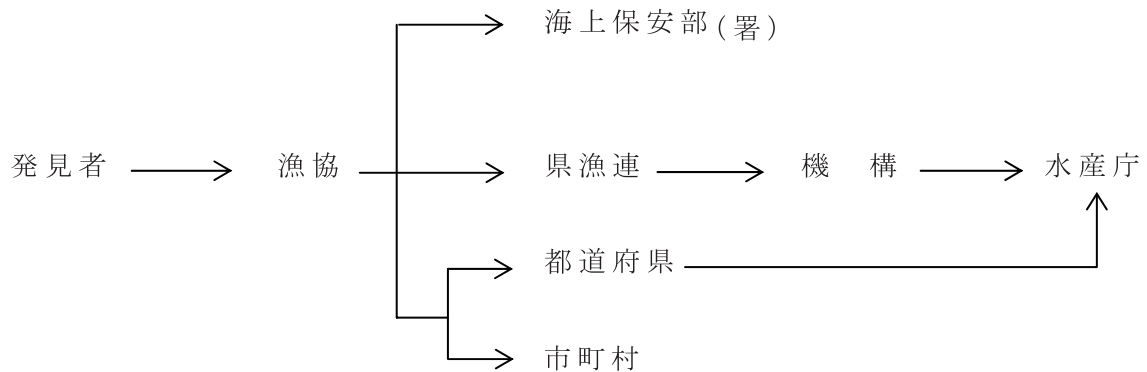
注2：責任限度額を超える場合は信託協定を結ぶ必要は無い

II 原因者判明漁場油濁事故発生時の対応・措置

1 緊急通報及び連絡体制の整備

油濁事故が発生した場合、漁業被害を最小限に食い止めるためには、一刻も早く効果的な対策を立て処理することが大切で、早期発見、早期連絡、早期防除が被害を少なくする最善の方法です。従って、発見者はその規模の大小にかかわらず、速やかに事故及び油濁の状況を所属の漁協に通報します。通報を受けた漁協は、遅滞なく最寄りの海上保安部（署）、関係行政機関及び県漁連に通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業を行うように求めるほか、各機関と協力して、漁業被害の発生又は拡大の防止に努めなければなりません。

そのために、漁協等関係機関は、日頃から下図に示すような通報すべき関係機関の連絡体制〔担当部署、担当者、電話番号（平日、休日、夜間）等〕を整えておく必要があります。



関係機関名	担当部署	平日	休日・夜間	
		電話番号	担当者氏名	電話番号

緊急通報・連絡体制系統図

2 油濁状況の現地確認

油濁状況の現地確認にあたっては、表1に示した事項、特に、油の量、性状、漂流・漂着の状況、被害の程度などの把握に努めて下さい。

表1 油濁状況の確認事項

項目	内容
(1) 発見（発生）	日時、事故及び油濁の場所 事故の状況、流出源（船舶等）
(2) 油の性状・形状	油種、濃度、油膜の厚さ、変性の程度（粘度）等
(3) 油の漂流・漂着状況	幅、長さ、範囲、油量、油付着海藻、ゴミ等の多寡等
(4) 現場海域（海岸）の状況	海況、地形、漁場の状態等
(5) 証拠写真の撮影	撮影の日時、場所、対象、注釈等
(6) サンプルの採取	分析用サンプル油の採取等

表2 油面の目安としての濃度基準

濃度 A. P. I 基準	外見上の特徴	標示
1	海面上に銀白色の油層	E
2	銀白色の油層の中に七色の条痕	D
3	七色の明るい色調の油層	C
4	七色の暗い色調の油層	B
5	暗褐色の油層	A

(注) ① 海面の外見は天候及び監視角度等によって影響を受けやすいので注意が必要である。

② A. P. I: American Petroleum Institute

③ 資料: A. P. I.、海上保安庁

3 対応・措置の決定

原因者が判明している漁場油濁事故が発生したら、漁協は直ちに原因者に対して防除措置及び清掃作業の実施を求めます。又、漁場汚染の切迫した危険がある場合は、都道府県（以下「県」という。）・市町村、県漁連、機構等の指導・協力を得て油濁現場の状況に応じた防除対策（油処理剤使用の可否も含めて）や漁場復旧方針等を決定し、これらの作業に必要とする出動人員や漁

船等の運搬手段の手配及び使用資機材の調達等を行い、漁場油濁を防止します。

油濁が広範囲であったり、被害が大きいようなときは、関係行政機関の指導を受けて、活動しやすい組織（対策本部）を設けることが必要となります。この組織は、汚染状況や漁業被害の状況等の調査や油の防除・清掃等に当たり、適切な対策を立て実施する上で重要です。

Ⅲ 特定防除事業について

原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用の支弁

（定款第4条第5号）

原因者が判明しているにもかかわらず、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないことは、① 船主責任保険（P & I 保険）に未加入や低額加入、故意、不穏当な航海あるいは保険料の未納等による保険免責、② 船主等への連絡不能、③ 船主等に資力がない（破産）等の理由が考えられます。このような場合に漁場油濁の拡大を防止するため、被害漁業者等が実施した防除清掃作業に要した費用の支弁、並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条（船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）第2条第4号に定めるタンカーにあっては同法第6条）に定める船舶の所有者等の責任の限度額（以下「責任限度額」という。）を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要があり、その費用が船舶の所有者等の責任の限度額（以下「責任限度額」という。）を超えてしまった場合に超えた部分の費用を支弁する制度です。

1 用語の定義

漁場油濁による被害漁業者等の救済を適正かつ円滑に行うため、機構では業務方法書を定めています。業務方法書で使用される重要な用語についての定義を、次のように定めています。

(1) 油とは：

原油、潤滑油、鯨油及び重油並びにこれらの油を含む油性混合物をいう。

(業務方法書第2条第1号)

ここで言う「油」とは「漁場油濁」が生じた時点での油の状態を述べたもので、油性混合物は、ビルジ、スラッジ、バラスト水等のほか、オイルボールとなったものも含まれていますが、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」で定められている油のうち、軽油、灯油、揮発油は、ここでは対象となりません。

(2) 漁場油濁とは：

船舶、工場等から流出し、又は排出された油により、突発的に漁場が汚染され、又は汚染されるおそれがあることをいう。

(業務方法書第2条第2号)

支弁の対象となる漁場油濁とは、船舶又は工場等の事業活動等に伴って、流出し又は排出された油により漁場汚染が突発的に発生し、又は発生するおそれがある場合をいいます。

(3) 原因者とは：

漁場油濁に係る油の流出又は排出につき、漁業被害並びに防除措置及び清掃事業に要する費用に関する賠償責任を負うべき者をいう。

(業務方法書第2条第6号)

原因者とは、不法行為によって生じた損害を賠償する責任を負う者であり、機構の特定防除事業は、対象を原因者による防除措置及び清掃作業が行われない油濁事故並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条（船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）第2条第4号に定めるタンカーにあつては同法第6条）に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要があり、漁業者の行った防除措置及び清掃作業の費用が責任限度額を超えてしまった場合に限っています。

原因者が判明している油濁事故が発生した場合は、被害漁業者としては、海上保安部（署）その他の関係機関に通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業を行うことを求めなければなりません。

2 特定防除事業の防除措置及び清掃事業とは

防除措置は、漁場油濁に係る油のひろがりの防止及び当該油の除去その他漁業被害の発生又は拡大の防止のための応急措置をいう。

清掃事業は、漁場油濁に係る油の付着等により効用の低下した漁場における当該油の清掃及び当該漁場の復旧のための事業をいう。

(業務方法書第2条第4号及び第5号)

原因者が判明している漁場油濁（以下「原因者判明漁場油濁」という。）事故の防除清掃は原因者不明事故で定義された防除措置と清掃作業に加え、防除措置の一環として緊急時に限り船体からの油流出の防止を含んでいます（P169 特定防除事業認定基準参照）。

防除措置は、油の漂着（流）があり、そのまま放置すれば養殖場又は磯根資源が汚染され、或いは沿岸漁業に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、漁業被害の発生防止や、漁場油濁の拡大防止を図るため、漂流油の漂着防止、回収除去、拡散等の応急措置や避難のための漁具の移動等を行うものです。

防除措置のうち、船体からの油流出の防止は、船体の破口から流出する油を破口付近で拡散防止したり、拡散する前に処理するもので、基本的には防除作業と変わりません。なお、油タンクからの油の抜き取りは、緊急時以外原則として認められていませんので、タンク内の残留油の抜き取り等を行なう場合は、事前に（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構に相談してください。

一方、清掃作業は、漁場に油が流入し、滞留してすでに汚染され、更に汚染の状態が続き、漁業被害の発生のおそれがある場合や、漁船の揚げ降ろし、漁具・漁獲物の天日乾燥等に支障がある場合に、その後の漁場油濁の拡大防止のため、汚染された漁場の清掃を行うものです。

特定防除事業は、漁業被害の発生を防止するため、被害漁業者等が主体となって実施する場合に限られ、被害漁業者以外の者、例えば、市町村等が主体となって実施する場合は対象となりません。又、海水浴場、観光海浜等レクリエーションのための海浜清掃等、環境美化運動等の一環として地元住民等が行う一斉清掃等も対象となりません。

漁場油濁があった場合に、漁業被害を受け又は受けるおそれのある漁業者は、遅滞なく海上保安部（署）その他の関係機関に通報するとともに、原因者に防除措置及び清掃作業を行うことを求め、漁業被害の発生又は拡大を防止するための効果的な防除措置を講ずることが必要です（業務方法書第8条第1項及び同9条）。

このことから、原因者への適切な対応とともに、適確な防除措置を実施するために、あらか

じめ油吸着材、ひしゃく、手袋等を常備しておくとともに、追加資材等の入手に備えて入手ルートを確認しておく等、油濁発生の際には現場の状況に対応して、速やかに出動できる体制を整えておくことが必要です。

3 特定防除費の申請手続き

特定防除事業対象事故が発生した場合には、特定防除費の支弁について漁協等が申請者となって、原則として、各県漁連を通じて当機構に対し申請手続きを行うこととなります（特定防除事業の仕組み図、業務方法書第11条参照）。

(1) 原因者判明漁場油濁発生報告書

- 1 原因者判明漁場油濁に係る油の流出又は排出があったときは、当該漁場油濁により漁業被害を受け、又は受けるおそれのある者であって、第11条第1項の申請を行おうとする者は、遅滞なく、当該油の流出又は排出について最寄りの海上保安庁の事務所その他の関係行政機関に通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業を行うことを求めるものとする。
- 2 前項の者は、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないおそれがある場合、並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条（船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）第2条第4号に定めるタンカーにあっては同法第6条）に定める船舶の所有者等の責任の限度額（以下「責任限度額」という。）を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある場合、別紙様式第4の報告書により、速やかに機構に報告しなければならない。

（業務方法書第9条第1項及び第2項）

油濁事故が発生した場合には、漁協は油濁現場の状況をできるだけ正確に把握した上で、遅滞なく最寄りの海上保安部（署）、県漁連、県、市町村、その他の関係機関へ通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業を行うことを求めます。

当該油濁事故について、特定防除事業対象事故になるおそれがある場合は、漁協は、救済申請に先立って油濁発生の概要を記入した「原因者判明漁場油濁発生報告書」（業務方法書別紙様式第4）を当機構に提出することが定められています。

発生報告書は、事故発生後速やかに県漁連を經由して提出する必要がありますが、被害の状況によって、機構の役職員又は専門家を現地へ派遣し、現地調査や必要資料の収集、防除・清

掃作業の指導を行う必要が生じることもあるため（業務方法書第10条）、機構への第一報はできるだけ早く、電話又はFAX等により連絡して下さい。

なお、報告書には、油濁発生の場所が判る図面を添付します。

(2) 特定防除費交付申請書

原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置又は清掃作業を行った者並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、責任限度額を超えて漁場油濁の拡大の防止のため防除措置及び清掃作業を行った者であって、次の各号に掲げる者は、当該防除措置及び清掃作業に要した費用（以下「特定防除費」という。）の支弁を受けようとするときは、この機構に対し、別紙様式第5の申請書を提出して申請しなければならない。

- (1) 漁業を営む個人又は法人（水産業協同組合を除く。）であって、漁業協同組合の組合員資格を有する者
- (2) 前号の者が構成する社団で法人格を持たない者
- (3) 水産業協同組合

（業務方法書第11条第2項）

① 申請者

特定防除事業対象事故が発生した場合、特定防除費の支弁を申請する資格を有するものは、防除措置及び清掃作業を実施した者であって、上記(1)から(3)のとおり規定されており、上記以外の者、例えば市町村等は申請者にはなれません。

通常の場合、申請者は、防除措置及び清掃作業を実施した被害漁業者等が構成する漁協が被害漁業者等に代わって申請者となり、原則として、県漁連を通じて機構へ申請することになります。従って漁協はこれらの業務に当たるに際し、組合員等からあらかじめ次のような委任状をとっておく等の対応が必要です。

委 任 状 （例）			
〇〇漁業協同組合員	ほか	名は、組合長	を代理人と
定め、平成	年	月	日に発生した油濁被害について、（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構の特定防除費の支弁に関する申請について一切の件を委任する。
		平成	年 月 日
氏名	印	氏名	印

② 支弁の対象

支弁の対象は、資材費（吸着材、油処理剤、手袋等）、作業費（労務費、漁船用船費、回収油処理費等）及び、漁具、養殖施設等の避難のための経費で特定防除事業認定基準に定められています。なお、特定防除費の支弁の対象にならない経費は以下の通りです。

- ア 緊急時以外の油の抜き取り
- イ 船骸撤去及び船体工事
- ウ 積み荷の除去、移動
- エ 漁協が行う現地対策会議の費用、印刷代、通信費、写真代、漁協の常勤役職員の出張費、自動車の燃料代等の事務経費
- オ 労務費、漁船用船費で油濁基金が定めた全国統一価格を上回る経費
- カ 環境美化運動の一環として行う海岸等の一斉清掃の経費
- キ 港湾（漁港）機能の維持管理上必要な防除・清掃の経費

③ 申請書類

特定防除費の申請を行うに当たって必要な書類は、次のとおりです。

- ア 申請書及び明細表
 - (ア) 特定防除事業に要した経費の支弁を受けるための「特定防除費交付申請書」（業務方法書別紙様式第5）
 - (イ) 特定防除事業実施の状況及び要した資材等を記入した「特定防除事業明細書」
- イ その他の添付書類
 - (ア) 作業従事者名簿
 - (イ) 特定防除事業に使用した「使用漁船名簿」の写し
 - (ウ) 資機材を購入し又は賃借等した場合は、「領収書」又は「請求書」の写し
 - (エ) 事故及び油濁の状況が判るような、事故及び清掃作業着手前、作業中、完了後の現場毎の写真
 - (オ) 特定防除事業時に従事した人員確認のための「出面簿」の写し
 - (カ) できるだけ精密な「事故及び油濁現場位置図」
 - (キ) 原因者が防除清掃作業を実施しているが、漁業者が行った防除清掃作業の費用が責任限度額を超える場合、油濁事故を起こした船舶の責任限度額のわかる資料
 - (ク) その他参考資料

申請書及び明細書の写し等の関係書類は、組合に保存しておくとともに、申請書類の

作成に当たって基礎となった数字、資料、証票等は、確実に記録として整理・保存しておくことが必要です。

④ 関係行政機関の経過報告書の添付

申請書には都道府県、市町村等関係行政機関による、油濁事故についての事故の経過や原因者の対応等を記載した経過報告書を添付します（業務方法書第 11 条第 7 項）。

⑤ 申請書の提出

申請書の提出は、当該油濁事故の発生後 180 日以内（天災その他やむを得ない理由がある場合には別途協議）に行わなければならないことになっています（業務方法書第 11 条第 6 項）。

提出期限が経過した申請書は、特定防除費の額の認定等がなされず、支弁の対象とならないことがありますので、できる限り速やかに提出してください。

申請時に、漁場油濁のおそれが継続する等の場合には、その旨を明記した上で期限内の申請を行い、被害状況が確定した時点で訂正するようにしてください。

4 特定防除費の認定及び支弁

機構は、第 11 条第 2 項の申請を受けたときは、中央審査会の意見をきいて、次の各号に掲げる範囲内で特定防除費の額の認定を行う。

- (1) 原因者判明漁場油濁のうち、特定防除費の総額が責任限度額を超えない場合であって、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合、漁場油濁 1 件につき 1 都道府県あたりの限度額 1,500 万円
- (2) 原因者判明漁場油濁のうち、特定防除費の総額が責任限度額を超える場合であって、原因者による防除措置及び清掃作業が行われている場合、漁場油濁 1 件につき 1 都道府県あたりの限度額 5,000 万円

（業務方法書第 13 条第 1 項）

特定防除費等の認定にあたっては、業務方法書第 13 条第 1 項(1)号の場合は

- ① 原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったことと
- ② 防除・清掃に要した費用

の認定が必要となります。

業務方法書第 13 条第 1 項(2)号の場合

- ① 責任限度額がいくらになるのか

- ② 漁業者が行った防除・清掃費用の総額が責任限度額を超えたこと
- ③ 責任限度額を超えた防除・清掃費の額

の認定が必要となります。

認定は、被害漁業者等の特定防除費支弁の申請に基づき、第三者の審査機関として、拠出団体関係者、漁業関係者及び学識経験者の委員で構成された中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）の意見を聞いて、機構が行います。

中央審査会は、原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったかどうか、汚染漁場の防除清掃に要した費用の額、責任限度額がいくらになるのか、漁業者が行った防除・清掃費用の総額が責任限度額を超えたか否か並びに責任限度額を超えた防除・清掃費の額等について調査、審議をします。

機構は、原因者判明事故で特定防除事業の対象となる可能性のある事故の発生の報告を受けたときは、自ら又は適当と認める者により現地調査を行い、必要な資料を収集します。機構は中央審査会の意見を聞いて、油濁事故1件につき1都道府県あたり原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合は1,500万円を限度として、並びに特定防除費の総額が責任限度額を超える場合は5,000万円を限度として額を認定します。

なお、当該漁場油濁等について、次のような場合には認定を行わず、あるいは事情を申しやうくして決定することがあります。又認定後であれば認定の取り消しや変更を行うことがあります（業務方法書第13条第3項及び第4項）。

- ① 被害漁業者等が原因者へ請求することが適当であると認められる場合
- ② 原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置及び清掃作業を行った際に、申請者が原因者に対し、正当な理由なく損害賠償請求を行わなかった場合
- ③ 申請者が効果的な防除措置を講じなかった場合
- ④ 第4条第1項第3号の資金が不足している場合
- ⑤ その他特別の事情がある場合

機構は、特定防除費の認定又は認定の取り消し若しくは変更を行ったときは、その旨を申請者に通知することになっています（業務方法書第13条第5項）。

機構は、前条第1項各号に規定する額の範囲内において、同項の規定により認定した特定防除費を支弁するものとする。

(業務方法書第14条第2項)

特定防除費は、認定に基づいて機構から原則として、県漁連を通して申請のあった漁協を単位として支弁されます。

特定防除費の支弁が受けられる資格を有するものは、原因者による防除措置及び清掃作業が行われなため、やむを得ず防除措置及び清掃作業を行った者、並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、責任限度額を超えて漁場油濁の拡大の防止のため防除措置及び清掃作業を行った者となっており、業務方法書第11条第2項で規定されています。これらの漁業関係者以外の、例えば市町村等は、特定防除費の支弁の対象にはなりません。

又、実際防除・清掃に要した額にかかわらず、漁場油濁事故1件につき1都道府県あたり原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合は1,500万円を限度とし、又は特定防除費の総額が責任限度額を超える場合は5,000万円を限度とすることとされています(業務方法書第13条第1項)。

5 信託協定の締結

機構から前条第1項第1号の特定防除費を支弁された者は、機構との間で第2項により支弁された額を限度として別紙様式第6により特定防除費の請求に係る信託協定を締結するものとする。

(業務方法書第14条第6項)

特定防除費支弁の申請や認定にあたっては、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合、申請者は、関係行政機関等への事故の通報、原因者に対する防除措置及び清掃作業の要求、当該対応が行われないおそれがある場合の機構への報告等とともに、原因者に対してやむを得ず行った当該防除措置及び清掃作業に要した費用の請求を行わなければならないことになっています(業務方法書第9条)。

このため、機構と申請者の間で、機構が原因者に代わって防除等に要した費用(又はその一部)を支弁したことを明記し、申請者は、機構に代わって原因者に対し要した費用の賠償請求を行うことなどを約して、信託協定を締結することとしています(業務方法書別紙様式第6)。

この協定は、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合の特定防除費の支弁時に締結し、原則として都道府県漁業協同組合連合会代表理事会長が連帯して保証を行います。

<参考法律条文>

○民法

第二百条 占有者カ其占有ヲ奪ハレタルトキハ占有回収ノ訴ニ依リ其物ノ返還及ヒ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第四百九十九条 債務者ノ為メニ弁済ヲ為シタル者ハ其弁済ト同時ニ債権者ノ承諾ヲ得テ之ニ代位スルコトヲ得

2 第四百六十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百六十七条 指名債権ノ譲渡ハ譲渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

2 前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附アル証書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ以テ債務者以外ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

○信託法

第三十六条 受託者ハ信託財産ニ関シテ負担シタル租税、公課其ノ他ノ費用又ハ信託事務ヲ処理スル為自己ニ過失ナクシテ受ケタル損害ノ補償ニ付テハ信託財産ヲ売却シ他ノ権利者ニ先チテ其ノ権利ヲ行フコトヲ得

2 受託者ハ受益者ニ対シ前項ノ費用又ハ損害ニ付其ノ補償ヲ請求シ又ハ相当ノ担保ヲ供セシムルコトヲ得但シ受益者カ不特定ナルトキ及未タ存在セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

3 前項ノ規定ハ受益者カ其ノ権利ヲ抛棄シタル場合ニハ之ヲ適用セス

6 特定防除費の配分と報告

特定防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、被害漁業者等に対する配分等の処理を行った場合は、遅滞なく機構に対し、別紙様式第7の報告書により報告しなければならない。

(業務方法書第15条)

特定防除費は、原則として県漁連を通じて漁協に送金されます。支弁を受けた漁協は、あらか

じめ機構から通知のあった認定額に従って、個々の漁業者へ漁協が責任をもって速やかに配分しなければなりません。又、配分に当たっては、機構の定める作業費等の単価を明示してください。特定防除費の配分処理を行った後、漁協は、遅滞なく機構へ「特定防除費配分報告書（業務方法書別紙様式7）」を提出する必要があります。

配分報告書を提出する際には、領収書にかえて防除清掃作業労務費受領書の写し（様式編 P131、同一家族の場合も個々に押印する）及び資材費、用船料等の領収書の写しをそれぞれ添付します。

7 特定防除費の返還

- 1 特定防除費の配分を受けた被害漁業者等は、原因者より損害賠償金のうち特定防除費に係る部分を受領した場合において、機構に対し、遅滞なく、その中から、特定防除費の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、責任限度額を超える特定防除費については、原因者から補償がなされないことから、返還は求めない。
- 2 機構は、被害漁業者等が原因者以外の者から特定防除費の全部又は一部を助成されたとき、支弁された特定防除費の全部又は一部の返還を請求することができる。

（業務方法書第16条第2項及び第3項）

機構から原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合の特定防除費を支弁されたものは、原因者に対し特定防除費の請求をするという信託協定を機構との間で結ぶことになっていきます（業務方法書第14条第6項）。

後日、原因者から特定防除費にかかる損害賠償がなされた場合、その全部又は一部を機構に返還しなければなりません。

この場合、特定防除に要した費用全額の損害賠償がなされた場合は、特定防除費の全額（但し、損害賠償請求に要した費用は控除できる。）を機構に返還することになります。全額が認められなかった場合の返還額は機構で定めることとなります。

また、都道府県等や一般の人々から、特定防除のための費用が助成されたときは、状況に応じて機構から特定防除費の全部又は一部の返還を請求されることがあります。

さらに、偽り、その他不正の手段によって特定防除費の支弁を受けた者に対しては、その額に相当する金額の全部又は一部を徴収することとなります（業務方法書第17条第1項）。

この場合、被害漁業者等のために申請した漁協は、特定防除費の返還又は不正利得の徴収金に

ついて、被害漁業者等と連帯して納付する責任を負うこととなります（業務方法書第17条第2項）。

(8) 督促及び延滞金

機構は、第16条の返還金及び前条の徴収金を納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促することができる。

2 機構は、前項の督促をしたときは、その督促に係る前項の返還金及び徴収金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した遅滞金を徴収することができる。ただし、督促に係る前項の返還金及び徴収金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

(第3項から5項略)

(業務方法書第18条)

(9) 都道府県への報告

第8条第2項の報告及び第9条第2項の報告、第11条第1項若しくは第2項の申請又は第15条第1項若しくは第2項の報告を行った水産業協同組合は、当該報告書又は申請書の写しを都道府県主務部局に送付しなければならない。

(業務方法書第19条)

申請書等の各種手続き書類は、漁協が被害漁業者等に代わって作成し、原則として県漁連を経由して送付又は受領を行いますが、次の報告書又は申請書については、その写しを都道府県水産主務部局へ送付する必要があります。

- ① 原因者判明漁場油濁発生報告書（様式第4 業務方法書第9条第2項）
- ② 特定防除費交付申請書（様式5 業務方法書第11条第2項）
- ③ 特定防除費配分報告書（様式7 業務方法書第15条）
- ④ 特定防除費受領後、原因者からの賠償があったとき、又は原因者以外からの防除清掃作業に要した経費を助成されたときの報告（業務方法書第15条第3項、第16条）

(10) 特定防除費の配分検査等

機構は、必要があると認めるときは、第12条第1項の認定若しくは第14条第1項又は第2項の救済金の支給又は防除費若しくは特定防除費の支弁を受け、又は受けようとする者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は機構の職員、中央審査会若しくは地方審査会の委員若しくは機構が委嘱した者に、帳簿書類を閲覧させ若しくはその他の物件を検査させることができる。

(業務方法書第20条)

漁場油濁による被害に対して支払われた特定防除費が、漁協から漁業者へ速やかに、かつ、正しく配分されているかどうかについて、備え付け帳簿等の検査が実施されます。

検査の実施に当たっては、機構が直接実施するほか、県漁連に対して事務を委託し、検査員を委嘱して行うこともあります。

検査の対象は、原則として前年度（4月～3月）に特定防除費の支弁を受けた漁協を対象として、検査時期は漁協の事業や業務の実態を考慮して（例えば、盛漁期や繁忙期等を外す等）、適宜実施します。

検査時には、組合長又は参事等の責任者と実務担当者の対応が求められます。

検査事項、準備すべき書類等については、別に定められています。

(救済金等配分検査実施要領関係)

申請書等記載例・様式例 (特定防除の場合)

I	原因者が防除清掃作業を実施しない場合	
1	原因者判明漁場油濁発生報告書記載例	117
2	特定防除費交付申請書記載例	118
3	特定防除事業明細書記載例	119
II	責任制限額を超える場合	
1	原因者判明漁場油濁発生報告書記載例	122
2	特定防除費交付申請書記載例	123
3	特定防除事業明細書記載例	124
III	共通様式例	
1	特定防除事業に要した経費様式例	128
2	作業従事者名簿様式例	130
3	出面簿様式例	130
4	使用漁船名簿様式例	131
5	防除清掃労務費受領書様式例	131

I 原因者が防除清掃作業を実施しない場合

1 原因者判明漁場油濁発生報告書記載例

様式第4

漁 場 油 濁 発 生 報 告 書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所

組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

責任ある対応が行われない可能性の高い、原因者判明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	○年○月○日	AM PM	○時○分	発生場所	○○岬周辺～○○地先
漁場の状況 油濁	○○船籍○○号が○○瀬に座礁、船体折損、流出した燃料油（C重油）が帯状に接岸し、付近の共同漁業権漁場（岩のり）と砂浜を汚染した。 船内にはまだ油が残っており、船内からの流出と、砂浜からの再流出のおそれがある。				
関係の連絡 機関	○年 ○月 ○日 ○時	○年 ○月 ○日 ○時		○○海上保安部から通報 県 水産 課 県漁連漁政 課 市 産業 課	
原因者	名称（船名、施設名）○○号（○○t） ○○国○○港 対応すべき者の名称、住所 ○○Shipping Ltd. ○○番地○○街区○○市○○州○○国 保険等の状況 ○○保険				
原因者 の状況	船主は零細な1杯船主で、保険に未加入、本船の事故のため廃業の危機にある（日本での代理店（株）○○港運から聞き取り。）。				
漁業者 の状況	漁協に対策本部を設置して対応を協議した結果、直ちに組合員を動員し、市と協力しながら流出防止作業及び回収、清掃作業を実施することを決定した。				
防除 清掃	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名		予想所要金額
	○月 ○日 ～ ○月 ○日	約 250 人	油回収ネット オイルフェンス（市） 油回収タンク 手袋、ポリ袋等		約800万円

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所

県漁業協同組合連合会
代表理事会長

印

2 特定防除費交付申請書記載例

様式第5

特定防除費交付申請書

平成 ○年 ○月 ○日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿
住所

組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者が判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われぬおそれがある漁場油濁が発生したので、特定防除費の支弁について、次の通り申請します。

特定防除費 円

漁場油濁状況と対応措置	油濁発生日時	○年○月○日	A M P M	○時○分	発生場所	○○岬周辺 ～○○地先						
	関係機関への通報	○○海上保安部から事故の通報。直ちに県、県漁連、市役所に連絡。										
	原因者	名称（船名、施設名） 対応すべき者の名称、住所	○○号（○○トン）○○国○○港 ○○○Shipping Ltd. ○○番地○○街区○○市○○洲○○国									
		保険等の状況	加入していない									
	対応状況	対応していない。										
原因者による防除措置及び清掃作業が行われぬおそれがあると判断した根拠	船主は零細な1杯船主で、保険に未加入、本船の事故のため廃業。代理店を通じて、又直接に対応を要求したが拒否、その後は回答も途絶える。代理店の情報では破産状態に追い込まれているとのことであった。											
漁業者の対応措置	市と協力し、漁協は海岸の油の防除を担当、○月○日から○日間組合員等を動員して油の回収、清掃作業を実施した。 なお、船内の残留油と船体付近の流出油は市が処理した。											
防除清掃	労務費		資材費			漁船、運搬車費		その他				
	員数	単価	延時間	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額
	別紙	別紙	別紙		別紙	別紙	別紙		別紙	別紙	別紙	
計			7,440,000				454,000					
合計	7,894,000											

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所

県漁業協同組合連合会
代表理事会長

印

（注）理事長の定める別添資料（特定防除事業明細書）を併せて提出すること。

3 特定防除事業明細書記載例

特定防除事業明細書

〇〇県〇〇漁業協同組合

(1) 事故の概要

平成〇年〇月〇日午前〇時頃、〇〇県〇〇市沖〇〇瀬に、〇〇国〇〇港から〇〇港へ航行中の貨物船〇〇号（総トン数〇〇噸、国籍〇〇、乗組員〇〇人（全員外国人）、）が座礁し、船体に破口を生じ、燃料油約〇〇 t が流出し、折からの上げ潮に乗って多量の油が〇〇岬～〇〇地先にかけての海岸に漂着した。船内にはなお〇〇 t 程度の燃料油が残っているものと見られ、さらに流出が続くおそれがある。

船主 〇〇 Shipping Ltd.

住所 〇〇番地〇〇街区〇〇市〇〇州〇〇国

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

契約保険会社 P & I 保険加入せず

住所 〇〇番地〇〇街区〇〇市〇〇州〇〇国

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

日本代理店（株）〇〇港運

住所 〒〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番〇〇号

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(2) 原因者との対応

船主は零細な一杯船主で、保険にも加入していない。代理店〇〇を通じて現地へ問い合わせるところ（〇月〇日）資産もなく本事故により破産状態に追い込まれているとのことであった。

折衝の経緯

○月○日 日本代理店を通じて船主に補償等の要求。

回答は経済的理由で対応できない。

○月○日～○月○日 船主に補償等の対応を○回にわたり文書要求。当初はできないとの回答だけは送付されてきたが、○回目からは無回答となり、電話をかけても通じなくなった。

(3) 特定防除事業の実施状況

① 事故発生時の状況

ア 事故の状況

(ア) 発生日時 平成○○年○月○日○○時

(イ) 発生場所 ○○灯台北西沖○○ km ○○瀬

(ウ) 原因 座礁

イ 油濁の状況

○時○分○○海上保安署からの座礁の報告を受け、当組合理事及び職員が海岸に出たところ、座礁船から流出した油が黒い帯となって○○海岸の方に流れていた。

○時○分には海岸に漂着し、その後も○○岬から○○海岸にかけての○ km のところに断続的に漂着し海岸や岩のり漁場を汚染した。

座礁船の破口からは燃料油の流出が続き、市がオイルフェンスで囲ったが、その後も○日まで波の影響で断続的に漂着した。

ウ 気象状況

事故発生の日は北の風風力○位で季節風が強かったが、その後は風が落ち穏やかな日が続いた。

エ 漁協の油濁確認と連絡

事故発生時当組合で調査したところ別紙の海岸にべったりと重油が漂着しているのを確認し、海上保安部、県漁連及び県水産課に連絡し、県漁連から水産庁、油濁基金等に連絡した。その後小さな漂着はあったが現在は流出は治まっている。

オ 関係機関の確認

○月○日○時○○海上保安部が、○月○日○時県庁水産課、市役所、県漁連及び油濁基金が油濁現場を確認した。

② 特定防除作業の状況

ア 作業準備

事故発生後直ちに組合長の指示のもと、作業の場所、順番、人や使用漁船の割り振り等清掃作業の計画を作成した。又、油回収ネット等の資機材の手配を行った。

イ 防除作業

(ア) 破口部の封鎖

市の要請を受け市の所有するオイルフェンスで破口部の周りを取り囲み流出を防止した。

(イ) 沖合の浮流油の回収、拡散

○月○日○時から○時まで及び○日○時から○時まで、漁船6隻を使用して油回収ネットによる流出油の回収を行った。又、回収後薄い油膜は航走拡散により処理した。

ウ 清掃作業

○月○日から○月○日まで、○○岬から○○海岸にかけての○ km のところを延べ○○人を動員して油混じりのゴミを拾い集めると共に、岩場等を清拭した。(以上別図○)

エ 作業の立会者

○月○日県水産課、県漁連、市役所、油濁基金

オ 油の排除量

回収した水混じりの油は○ t、油混じりのゴミは○ t、又、使用して油で汚れた回収ネット等の資材は○ tであった。

カ 回収した油等の処理

専門の処理業者である○○市の○○環境（株）に運んで焼却処理した。

③ 作業完了後の状況

ア 使用資材及び油混じりのゴミ

全て上記○○環境（株）に運んで焼却処理した。

イ 作業終了後の状況

海上の流出油はなくなり、海岸も油が付着しているところは多少あるがほぼ原状に復した。

ただ、座礁船の処理が行われていないため、今後当該船舶からの再流出のおそれは残っている。

（注：記載に当たっては P84 「防除・清掃作業明細書作成上の注意事項」を参照すること。）

Ⅱ 責任制限額を超える場合

1 原因者判明漁場油濁発生報告書記載例

様式第4

漁 場 油 濁 発 生 報 告 書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住 所

組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の限度額を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある恐れのある、原因者判明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	○年○月○日	AM PM	○時○分	発生場所	○○岬周辺～○○地先
漁場の状況 油濁	○○船籍○○号が○○瀬に座礁、船体破損、破口から流出した燃料油（C重油）が帯状に流出し、のり漁場と魚類養殖場を汚染した。 船内にはまだ多量の油が残っており、船内からの流出のおそれがある。				
関係の連絡	○年 ○月 ○日 ○時			○○海上保安部から通報	
	○年 ○月 ○日 ○時			県 水産 課	
	○年 ○月 ○日 ○時			県漁連漁政 課	
	○年 ○月 ○日 ○時			市 産業 課	
原因者	名称（船名、施設名）○○号（○○t） ○○国○○港 対応すべき者の名称、住所 ○○Shipping Ltd. ○○番地○○街区○○市○○州○○国 保険等の状況 ○○保険				
原因対応者の状況	船主が保険会社に連絡、防除作業を行うためにサルベージ会社に連絡し、サーベイヤーが現場に来て防除作業に着手している。 流出量が多量であり防除清掃に要する費用が船主責任限度額を超えるとみられる。				
漁業対応者の状況	漁協に対策本部を設置して対応を協議した結果、直ちに組合員を動員し、市と協力しながら流出防止作業及び回収、清掃作業を実施することを決定した。				
防除清掃	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所要金額	
	○月 ○日 ～ ○月 ○日	約 250 人	油回収ネット オイルフェンス（市） 油回収タンク 手袋、ポリ袋等	約 800 万円	

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所

県漁業協同組合連合会
代表理事会長

印

2 特定防除費交付申請書記載例

様式第5

特定防除費交付申請書

平成 ○年 ○月 ○日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の限度額を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある漁場油濁が発生したので、特定防除費の支弁について、次の通り申請します。

特定防除費 円

漁場油濁状況と対応措置	油濁発生日時	○年○月○日	A M	○時○分	発生場所	○○岬周辺 ～○○地先						
	関係機関への通報	○○海上保安部から事故の通報。直ちに県、県漁連、市役所に連絡。										
	原因者	名称（船名、施設名） ○○号（○○トン）○○国○○港 対応すべき者の名称、 ○○Shipping Ltd. 住所 ○○番地○○街区○○市○○洲○○国 保険等の状況 ○○PI 保険 ○○番地○○街区○○市○○洲○○国 保険金額○○ドル										
	責任限度額	船舶の種類 貨物船 総トン数 ○○トン 責任制限額 ○○○SDR（1億5千万円相当） 保険会社 ○○PI 保険										
	責任限度額を超えると判断した根拠	船主は保険会社に連絡、サーベイヤーが現場に来て油防除事業者が防除作業を実施したものの流出量が多く、また近くにのり漁場、魚類養殖場があったため、漁業者が多数出動し、防除・清掃作業を行うことになり、船舶の大きさを勘案すると責任制限額を超えると判断される。										
	漁業者の対応措置	漁協独自で漁場の油の防除を実施、○月○日から○日間組合員等を動員して油の回収、清掃作業を実施した。 なお、船内の残留油と船体付近の流出油は船主が処理した。										
防除清掃	労務費		資材費			漁船、運搬車費		その他				
	員数	単価	延時間	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額
	別紙	別紙	別紙		別紙	別紙	別紙		別紙	別紙	別紙	
計			77 百万円				145 百万円					
合計	222 百万円（詳細 別紙）											

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所

県漁業協同組合連合会
代表理事会長

印

（注）理事長の定める別添資料（特定防除事業明細書）を併せて提出すること。

3 特定防除事業明細書記載例

特定防除事業明細書

〇〇県〇〇漁業協同組合

(1) 事故の概要

平成〇年〇月〇日午前〇時頃、〇〇県〇〇市沖〇〇瀬に、〇〇国〇〇港から〇〇港へ航行中の貨物船〇〇号（総トン数〇〇噸、国籍〇〇、乗組員〇〇人（全員外国人）、）が座礁し、船体に破口を生じ、燃料油約〇〇 t が流出し、付近ののり漁場及びはまち養殖場に流入した。そのため、〇〇沖ののり養殖場ののり網〇〇柵に油が付着し当該のり養殖場は操業を中止した。また、同時に近くの〇〇岬～〇〇地先にかけての海岸に多量の油が漂着した。船内にはなお〇〇 t 程度の燃料油が残っているものと見られ、さらに流出が続くおそれがある。

船名 〇〇〇〇

船の種類 木材運搬船

総トン数 〇〇〇〇トン

船主責任限度額 〇〇〇 SDR（約〇〇〇〇円）

船主 〇〇 Shipping Ltd.

住所 〇〇番地〇〇街区〇〇市〇〇州〇〇国

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

日本代理店（株）〇〇港運

住所 〒〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇番〇〇号

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

契約保険会社 ○○P & I 保険に加入

住所 ○○番地○○街区○○市○○州○○国

電話 ○○-○○○○-○○○○

F A X ○○-○○○○-○○○○

防除作業従事者 ○○サルベージ (株)

住所 〒○○○ ○○県○○市○○町○○ ○○番○○号

電話 ○○-○○○○-○○○○

F A X ○○-○○○○-○○○○

(2) 原因者の対応

船主はPI保険に連絡、保険会社よりサーベイヤーが派遣され、船体より流出した燃料油の防除・清掃作業を開始した。しかしながら、流出した量が多く、なおかつ付近ののり漁場へ流入し始めたため、サーベイヤーの指示した防除清掃作業とは別途、漁協が中心となり漁業者を集めのり漁場への流入を阻止すべく防除作業を開始した。のり漁場へ流入した量が多いのり網は撤去せざるを得なくなり、他ののり網への悪影響を考慮し、汚染されたのり網の撤去作業を行った。

責任限度額が○○○○円であったため、漁業者の行った防除清掃作業のみで責任限度額を超えることとなった。

船主責任限度額

総トン数 ○○○○トン

責任限度額 ○○○○ SDR 1 SDR =○○○円

○○○○○○○○円

船主及び保険会社は弁護士を通じ裁判所に責任制限手続きを開始した。

(3) 特定防除事業の実施状況

① 事故発生時の状況

ア 事故の状況

(ア) 発生日時 平成○○年○月○日○○時

(イ) 発生場所 ○○灯台北西沖○○ km ○○瀬

(ウ) 原因 座礁

イ 油濁の状況

○時○分○○海上保安署からの座礁の報告を受け、当組合理事及び職員が海岸に出たところ、座礁船から流出した油が黒い帯となつてのり漁場の方に流れていた。

○時○分にはのり漁場に漂着し、その後も断続的にのり漁場に漂着しのり網、のりを汚染した。

座礁船の破口からは燃料油の流出が続き、船主がオイルフェンスで囲ったが、その後も○日まで波の影響で断続的に漂着した。

ウ 気象状況

事故発生の日には北の風風力○位で季節風が強かったが、その後は風が落ち穏やかな日が続いた。

エ 漁協の油濁確認と連絡

事故発生時当組合で調査したところ別紙ののり漁場にべったりと重油が漂着しているのを確認し、海上保安部、県漁連及び県水産課に連絡し、県漁連から水産庁、油濁基金等に連絡した。その後も油の流出は止まらず断続的にのり漁場へ漂着が続いた。

オ 関係機関の確認

○月○日○時○○海上保安部が、○月○日○時県庁水産課、市役所、県漁連及び（財）海と渚環境美化・油濁対策機構が油濁現場を確認した。

② 特定防除作業の状況

ア 作業準備

事故発生後直ちに組合長の指示のもと、作業の場所、順番、人や使用漁船の割り振り等清掃作業の計画を作成した。又、油吸着材、油回収ネット等の資機材の手配を行った。

イ 防除作業

(ア) 破口部の封鎖

サーベイヤーの指示の基サルベージ業者がオイルフェンスで破口部の周りを取り囲んだがなかなか流出は止まらず、燃料タンクからほぼ全量の燃料油が流出した。

(イ) 沖合の浮流油の回収、拡散

○月○日○時から○時まで及び○日○時から○時まで、漁船○○隻を使用して油回収ネットによる流出油の回収を行った。

ウ 清掃作業

○月○日から○月○日まで、のり漁場より汚染されたのり網を延べ○○人を動員して撤去すると共に、油が漂着した海岸、岩場等の清掃を行った。(以上別図○)

エ 作業の立会者

○月○日県水産課、県漁連、市役所、油濁対策機構

オ 油の排除量

回収した水混じりの油は○○○ t、油混じりのゴミは○○○ t、又、使用して油で汚れた油吸着材、回収ネット等の資材は○○○ tであった。

カ 回収した油等の処理

専門の処理業者である○○市の○○環境（株）に運んで焼却処理した。

③ 作業完了後の状況

ア 使用資材及び油混じりのゴミ

全て上記○○環境（株）に運んで焼却処理した。

イ 作業終了後の状況

海上の流出油はなくなり、海岸も油が付着しているところは多少あるがほぼ原状に復した。

ただ、座礁船の解体処理はこれからであるために、今後当該船舶の解体処理の際に薄い油の再流出のおそれは残っている。

（注：記載に当たっては P84 「防除・清掃作業明細書作成上の注意事項」を参照すること。）

Ⅲ 共通様式例

1 特定防除事業に要した経費様式例

特定防除事業に要した経費

(1) 作業費

月日	作業区分	漁船			労務				合計額 (A + B)	備考
		隻数	単価	金額 A	人員	単価	作業時間	金額 B		
		隻	円	円	男 人 女 人	円	H	円	円	

- 注 1) 作業区分は、油吸着材・オイルフェンスの展張、油処理剤散布、油の汲み取り、汚染のり網の撤去又は払拭等の別に記入すること。
- 2) 漁船の使用を伴わない作業の場合は、労務の欄にのみ記入すること。
- 3) 漁船は、単価区分（1 t 未満船、1 t 以上～3 t 未満船、3 t 以上～5 t 未満船、5 t 以上船）に分類して記入すること。
- 4) 漁船用船費は、作業時間が4時間以内の場合は半額とする。
- 5) 漁業協同組合所有船を使用した場合は半額とする。
- 6) 他の漁業協同組合所属船及び当該組員（当該組員資格を有する者）の漁船を使用した場合は表を別にして記入すること。

(2) 材料費

月日		品名	数量 A	単価 B	購入金額又は賃貸料 C A × B	残存価格 D	金額 E C - D	備考
	購入			円	円	円	円	
	賃借							
計								

- 注 1) 品名は油吸着剤、オイルフェンス、油処理剤、手袋等の別に記入すること。
- 2) 購入したもので、残存価格のあるものは、その評価額を差し引いた金額をE欄に記入すること。
- 3) 資材を購入又は賃借した場合は、その領収書の写しを添付すること。

(3) 保管料

月日	数量	単価	金額	備考
		円	円	
計				

注 営業倉庫以外の保管料は、営業倉庫の料金を基準として計上すること。

(4) 回収油及び汚染物の処理費

月日	運搬車費			回収油の焼却費			汚染物の焼却費			合計額 (A + B + C)	備考
	台数	単価	金額 A	数量	単価	金額 B	数量	単価	金額 C		
	台	円	円		円	円		円	円		
計											

- 注 1) 回収油及び汚染物の焼却は、専門焼却施設を使用した場合に限る。
2) 運搬車費は、漁協所有のものを使用した場合、燃料代等の金額とし、やむをえず、漁協所有以外のトラックをチャーターした場合は、その実費とする。なお、運搬車が漁協所有か漁協所有車以外かの別を備考欄に記入すること。
3) 専門焼却施設利用の場合及び営業トラック使用の場合は領収書の写しを添付すること。

2 作業従事者名簿様式例

作業従事者名簿

No.	氏名	作業実施日別作業時間数						作業合計時間	合計金額	備考
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	時間	円	
		時間	時間	時間	時間	時間	時間			
	合計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	円	
		人	人	人	人	人	人			

注 組合常勤役職員の防除・清掃作業は特定防除費支弁の対象外である。

3 出面簿様式例

出面簿

No.	氏名	作業日・作業時間					
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		時間	時間	時間	時間	時間	時間
	合計						

出面責任者職名

氏名

印

〇〇漁業協同組合代表理事組合長

氏名

印

4 使用漁船名簿様式例

年月日	漁協名	船主名	トン数	用船時間 (半日、1日) (時～ 時)	1日単価	金額	備考
合 計				—	—		

使用漁船名簿

〇〇漁業協同組合代表理事組合長 氏 名 印

5 防除清掃労務費受領書様式例

No.	氏名	漁業被害 の有無	作業実施日別作業時間数			作業時間 合 計	合計 金額	受 領 年月日	受領印
			〇月×日	〇月×日	〇月×日				
合 計			時間	時間	時間	時間	円		
			人	人	人				

関係規程編

I	公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構定款	135
II	公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 漁場油濁被害対策事業業務方法書	150
III	公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構漁場油濁被害認定基準	169
IV	公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構特定防除事業認定基準	174
V	漁場油濁被害等認定審査会規程	177

I 公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
定 款

(昭和50年3月3日農林省指令50水研第156号)
(50立第247号、官政第183号、大臣許可)

(昭和50年7月28日農林省指令50水研第855号)
(50立第1525号、官政第695号一部変更)

(昭和52年7月1日農林省指令52水研第710号)
(52立第1264号、官政第670号一部変更)

(昭和53年10月3日農林水産省指令53水研第966号)
(53立第1683号、官政第732号一部変更)

(昭和60年7月20日農林水産省指令59水研第1418号)
(60立第210号、運政第382号一部変更)

(平成3年11月25日農林水産省指令3水研第1075号)
(3立第2072号、運政第261号一部変更)

(平成6年2月18日農林水産省指令5水研第890号)
(5立第2081号、運政第644号一部変更)

(平成11年9月17日農林水産省指令11水推第1420号)
(11立第6号、運政第329号一部変更)

(平成13年12月28日農林水産省指令13水推第1051号)
(平成13・12・19産第2号、国官総第560号)

(平成15年9月29日農林水産省指令15水推第779号)
(平成15・9・3産第1号、国官総第316号の1)

(平成19年1月10日農林水産省指令18水推第1244号)
(平成18・12・22産第5号、国官総第677号の1)

(平成21年4月1日農林水産省指令20水推第1035号)
(平成21・3・17産第8号、国官総第690号の1)

(平成23年7月22日農林水産省指令23水推第244号)
(平成23・06・28産第8号、国官総第202号)

(平成24年3月30日農林水産省指令23水推第1090号)
(平成24・03・14産第29号、国官総第530号)

(平成25年3月21日府益担第3768号)

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 機構は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 機構は、海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備を推進し、「青く豊かな海・美しい浜辺」の保全、保存、整備、活用を図るとともに、船舶、工場等からの流出油による漁場油濁の拡大防止と漁場清掃の推進及び原因者が不明の漁業被害の救済を行うことにより、被害漁業者の迅速な救済と漁場の保全を図り、もって国民の福祉の増進及び漁業経営の安定に資し、併せて水産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 機構は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する活動の支援、推進及び普及・啓発
- (2) 海と渚の環境美化、水産資源の保護その他の海洋・海岸環境の保全整備に関する調査研究並びに情報の収集、分析及び提供
- (3) 原因者が判明しない漁場油濁による被害漁業者に対する救済金の支給
- (4) 前号の漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用の支弁
- (5) 原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和 50 年法律第 94 号）第 7 条に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用の支弁

(6) 漁場油濁の防止及び漁場油濁による被害の救済に関する調査、知識の啓発普及及び被害漁業者に対する指導

(7) 「海の羽根」募金運動の推進

(8) その他機構の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種類)

第 5 条 機構の財産は、基本財産、特定資産及びその他の財産の 3 種類とする。

2 基本財産は、機構の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会で決議したものとす。

3 基本財産以外で、寄附者の指定又は理事会の議決により用途を特定の目的に制約した財産は特定資産とする。

4 基本財産及び特定資産以外の財産は、その他の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 6 条 基本財産は、機構の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第 7 条 機構の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 機構の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(長期借入金)

第 9 条 機構は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短

期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 機構に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(3) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大

学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第20条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 機構に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 機構の理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事には、機構の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに機構の使用人が含まれてはならない。

また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、機構を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、機構の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(役員等の責任の一部免除及び限定)

第32条 機構は、法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であったものを含む。）又は監事（監事であったものを含む。）の責任を法令の限度において、免除することができる。

2 機構は、法人法第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第33条 機構に、顧問3人以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べる。

4 顧問の任期は2年間とし、再任を妨げない。

5 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 機構の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解 散)

第43条 機構は、基本財産の滅失による機構の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 機構が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 機構が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第46条 機構に事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第10章 会員

(会員)

第47条 機構の目的に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 機構の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経

て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務大臣がこの基金の設立を許可した日から実施する。
- 2 基金の設立当初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、前項に規定する日に始まり、昭和50年3月31日に終わるものとする。
- 3 基金の前項の事業年度に係る事業計画、資金計画及び収支予算については、第10条前段の規定にかかわらず、設立発起人会において定められたものによるものとする。
- 4 基金の設立当初の役員は、第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和52年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可を受けた日から実施する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可を受けた日から実施する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行し、昭和53年7月5日から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行し、昭和59年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可を受けた日から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日（平成15年9月29日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日（平成19年1月10日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日（平成21年4月1日）から施行する。

附 則（平成23年7月22日認可）

この定款の変更は、合併の登記の日（平成23年10月4日）から施行する。

附 則

この定款の変更は、主務大臣の認可の日（平成24年3月30日）から施行する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 機構の最初の代表理事（理事長）は服部郁弘とし、業務執行理事（専務理事）は櫻井謙一

とする。

Ⅱ 公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 漁場油濁被害対策事業業務方法書

平成24年9月13日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構（以下「機構」という。）の漁場油濁被害対策事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）は、第3条に規定する業務の方法を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この業務方法書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 油 原油、潤滑油、鯨油及び重油並びにこれらの油を含む油性混合物をいう。
- (2) 漁場油濁 船舶、工場等から流出し、又は排出された油により、突発的に漁場が汚染され、又は汚染されるおそれがあることをいう。
- (3) 漁業被害 漁場油濁（これにつき講じた防除措置及び清掃事業を含む。）に起因する次の損失等をいう。
 - ア 養殖に係る水産動植物及び漁獲物の汚染、死亡及び生育の異状による損失
 - イ 漁船、漁具及び養殖施設の損傷及び汚染による損害
 - ウ 漁業の操業の不能による収入の減少
 - エ 漁業種類及び漁場の変更による収入の減少
- (4) 防除措置 漁場油濁に係る油のひろがりの防止及び当該油の除去その他漁業被害の発生又は拡大の防止のための応急措置をいう。
- (5) 清掃事業 漁場油濁に係る油の付着等により効用の低下した漁場における当該油の清掃及び当該漁場の復旧のための事業をいう。
- (6) 原因者 漁場油濁に係る油の流出又は排出につき、漁業被害並びに防除措置及び清掃事業に要する費用に関する賠償責任を負うべき者をいう。

(業務の内容)

第3条 業務方法書に定める事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 定款第4条第1項第3号に規定する原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害額の認定及び被害漁業者に対する救済金（以下「救済金」という。）の支給に関する事項
- (2) 同項第4号に規定する漁場油濁の拡大及び汚染漁場の清掃に要した費用（以下「防除費」という。）の額の認定及び支弁に関する事項
- (3) 同項第5号に規定する原因者は判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用を支弁する事業並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用の総額のうち、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条に定める船舶の所有者等の責任の限度額を超えた費用を支弁する事業（以下「特定防除事業」という。）に要する費用（以下「特定防除費」という。）の認定及び支弁に関する事項
- (4) その他前3号の業務に関する必要な事項

第2章 事業資金

(事業資金)

第4条 定款第4条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する事業に充てる経費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 救済金の支給に要する費用は、機構に拠出を行う事業者団体等（以下「拠出団体」という。）から拠出された資金をもって充てる。
- (2) 防除費の支弁に要する費用は、次の左に掲げる資金の区分ごとに、それぞれ右に掲げる割合により交付又は拠出された資金をもって充てる。

国からの補助金	4分の1
関係都道府県からの負担金	4分の1
拠出団体からの拠出金	2分の1

- (3) 特定防除費の支弁に要する費用は、特定防除事業を実施することを目的として交付された資金を、次の左に掲げる資金の区分ごとに、それぞれ右に掲げる割合により造成された防除清掃費助成事業資金をもって充てる。

国からの補助金 2分の1

関係都道府県からの負担金 2分の1

- 2 救済金の支給又は防除費の支弁に要する費用に充てるための前項第1号又は第2号の資金に不足が生じたときは、それぞれ次条の準備金を取り崩してこれに充てる。
- 3 前項の規定による準備金の取り崩しによっても、救済金の支給又は防除費の支弁になお不足するときは、借入金をもってこれに充てる。この場合、借入金額及び返済計画について、あらかじめ理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の借入金の返済は、次年度以降の当該費用に係る資金によってこれをまかなう。
- 5 特定防除事業に要する費用に充てるための防除清掃費助成事業資金に不足が生じた時は、特定防除費を減額することができる。

(準備金)

第5条 救済金の支給に要する費用に充てるための前条第1項第1号の資金及び防除費の支弁に要する費用に充てるための同項第2号の資金について、毎事業年度末の決算において残余を生じたときは、それぞれ救済金準備金又は防除費準備金として積み立てる。

- 2 前項の救済金準備金の積立ての限度額は、累積1億円とし、これを超える残余については、当該資金の拠出を行った拠出団体に返還する。
- 3 第1項の防除費準備金の積立ての限度額は、累積5千万円とし、これを超える残余については、その2分の1を拠出団体に返還する。

第3章 漁場油濁被害等認定審査会

(中央審査会)

第6条 機構に、中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）を置く。

- 2 中央審査会は、定款第4条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する事業に関する事項について調査審議する。
- 3 中央審査会は、漁業者、船舶に係る事業者及び陸上施設に係る事業者の意向を十分反映し得る者並びに機構の業務に関し学識経験を有する者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する委員10人以上15人以内をもって構成する。
- 4 中央審査会の運営等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(地方審査会)

第7条 機構は、関係都道府県ごとに、都道府県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）を置くことができる。

2 地方審査会は、定款第4条第1項第3号の漁場油濁が発生した場合において、理事長の要請により、当該漁場油濁に関する現地調査、基礎資料の収集等を行い、その結果を中央審査会に報告するものとする。

3 地方審査会は、漁業者、船舶に係る事業者及び陸上施設に係る事業者の意向を十分に反映し得る者並びに機構の業務に関し学識経験を有する者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する委員10人以上15人以内をもって構成する。

4 地方審査会の運営等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 事故発生報告及び調査

(原因者の究明等)

第8条 漁場油濁に係る油の流出又は排出があったときは、当該漁場油濁により漁業被害を受け、又は受けるおそれのある者であって、第11条第1項の規定による申請を行おうとする者は、遅滞なく、当該油の流出又は排出について、最寄りの海上保安庁の事務所その他の関係行政機関に通報し、これに協力して原因者の究明に努めるとともに、効果的な防除措置を講ずるものとする。

2 前項の者は、原因者が判明しない油による漁場油濁が発生したときは、別紙様式第1の報告書により、速やかに機構に報告しなければならない。

3 前項の報告については、第11条第3項の規定を準用する。

(原因者に対する費用の請求等)

第9条 原因者判明漁場油濁に係る油の流出又は排出があったときは、当該漁場油濁により漁業被害を受け、又は受けるおそれのある者であって第11条2項の申請を行おうとする者は、遅滞なく、当該油の流出又は排出について最寄りの海上保安庁の事務所その他の関係行政機関に通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業を行うことを求めるものとする。

2 前項の者は、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないおそれがある場合並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の

所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）第7条（船舶油濁損害賠償保障法（昭和50年法律第95号）第2条第4号に定めるタンカーにあっては同法第6条）に定める船舶の所有者等の責任の限度額（以下「責任限度額」という。）を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある場合、別紙様式第4の報告書により、速やかに機構に報告しなければならない。

3 前2項の報告については、第11条第3項の規定を準用する。

4 第1項の者は原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置及び清掃作業を行った場合、原因者に対し、当該防除措置及び清掃作業に要した費用（以下「特定防除費」という。）を請求しなければならない。

（現地調査等）

第10条 機構は、第8条第2項又は前条第2項の報告を受けたときは、速やかに自ら又は理事長が適当と認める者に委嘱して、現地調査を行い、必要な資料収集を行うとともに、防除措置又は清掃事業の指導及び原因者の究明のための調査等を行う。

2 理事長は、必要と認めるときは、地方審査会を招集し、現地調査、基礎資料の収集等を行わせるとともに、被害額の認定に関する意見等を中央審査会に報告させる。

第5章 申請及び認定

（申請）

第11条 原因者が判明しない漁場油濁により漁業被害を受けた者並びに防除措置及び清掃事業を実施した者であって、次の各号に掲げる者は、救済金の支給又は防除費の支弁を受けようとするときは、機構に対し、別紙様式第2の申請書を提出して申請しなければならない。

(1) 漁業を営む個人又は法人（水産業協同組合を除く。）であって、漁業協同組合の組合員資格を有する者

(2) 前号の者が構成する社団で法人格を持たない者

(3) 水産業協同組合

2 原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置又は清掃作業を行った者並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、責任限度額を超えて漁場油濁の拡大の防止のため防除措置及び清掃作業を行った者であって、前項各号に掲げる者が特定防除費の支弁を受けようとするときは、機構に対し、別紙様式第5の申請

書を提出して申請しなければならない。

- 3 前2項の申請は、被害漁業者等である水産業協同組合又は被害漁業者等の全部若しくは一部を構成員とする水産業協同組合が申請者となり、当該水産業協同組合が都道府県漁業協同組合連合会でないときは、都道府県漁業協同組合連合会を通じて行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、申請者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、申請者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、申請者は、機構に直接申請することができる。
- 5 第1項の申請は、当該漁場油濁の発生後60日（天災その他やむを得ない理由がある場合には90日）以内に行わなければならない。
- 6 第2項の申請は、原則として、当該原因者判明漁場油濁の発生後180日以内に行わなければならない。
- 7 第2項の申請にあたっては、関係行政機関による油濁事故の経過報告書を付さなければならない。

（原因者不明の油濁事故に関する認定）

第12条 機構は、前条第1項の申請を受けたときは、中央審査会の意見を聞いて、当該漁場油濁に係る漁業被害の額及び防除費の額の認定を行う。

- 2 前項の認定は、第10条第1項の規定により、機構自ら又は理事長が委嘱する者が行う調査結果を参酌して行うものとする。
- 3 機構は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の認定を行わず、又は当該認定にあたってその事情をしんしゃくすることができる。
 - (1) 当該漁場油濁に係る原因者につき、争いがある場合
 - (2) 被害漁業者等が原因者の究明に努力しなかった場合
 - (3) 被害漁業者等が効果的な防除措置を講じなかった場合
 - (4) その他特別の事情がある場合
- 4 機構は、第1項の認定を行った後、前項各号に掲げる場合に該当することが明らかになったときは、当該認定を取り消し、又はこれを変更することができる。
- 5 機構は、前4項の規定による認定又は認定の取消若しくは変更を行ったときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（特定防除事業に関する認定）

第13条 機構は、第11条第2項の申請を受けたときは、中央審査会の意見を聞いて、次の

各号に掲げる範囲内で特定防除費の額の認定を行う。

- (1) 原因者判明漁場油濁のうち、特定防除費の総額が責任限度額を超えない場合であって、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない場合、漁場油濁1件につき1都道府県あたりの限度額1,500万円
- (2) 原因者判明漁場油濁のうち、特定防除費の総額が責任限度額を超える場合であって、原因者による防除措置及び清掃作業が行われている場合、漁場油濁1件につき1都道府県あたりの限度額5,000万円

2 前項の認定は、第10条の規定により、機構自ら又は理事長が委嘱する者が行う調査結果を参酌して行うものとする。

3 機構は、次の各号に掲げる場合に相当するときは、第1項の認定を行わず、又は当該認定に当たって、その事情をしんしゃくすることができる。

- (1) 被害漁業者等が原因者へ請求することが適当であると認められる場合
- (2) 原因者による防除措置及び清掃作業が行われなかったため、やむを得ず、防除措置及び清掃作業を行った際に、申請者が原因者に対し、正当な理由なく特定防除費を請求しなかった場合
- (3) 申請者が効果的な防除措置を講じなかった場合
- (4) 第4条第1項第3号の資金が不足している場合
- (5) その他特別の事情がある場合

4 機構は、第1項の認定を行った後、前項各号に掲げる場合に該当することが明らかになったときは、当該認定を取り消し、又はこれを変更することができる。

5 機構は、前4項による認定又は認定の取消若しくは変更を行ったときは、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

第6章 救済金の支給等

(救済金の支給等)

第14条 機構は、予算の範囲内において、第12条第1項の認定に係る額を限度として、救済金を支給し、又は防除費を支弁する。

2 機構は、前条第1項各号に規定する額の範囲内において、同項の規定により認定した特定防除費を支弁するものとする。

- 3 機構は、漁業被害の発生状況その他の事情を勘案し、前項の救済金に係る漁業被害の額のうち、理事長が定めるところにより、被害漁業者等が緊急に必要とする金額を仮払金として交付することができる。
- 4 第12条第1項の認定に係る漁業被害の額が漁場油濁1件につき50万円を下回る場合には、救済金の支給は行わない。
- 5 第1項の規定により、救済金を支給し、又は防除費を支弁する場合には、条件を付することができる。
- 6 機構から前条第1項第1号の特定防除費を支弁された者は、機構との間で第2項により支弁された額を限度として別紙様式第6により特定防除費の請求に係る信託協定を締結するものとする。

(配分等の報告)

第15条 救済金の支給、防除費の支弁又は特定防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、被害漁業者等に対する配分等の処理を行った後、遅滞なく、機構に対し、救済金の支給又は防除費の支弁の場合は、別紙様式第3による報告書を、特定防除費の支弁の場合は、別紙様式第7の報告書を提出しなければならない。

- 2 救済金の支給又は防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、原因者が判明したときは、遅滞なくその旨を機構に報告しなければならない。
- 3 特定防除費の支弁を受けた水産業協同組合は、原因者より損害賠償金のうち、特定防除費に係る部分を受領したときは、遅滞なくその旨を機構に報告しなければならない。

(救済金等の返還)

第16条 機構は、第12条の認定に係る漁業被害、防除措置及び清掃事業に関し、原因者が判明したとき又は被害漁業者等が損害の填補を受けたときは、当該認定を取り消し、若しくは変更し、又は救済金の支給若しくは防除費の支弁を行わず、又は既に支給した救済金若しくは既に支弁した防除費の額に相当する金額を返還させることができる。

- 2 特定防除費の配分を受けた被害漁業者は、原因者より損害賠償金のうち、特定防除費に係る部分を受領した場合において、機構に対し、遅滞なく、その中から、特定防除費の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、責任限度額を超える特定防除費については、原因者から補償がなされないことから、返還は求めない。
- 3 機構は、被害漁業者等が原因者以外の者から特定防除費の全部又は一部を助成されたとき、支弁された特定防除費の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 第11条第3項の規定により構成員である被害漁業者等のために申請を行った水産業協同組合は、前3項の返還金につき、被害漁業者等と連帯して納付する責に任ずる。

5 機構は、特別の事情により必要があると認めるときは、第1項、第2項及び第3項の返還金の納付を一定期間猶予することができる。

(不正利得の徴収)

第17条 機構は、偽りその他不正の手段により救済金の支給、防除費又は特定防除費の支弁を受けた者がいるときは、その支給又は支弁を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の徴収金については、前条第4項の規定を準用する。

(督促及び延滞金)

第18条 機構は、第16条の返還金及び前条の徴収金を納付しない者がいるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促することができる。

2 機構は、前項の督促をしたときは、その督促に係る前項の返還金及び徴収金の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、督促に係る前項の返還金及び徴収金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の延滞金の計算において、第1項の返還金及び徴収金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前2項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号の一に該当する場合には、徴収しない。

(1) 督促状に指定した期限までに第1項の返還金及び徴収金を完納したとき。

(2) 延滞金の額が百円未満であるとき。

(3) 第1項の返還金及び徴収金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(都道府県への報告書等の写しの送付)

第19条 第8条第2項及び第9条第2項の報告、第11条第1項若しくは第2項の申請又は第15条第1項若しくは第2項の報告を行った水産業協同組合は、当該報告書又は申請書の写しを都道府県主務部局に送付しなければならない。

(報告の徴収等)

第20条 機構は、必要があると認めるときは、第12条第1項の認定若しくは第14条第1項又は第2項の救済金の支給又は防除費若しくは特定防除費の支弁を受け、又は受けようとする者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出を求め、又は機構の職員、中央審査会若しくは地方審査会の委員若しくは機構が委嘱した者に、帳簿書類を閲覧させ若しくはその他の物件を検査させることができる。

2 第12条第1項の認定又は第14条第1項又は第2項の救済金の支給、防除費若しくは特定防除費の支弁を受けることができる者が、前項の規定により報告又は文書その他の物件を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出、又は正当な理由がなく前項の規定による閲覧若しくは検査に応じないときは、機構は、その者に対する第12条第1項又は第13条第1項の認定若しくは第14条第1項又は第2項の救済金の支給若しくは防除費又は特定防除費の支弁を一時差し止めることができる。

第7章 業務方法書の変更

(変更)

第21条 この業務方法書は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の承認を経て変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この業務方法書は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

(財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の業務方法書の廃止)

2 この業務方法書の施行の日をもって、昭和50年4月1日に制定した財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の業務方法書は廃止する。

様式第1

漁場油濁発生報告書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 殿

住所
組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者不明の漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	年 月 日 AM 時 分 PM	発生場所			
漁場の状況 油濁					
関係機関 への通報 関係	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時	海上保安部 (署) 県 課			
対応 措置 の内容					
推定原因 〔該○ 当印 事を 項付 にす〕	1 船舶からの流出 2 陸上施設からの流出 3 不明				
漁業の被害 有無	有	漁業種類	被害内容	被害漁業者数	予想被害金額
	無				
防除の清掃 有無	有	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所要金額
	無				

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所

県漁業協同組合連合会
代表理事会長 印

(注) 報告者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、報告者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、「上記について」以下の文言を削除する。

様式第2

漁場油濁被害救済申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 殿

住所
組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者不明による漁場油濁被害が発生したので、漁業被害に係る救済金の支給並びに防除費の支弁について、次のとおり申請します。

救済金 円
防除費 円

漁場油濁被害状況と対応措置	油濁発生日時	年 月 日 AM 時 分 PM				発生場所											
	原因者の究明	関係機関への通報及びその結果															
		海上保安部（署）の搜索状況															
		推定原因（次の該当事項に○印を付す） 1 船舶からの流出 2 陸上施設からの流出 3 不明				推定理由											
	被害状況																
対策措置																	
漁業被害等の内訳	漁業種類	被害内容（休漁、汚染、死亡、損傷等）				被害漁業者数	単価	数量又は日数	金額								
	計																
	防除清掃	労務費				資材費				漁船・運搬車費				その他			
		員数	単価	日数又は延時間	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額
計																	

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住所
県漁業協同組合連合会
代表理事会長 印

(注) 1 理事長の定める別添資料 [「漁業被害証明書」「防除・清掃事業明細書」] を添付して提出すること。

2 申請者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、申請者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、「上記について」以下の文言を削除する。

様式第3-1

漁場油濁被害救済金配分報告書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 殿

住 所
組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

貴機構から平成 年 月 日に支給された救済金 円を平成 年 月 日に配分処理が完了しましたので、次のとおり報告します。

番号	氏名	漁業種類	被害内容	金額	番号	氏名	漁業種類	被害内容	金額

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所
県漁業協同組合連合会
代表理事会長 印

(注) 報告者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、報告者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、「上記について」以下の文言を削除する。

漁場油濁被害防除費配分報告書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 殿

住 所
組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

貴機構から平成 年 月 日に支弁を受けた防除費 円を
平成 年 月 日に配分処理が完了しましたので、次のとおり報告します。

区分 番号	氏名	労 務 費			資 材 費			漁船・運搬車費			そ の 他					
		単価	日 数 又 は 延時間	金額	資 材 名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所
県漁業協同組合連合会
代表理事会長 印

(注) 報告者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、報告者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、「上記について」以下の文言を削除する。

様式第 4

原因者判明漁場油濁発生報告書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 殿

住 所
組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者が判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないおそれがある(原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任限度額を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある)漁場油濁が発生したので、次のとおり報告します。

油濁発生日時	年 月 日	AM	時 分	発生場所	
		PM			
漁の場状 油況 濁					
関への 期通 関報	年 月 日 時	海上保安部 (署)			
	年 月 日 時	県 課			
	年 月 日 時				
原因者	名称 (船名、施設名) 対応すべき者の名称、住所 保険等の状況				
原因者 の状況					
漁業者 内 の容 容					
防 清	実施予定年月日	従事予定人数	使用予定資材名	予想所要金額	
除 掃					

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所
県漁業協同組合連合会
代表理事会長 印

(注) 報告者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、報告者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、「上記について」以下の文言を削除する。

様式第5

特定防除費交付申請書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 殿

住 所
組合名 漁業協同組合
代表理事組合長 印

原因者が判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないおそれがある(原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の限度額を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要がある)漁場油濁が発生したので、特定防除費の支弁について、次の通り申請します。

特 定 防 除 費 円

漁場油濁状況と対応措置	油濁発生日時		年 月 日		AM	時 分	発生場所									
					PM											
	関係機関への通報															
	原因者	名称(船名、施設名) 対応すべき者の名称、住所 保険等の状況														
		対応状況(責任限度額)														
責任ある対応が行われていない(責任限度額を超える)と判断した根拠																
漁業者の対応措置																
防除清掃	労務費			資材費				漁船、運搬車費				その他				
	員数	単価	延時間	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額
計																

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所

県漁業協同組合連合会
代表理事会長

印

- (注) 1 理事長の定める別添資料(特定防除事業明細書)を併せて提出すること。
2 申請者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、申請者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、「上記について」以下の文言を削除する。

様式第6

信 託 協 定 書

(公財)海と渚環境美化・油濁対策機構理事長 ○○○(以下「甲」という)と
○○漁業協同組合代表理事組合長○○○(以下「乙」という)は、甲が平成○○年○月○日、後記
2記載の油濁事故により、業務方法書第14条第2項の規定に基づき、乙に支払った特定防除費
○○円の限度で、代位弁済によって取得した後記3記載の信託財産に関し、次のとおり協定した。
なお、この協定の基づく乙の甲に対する債務は、○○漁業協同組合連合会代表理事会長○○
○(以下「丙」という)が連帯してこれを保証するものとする。

第1条 甲は乙に対し、甲が上記代位弁済によって取得した権利を次条の目的のため信託譲渡
する。

乙は甲に対し、受託者として、信託法に従い、誠実にその職務を行う。

(信託目的)

第2条 1. 乙は、信託財産である第三者に対する損害賠償請求権その他の権利を速やかに行使
し、その早期回収を図ること。

訴訟提起調停の申立その他裁判上の申立をするときは、乙は予め甲の承諾を得ること。

2. 乙は、事前に甲の書面による同意がなければ、第三者と示談、和解等をしてはなら
ない。

3. 乙が信託財産債権の取立、換金等の手続を完了したときは、乙は甲に対し、取立又
は換金した金額から信託法第36条に規定する取立等のために要した費用を控除した
残金額を直ちに交付しなければならない。

4. 乙は無報酬にて上記信託業務を行うものとする。

(第三者への通知)

第3条 甲は、信託財産債権の責務者たる第三者に対して、本件信託譲渡の事実を通知し、か
つ、第三者への通知の事実を乙に通知する。

(解 除)

第4条 1. 甲は、何時にても本件信託を解除することができる。

2. 第三者に対する解除の通知に関しては、前条の規定を準用する。

以下のとおり協定に達したので、本協定書3通を作成し、甲乙丙各自記名押印のうえ、1通
ずつ所持するものとする、

平成○○年○月○日

甲 住所 東京都文京区湯島二丁目3-2-4
氏名 (公財)海と渚環境美化・油濁対策機構
理事長 印

乙 住所
氏名 ○○漁業協同組合
代表理事組合長○○○ 印

丙 住所
氏名 ○○漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○ 印

(注) 乙が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場
合であっても、乙が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、なお書きを
削除する。

記

1. 業務方法書

(特定防除費の支弁等)

第14条

2 機構は、前条第1項各号に規定する額の範囲内において、同項の規定により認定した特定防除費を支弁するものとする。

6 機構から前条第1項第1号の特定防除費を支弁された者は、機構との間で第2項により支弁された額を限度として別紙様式第6により特定防除費の請求に係る信託協定を締結するものとする。

2. 油濁事故

- (1) 事故の種類
- (2) 事故発生日時
- (3) 事故発生場所
- (4) 原因者の住所、氏名

3. 信託財産の表示

甲が乙に対し、上記油濁事故の発生に伴い、上記業務方法書第〇〇条に基づいて支弁した特定防除費用〇〇円の限度で、民法第499条で規定する代位弁済によって取得した第三者に対する一切の権限

様式第7

特定防除費配分報告書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

理事長 殿

住 所

組合名

漁業協同組合

代表理事組合長

印

貴機構から平成 年 月 日に支弁を受けた特定防除費 円について、
平成 年 月 日に配分処理が完了しましたので、次のとおり報告します。

番号	区分 氏名	労務費			資材費				漁船、運搬車費				その他			
		単価	日数	金額	資材名	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額	品目	単価	数量	金額

上記について、事実と相違ないことを確認する。

平成 年 月 日

住 所

県漁業協同組合連合会

代表理事会長

印

- (注) 1 領収書等の写しを添付すること
 2 報告者が所在する都道府県に都道府県漁業協同組合連合会が存在しない場合又は存在する場合であっても、報告者が当該都道府県漁業協同組合連合会の構成員でないときは、「上記について」以下の文言を削除する。

Ⅲ 公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 漁場油濁被害認定基準

昭和50年 6月 6日 制定
昭和51年 12月 22日 一部改正
平成23年 10月 4日 〃
平成25年 4月 1日 〃

漁業被害救済の対象となるものは、次の通りとする。

I 生産物の被害

1. 浅海養殖業（のり養殖業を除く）の被害

(1) 生産物の廃棄

被害数量 × (通常単価 - 単位当り見込生産必要経費)

(2) 品質の低下

被害数量 × (通常単価 - 被害物単価)

(3) 緊急処分による減収

被害数量 × (通常単価 - 被害物単価 - 単位当り見込生産必要経費)

注 ① 被害数量が不明の場合は

$$\left[\frac{\text{当該年に規模修正された最近年3年間の生産実績による年間平均生産数量}}{\text{当該年の既採集生産数量}} \right]$$

により算出する。

② 通常単価とは、当該漁場の養殖終了時に通常販売される単価（当該漁場、又は近傍類似漁場で汚染されなかったものの単位当り平均販売価格）をいい、通常単価が被害発生時に不明の場合は最近年3年間の平均価格を基準に計算し、養殖終了後通常単価が判明したとき、修正する。

③ 防除、清掃事業に従事し、その費用の助成につき申請した場合は、被害額から当該認定額を差し引く。

④ 被害を受けた養殖物に替え、同種養殖物を補填したときの被害額は、当該養殖物の購入価格等とする。

⑤ 生産必要経費は、被害発生時から養殖終了時までの変動経費をいう。（農林水産

統計「漁業経済調査報告」により算出した金額を参考とする。以下同じ。)

- ⑥ 緊急処分とは、油濁被害の恐れのある場合で早期に処分することをいう、以下同じ。

2. のり養殖業の被害

(1) 生産物の廃棄

$$\text{被害期間の見込生産枚数} \times \left[\text{通常単価} - \frac{\text{被害期間の}}{\text{単位当り見込生産必要経費}} \right]$$

(2) 品質の低下

$$\text{被害乾のり枚数の見込生産枚数} \times (\text{乾のりの通常単価} - \text{被害乾のり単価})$$

(3) 緊急処分による減収

$$(\text{被害期間の見込生産枚数} - \text{被害期間の生産枚数}) \times \left[\text{通常単価} - \frac{\text{被害期間の}}{\text{単位当り見込生産必要経費}} \right]$$

注 ① 被害期間の見込生産枚数は、原則として、最近年5年間のうち最高最低の年を除いた3年間（以下3年間という場合に同じ。）の被害期間の平均生産枚数に当該漁場又は近傍類似漁場で被害発生時に汚染されなかったもの（以下「無被害漁場」という。）の当該年の漁況を考慮した枚数

$$\left[\frac{\text{当該漁場の被害期間に相当する最近年3年間平均生産枚数}}{\text{無被害漁場の被害期間中の当該年生産枚数}} \times \frac{\text{無被害漁場の被害期間中の最近年3年間平均生産枚数}}{\text{無被害漁場の被害期間中の最近年3年間平均生産枚数}} \right]$$

とする。

- ② 本張り前の種網の被害は、新たに種網を補填したときの購入価格等を被害額とする。
- ③ 被害期間は、被害発生日からのりの成育が被害発生時の状況に復するまでの期間又は養殖終了日までの期間とする。
- ④ 防除、清掃事業に従事し、その費用の助成につき申請する場合は、被害額から当該認定額を差し引く。

⑤ 通常単価は、無被害漁場の単位当り平均共販価格を基準とする。

3. 漁船漁業（定置網等を含む）、採貝・採藻漁業（水産動物の採捕を含む）の被害

(1) 生産物の廃棄

被害数量 × 被害発生日前1週間の平均単価

(2) 品質の低下又は緊急処分による減収

被害数量 × (被害発生日前1週間の平均単価 - 被害物単価)

注 ① 被害発生日前1週間の平均単価は、実操業日の1日平均単価（全魚種平均）又は近傍類似漁場で汚染されなかったものの単位当り平均販売価格とする。

② 畜養中のものの被害を含む。

II 漁船、漁具、養殖施設の被害

(1) 被害当時の残存価格を基準にして、全損、分損の別に算出した被害額

(2) 修理、洗浄に要した経費

注 修理に要した経費の額は、汚染直前の価格の範囲内とする。

III 休漁被害

漁船漁業（定置網等を含む）、採貝・採藻漁業（水産動物の採捕を含む）の休漁被害

(1日当りの被害額 - 1日当りの生産必要経費) × 休漁した日数

注 ① 「1日当りの被害額」は

$$\left[\begin{array}{l} \text{被害発生日前1週間の実操業日の} \\ \text{1日平均漁獲量又は最近年3年間} \\ \text{実績による同時期1日平均漁獲量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{被害発生日前1週間} \\ \text{の平均単価} \end{array} \right]$$

により算出する。

② 被害発生日前1週間の平均単価は、実操業日の1日平均単価（全魚種平均）又は近傍類似漁場で汚染されなかったものの単位当り平均販売価格とする。

③ 休業日数には時化等により通常の操業ができなかった日数を除く。

- ④ 防除、清掃事業に従事し、その費用の助成につき申請した場合は、被害額から当該認定額を差し引く。

IV 漁業種類及び漁場の変更による被害

$$\left[\begin{array}{cc} \text{被害期間の} & \text{同期間の見込} \\ \text{見込生産金額} & \text{生産必要経費} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{cc} \text{被害期間に相当する} & \text{同期間の} \\ \text{変更後の生産金額} & \text{生産必要経費} \end{array} \right]$$

注 ① 被害期間の見込生産金額は、最近年3年間の生産実績による当該期間の平均生産金額とする。

- ② 被害額が負（マイナス）となるときは、被害がなかったものとする。

防除措置、清掃事業の認定基準

助成の対象となるものは、次の通りとする。

1. 防除措置について

(1) 油の漁場流入の防止

ア 資材費…オイルフェンス、油処理剤、吸着材（オイルマット、わら、むしろ等）、ひしゃく、回収油入容器（ビニール袋、ドラム缶、かます等）、手袋、ウエス等の購入金額又は賃借料

注 購入したもので残存価格のあるものはその評価額を差し引く。以下同じ。

イ 作業費…（ア）労務費

（イ）漁船の用船費

（ウ）回収油の処理費（焼却、運搬車の賃借料）

注 労務費及び漁船用船費は、農林水産統計「漁業経済調査報告」により算出した金額を基準とする。その他の経費は、実費とする。以下同じ。

(2) 避難のための漁具、養殖施設の移動、引揚げ、沈設、保管料、作業費

（ア）労務費

（イ）漁船の用船費

(ウ) 保管料 (引揚げ漁具の倉庫保管料)

注 保管料は、営業倉庫の料金による。

2. 清掃事業について

(1) 浮遊油 (漁場滞留) の除去

ア 資材費…油処理剤、吸着材 (オイルマット、わら、むしろ等)、ひしゃく、回収油入容器 (ビニール袋、ドラム缶、かます等)、手袋、ウエス等の購入金額又は賃借料

イ 作業費… (ア) 労務費

(イ) 漁船の用船費

(ウ) 回収油の処理費 (焼却、運搬車の賃借料)

(2) 岩礁への付着及び砂浜への漂着油の除去、海底沈下油の除去、岩礁の破碎、汚染物の除去。ただし、漁業に支障がある場合に限る。

ア 資材費…採集器具、回収油入容器 (ビニール袋、ドラム缶、かます等)、手袋、ウエス、火薬等の購入価格又は賃借料

イ 作業費… (ア) 労務費

(イ) 漁船の用船費

(ウ) 回収油の処理費 (焼却、運搬車の賃借料)

(エ) 汚染物の処理費

IV 公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構 特定防除事業認定基準

平成15年 9月29日制定
平成21年 4月 1日一部改正
平成23年10月 4日 〃
平成25年 4月 1日 〃

特定防除事業を実施する間の認定基準をここに定める。

I 支弁の対象となる事故は次のとおりとする。

- 1 漁場汚染又は漁場汚染の恐れある事故で、以下の事由等で船主等が油防除等の責任ある対応を行わないとき
 - (1) 船主責任保険に加入していない、加入金額が著しく低額である、又は故意、不穏当な航海等保険者の免責で支払われない場合
 - (2) 船主等への連絡不能
 - (3) 船主等に資力がないとき（破産等）等
- 2 船主等による油防除等の対応は行われているが、漁場汚染又は漁場汚染の拡大の防止のため、船舶の所有者等の責任の限度額を超えて防除措置及び清掃作業を行う必要があるとき

II 支弁の対象となるものは次の通りとする。

1 防除措置について

(1) 油の漁場流入の防止

ア 資材費・・・吸着材（带状油吸着材、吹き流し式油吸着材、油回収ネット等）、オイルフェンス、油処理剤、ひしゃく、回収油入れ容器（ビニール袋、ドラム缶、かます等）、手袋、ウエス等の購入金額又は賃貸料

注 購入したもので残存価格のあるものはその評価額を差し引く。

以下同じ。

イ 作業費・・・(ア) 労務費

(イ) 漁船の用船費

(ウ) 回収油の処理費（焼却、運搬車の賃貸料）

注 労務費と漁船用船費は、漁場油濁被害認定基準（昭和50年6月6日制定）の額を準用する。以下同じ。

(2) 避難のための漁具、養殖施設の移動、引揚げ、沈設、保管料、作業費

(ア) 労務費

(イ) 漁船用船費

(ウ) 保管料（引揚げ漁具の倉庫保管料）

注 保管料は、営業倉庫の料金による。

(3) 船体からの油流出の防止

(1) に定めるものに同じ

ただし、油タンクからの油抜き取りにかかる経費は緊急時を除き原則として対象としない。

2 清掃事業について

(1) 浮遊油（漁場滞留）の除去

ア 資材費・・・吸着材（带状油吸着材、吹き流し式油吸着材、油回収ネット等）、油処理剤、ひしゃく、回収油入れ容器（ビニール袋、ドラム缶、カマス等）、手袋、ウエス等の購入金額又は賃貸料

イ 作業費・・・(ア) 労務費

(イ) 漁船用船費

(ウ) 回収油の処理費（焼却、運搬車の賃貸料）

(エ) 汚染物の処理費（焼却、運搬車の賃貸料）等

(2) 岩礁への付着及び砂浜への漂着油の除去、海底沈下油の除去、岩礁の破碎、汚染物の除去等

ただし、漁業に支障がある場合に限る。

ア 資材費・・・採集器具、回収油入れ容器（ビニール袋、ドラム缶、かます等）、手袋、ウエス等の購入価格又は賃貸料

イ 作業費・・・(ア) 労務費

(イ) 漁船用船費

(ウ) 回収油の処理費（焼却、運搬車の賃貸料）

(エ) 汚染物の処理費（焼却、運搬車の賃貸料）等

V 公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構
漁場油濁被害等認定審査会規程

昭和50年	6月11日	制定
昭和51年	5月28日	一部改正
昭和52年	3月3日	〃
昭和52年	6月28日	〃
平成15年	9月29日	〃
平成21年	3月13日	〃
平成23年	10月4日	〃
平成25年	5月28日	〃

(目的)

第1条 中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）は、理事長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 原因者不明の漁場油濁に係る漁業被害額
- (2) 原因者不明の漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用の額
- (3) 原因者が判明しているが、原因者による防除措置及び清掃作業が行われない漁場油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した費用の額並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除作業及び清掃作業に要した費用の額
- (4) その他必要な事項

(委員の任期)

第2条 委員の任期は2年とする。ただし設立当初の委員については、昭和52年6月30日までとする。

- 2 委員は再任されることができる。
- 3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 中央審査会に委員長を置き、委員の互選によってこれを選任する。

- 2 委員長は中央審査会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 中央審査会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、中央審査会を招集しようとするときは、あらかじめ会議の議事項目、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

第5条 委員長は、中央審査会の議長となり議事を総理する。

第6条 中央審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第7条 中央審査会の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8条 中央審査会の議事については、委員の代理人の出席は認めない。ただし、委員長が許可したときはこの限りでない。

(意見の聴取)

第9条 中央審査会は、必要に応じ関係者又は参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の派遣)

第10条 中央審査会は、特に必要があるときは委員を現地に派遣することができる。

(専門委員会)

第10条の2 中央審査会に必要があるときは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は第1条の規程により、諮問された事項のうち、専門的な事項について、事前に調査審議するものとする。

3 専門委員会の委員は、中央審査会の委員長が中央審査会の中から指名するものとする。

(報告書)

第11条 委員長は、調査審議を終了した時は、報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、議事の概要を記載した書類を添付しなければならない。

(地方審査会)

第12条 都道府県漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）は、理事長の招集に応じて、現地調査、基礎資料の収集等を行うとともに、被害額の認定に関する意見等につき検討する。

第13条 第2条乃至第11条の規程は、地方審査会に準用する。この場合において、第11条第1項中「調査審議」及び「理事長」とあるのは「調査、基礎資料の収集及び審議」及び「中央審査会の委員長」と、同条第2項中「議事」とあるのは「検討結果」と読み替えるものとする。

(改 廢)

第14条 この規程の改廢は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、昭和50年6月11日から実施する。

附 則

この規程の変更は、昭和51年5月28日から実施する。

附 則

この規程の変更は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則

この規程の変更は、昭和52年7月1日から実施する。

附 則

この規程の変更は、定款の変更の主務大臣の許可の日（平成15年9月29日）から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年3月13日から実施する。

附 則

この規程は、平成23年10月4日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日より適用する。